

令和 6 年 3 月 定例会 (2 月 9 日 開 会)
2 月 27 日 閉 会

池 田 町 議 会 会 議 録

令和6年3月池田町議会定例会会議録目次

○招集告示.....	1 3
○応招・不応招議員.....	1 4

第 1 号 (2月9日)

○議事日程.....	1 5
○本日の会議に付した事件.....	1 6
○出席議員.....	1 6
○欠席議員.....	1 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 7
○事務職員出席者.....	1 7
○開会及び開議の宣告.....	1 8
○諸般の報告.....	1 8
○会議録署名議員の指名.....	1 9
○会期の決定.....	1 9
○町長あいさつ.....	2 0
○議案第2号の上程、説明、質疑.....	2 1
○議案第3号の上程、説明、質疑.....	2 1
○議案第4号の上程、説明、質疑.....	2 2
○議案第5号の上程、説明、質疑.....	2 3
○議案第6号の上程、説明、質疑.....	2 5
○議案第7号の上程、説明、質疑.....	2 6
○議案第8号の上程、説明、質疑.....	2 7
○議案第9号、議案第10号の一括上程、説明、質疑.....	2 7
○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 9
○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 0
○議案第13号の上程、説明、質疑.....	6 1
○議案第14号より議案第19号まで一括上程、説明.....	6 7
○議案第2号より議案第10号まで、議案第13号より議案第19号まで各委員	

会に付託.....	1 0 0
○ 請願・陳情について、上程、朗読、各常任委員会に付託.....	1 0 0
○ 散会の宣告.....	1 0 1

第 2 号 (2 月 1 3 日)

○ 議事日程.....	1 0 3
○ 本日の会議に付した事件.....	1 0 3
○ 出席議員.....	1 0 3
○ 欠席議員.....	1 0 3
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 0 3
○ 事務局職員出席者.....	1 0 3
○ 3 月定例議会一般質問一覧表.....	1 0 4
○ 開議の宣告.....	1 0 5
○ 一般質問.....	1 0 5
三 枝 三七子 君.....	1 0 5
服 部 久 子 君.....	1 1 7
薄 井 孝 彦 君.....	1 2 9
矢 口 結 以 君.....	1 4 2
○ 散会の宣告.....	1 5 0

第 3 号 (2 月 2 7 日)

○ 議事日程.....	1 5 3
○ 本日の会議に付した事件.....	1 5 3
○ 出席議員.....	1 5 3
○ 欠席議員.....	1 5 4
○ 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1 5 4
○ 事務局職員出席者.....	1 5 4
○ 開議の宣告.....	1 5 5
○ 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑.....	1 5 7
○ 議案第 2 号について、討論、採決.....	1 7 3

○ 議案第 3 号について、討論、採決.....	1 7 3
○ 議案第 4 号について、討論、採決.....	1 7 4
○ 議案第 5 号について、討論、採決.....	1 7 4
○ 議案第 6 号について、討論、採決.....	1 7 6
○ 議案第 7 号について、討論、採決.....	1 7 6
○ 議案第 8 号について、討論、採決.....	1 7 7
○ 議案第 9 号、第 1 0 号について、討論、採決.....	1 7 7
○ 議案第 1 3 号について、討論、採決.....	1 7 8
○ 議案第 1 4 号より第 1 9 号について、討論、採決.....	1 7 9
○ 請願・陳情書について、討論、採決.....	1 8 8
○ 日程の追加.....	1 9 3
○ 議案第 2 0 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9 3
○ 発議第 1 号について、上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9 5
○ 日程の追加.....	1 9 7
○ 池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について.....	1 9 7
○ 日程の追加.....	1 9 9
○ 和澤忠志議員に対する処分要求の件について.....	1 9 9
○ 日程の追加.....	2 0 1
○ 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件.....	2 0 1
○ 日程の追加.....	2 0 2
○ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件.....	2 0 2
○ 日程の追加.....	2 0 3
○ 議員派遣の件.....	2 0 3
○ 町長あいさつ.....	2 0 3
○ 閉議の宣告.....	2 0 4
○ 議長あいさつ.....	2 0 4
○ 閉会の宣告.....	2 0 5
○ 署名議員.....	2 0 7

池田町告示第 5 号

令和 6 年 3 月池田町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 2 月 1 日

池田町長 齋 聖 章

1.期 日 令和 6 年 2 月 9 日（金） 午前 1 0 時

2.場 所 池田町役場議場

○ 応招・不応招議員

応招議員（１０名）

１番	矢口結以君	２番	三枝三七子君
３番	山崎正治君	４番	大厩美秋君
５番	中山眞君	７番	大出美晴君
８番	和澤忠志君	９番	薄井孝彦君
１０番	服部久子君	１１番	横澤はま君

不応招議員（なし）

令和 6 年 3 月 定例 町 議 会

(第 1 号)

令和 6 年 3 月池田町議会定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 2 月 9 日 (金曜日) 午前 1 0 時開会

諸般の報告

報告第 1 号 議会運営委員会委員の選任について

報告第 2 号 議長が決定した議員派遣報告について

報告第 3 号 議員派遣結果報告について

報告第 4 号 例月出納検査結果報告 (1 2 ・ 1 月)

報告第 5 号 寄附採納報告について

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

会期 - 2 月 9 日 (金) から 2 月 2 7 日 (火) までの 1 9 日間

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案第 2 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

上程、説明、質疑

日程第 5 議案第 3 号 池田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

日程第 6 議案第 4 号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

日程第 7 議案第 5 号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上程、説明、質疑

日程第 8 議案第 6 号 池田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上程、説明、質疑

日程第 9 議案第 7 号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

上程、説明、質疑

- 日程第 10 議案第 8 号 池田町給水条例の一部を改正する条例の制定について
上程、説明、質疑
- 日程第 11 議案第 9 号 池田町高齢者支援支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号 半在家地区高齢者地域支えあい拠点施設の指定管理者の指定について
一括上程、説明、質疑
- 日程第 12 議案第 11 号 町道の路線の廃止について
上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第 13 議案第 12 号 令和 5 年度池田町一般会計補正予算（第 11 号）について
上程、説明、質疑、討論、採決
- 日程第 14 議案第 13 号 令和 5 年度池田町一般会計補正予算（第 12 号）について
上程、説明、質疑
- 日程第 15 議案第 14 号 令和 6 年度池田町一般会計予算について
議案第 15 号 令和 6 年度池田町工場誘致等特別会計予算について
議案第 16 号 令和 6 年度池田町国民健康保険特別会計予算について
議案第 17 号 令和 6 年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 18 号 令和 6 年度池田町水道事業会計予算について
議案第 19 号 令和 6 年度池田町下水道事業会計予算について
財政計画資料について
一括上程、説明、質疑
- 日程第 16 議案第 2 号より議案第 10 号まで、議案第 13 号より議案第 19 号まで
各委員会に付託
- 日程第 17 請願・陳情書について
上程、朗読、各常任委員会に付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10 名）

1 番 矢 口 結 以 君
3 番 山 崎 正 治 君
5 番 中 山 眞 君
8 番 和 澤 忠 志 君
1 0 番 服 部 久 子 君

2 番 三 枝 三七子 君
4 番 大 厩 美 秋 君
7 番 大 出 美 晴 君
9 番 薄 井 孝 彦 君
1 1 番 横 澤 は ま 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	甕 聖 章 君	教 育 長	山 崎 晃 君
総 務 課 長	宮 澤 達 君	住 民 課 長	寺 嶋 秀 徳 君
健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君	振 興 課 長	大 澤 孔 君
建設水道課長	山 本 利 彦 君	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	丸 山 光 一 君
学校保育課長	井 口 博 貴 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総 務 係 長	滝 沢 健 彦 君	監 査 委 員	中 村 一 雄 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 岸 寛 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	---------	-----------	-----------

開会 午前 10 時 00 分

開会及び開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

令和 6 年 3 月池田町議会定例会が招集されました。御多忙の折、御参集願ひ、大変御苦労さまでございます。

本定例会は、令和 6 年度の行政執行に関わる予算案等の重要な案件を審議願う予定になっております。

提案されました案件について、十分御審議いただき、順調な議会運営ができますよう、各位の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和 6 年 3 月池田町議会定例会を開会いたします。

なお、会議重複のため、滝沢総務課長補佐より途中退席の届けがありました。そのため、中継機器操作のため職員が議場に入ります。

会議に入る前にお諮りします。

本会議の発言で不適切な用語等があれば、その部分については言い間違いとして、議長において会議録を修文させていただきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

○議長（横澤はま君） 諸般の報告を行います。

報告第 1 号 議会運営委員会委員の選任について。

議員辞職により、1 名欠員となっていました議会運営委員に、令和 5 年12月20日付で、1 番、矢口結以議員を指名しましたので報告します。

報告第 2 号 議長が決定した議員派遣報告について。

この報告については、急を要する場合として、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しましたので、お手元に配付した資料のとおり報告します。

報告第3号 議員派遣結果報告について。

この報告については、派遣議員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第4号 例月出納検査結果報告（12月・1月）について。

この報告については、監査委員から議長に報告があり、お手元に配付した資料のとおりです。

報告第5号 寄附採納報告について。

この報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

会議録署名議員の指名

- 議長（横澤はま君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、1番、矢口結以議員、2番、三枝三七子議員を指名します。

会期の決定

- 議長（横澤はま君） 日程2、会期の決定を議題にします。

会期日程については、議会運営委員会を開催し、あらかじめ審議を願ってあります。

議会運営委員長から報告を求めます。

中山眞議会運営委員長。

〔議会運営委員長 中山 眞君 登壇〕

- 議会運営委員長（中山 眞君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

2月2日に開催しました議会運営委員会において、令和6年3月池田町議会定例会の会期及び議事日程について協議をいたしました。会期は、本日2月9日から2月27日までの19日間とし、議事日程はお手元に配付のとおりといたしましたので、よろしくお願いいたします。

議会運営委員会の報告を申し上げました。

他の議員で補足の説明がありましたらお願いします。

以上。

- 議長（横澤はま君） ただいまの委員長報告に質疑がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本定例会の会期、日程については、委員長の報告のとおりとしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、別紙会期日程（案）のとおりと決定しました。

町長あいさつ

- 議長（横澤はま君） 日程3、町長あいさつ。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） おはようございます。

3月議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位には、御多用のところ御出席をいただき、本日から27日までの会期、日程を御決定いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

本年1月に発生いたしました能登半島地震災害の復旧状況が、盛んに報道されておりますが、厳冬期の中、極めて厳しい見通しのつかない状況となっております。被災地の皆様の心中いかばかりかと、胸を痛めているところであります。当町では、支援の要請を受け、現在、第3次として職員が派遣されております。今後も順次、支援に赴く体制を計画しております。社協でも、職員はじめボランティアセンターのメンバー等が支援に入っているところであります。一日も早く、安心できる生活環境を取り戻すことを願うばかりであります。

本定例会に提案いたします案件は、条例改正案等10件、補正予算案2件、令和6年度予算

案 6 件の計18件であります。なお、最終日には追加案件を予定しております。

御審議、御決定をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさついたします。

議案第 2 号の上程、説明、質疑

- 議長（横澤はま君） 日程 4、議案第 2 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） それでは、議案第 2 号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の定年延長に伴い、職員の新陳代謝を行い、組織の活力を維持するため、60歳に達した職員の運用として、新たに 5 級に主幹、4 級に企画員を設けるものがあります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第 3 号の上程、説明、質疑

- 議長（横澤はま君） 日程 5、議案第 3 号 池田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第 3 号 池田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、戸籍謄本などの広域交付開始に伴い、所要の改正を行うものであります。なお、この条例の施行日は、令和 6 年 3 月 1 日であります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第 4 号の上程、説明、質疑

- 議長（横澤はま君） 日程 6、議案第 4 号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第 4 号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、子育て世帯の負担軽減及び町営バス利便性向上を目的に、高校生までの町営バス利用料金無料化を令和 6 年 4 月から行うため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

矢口議員。

○1番（矢口結以君） こちらの条例の中の(4)、18歳以下で特に町長が認める者は無料とするとありますが、この町長が認める者とするまでの過程といいますか、申請書など、どういった流れになるか、今一度お尋ねいたします。

あともう一点なのですが、バスの運行なのですが、時刻ですね、時刻表を見させていただきましたが、朝の通勤ラッシュの時間の中で、区画と区画の間が非常にタイトなスケジュールになっております。こちらダイヤの改正など考えがあるのかお尋ねをいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） 矢口結以議員の御質問にお答えいたします。

申請の流れにつきましては、特に高校生以外で18歳以下の方、もし該当する場合に、申出のほうを役場のほうにさせていただく必要がございます。高校生の場合は学生証の提示をお願いするわけですが、高校生以外の18歳以下の場合は、申請をしていただいた上で、証明書等を町のほうから発行するような予定で考えております。

また、時刻表の関係につきましては、現在、全協でお示した時刻表のとおり、変更の予定はございませんので、お願いいたします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第5号の上程、説明、質疑

○議長（横澤はま君） 日程7、議案第5号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第5号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、池田町国民健康保険税の税率改正に伴い、所要の改正を行うものであります。税率改正につきましては、税収不足を改善する目的であり、去る1月26日に開催しました池田町国民健康保険運営協議会において、本税率改正につきまして「適当」との答申を受けておりますので、申し添えます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

薄井議員。

- 9番（薄井孝彦君） 今回の改定によりまして、いわゆる医療分、支援分、介護分合わせての税率が、合わせると0.4%値上げになると。それから、均等割とか平等割ですね、そういったものはかなり増えるわけです。そういうことで試算していきますと、町のほうの資料でも、4人家族で配偶者がいてお子様が2人の場合、約3万1,780円上がりますよという、そういう試算になっております。ですから、かなり、今、国民健康保険税そのものが非常に高い中で、さらにこういう値上げをするということについては、慎重にやらなければいけないと思いますけれども、基金をある程度繰り入れて税率を抑えるとか、値上げ分を抑えるとか、そういう方法もあるかと思いますが、その辺はどのような努力をなされたのかお聞きします。

- 議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

- 住民課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

国民健康保険税の税率改正につきましては、平成30年以降行っておりませんでした。

また、基金からの繰入れですが、税率改正を行わなければ、3,200万円という金額を基金繰入れしないと予算編成が難しい状況でございますので、3,200万円基金繰入れをせず、1,600万円程度に抑え込むという目的で税率改正のほうを行っておりますので、そういった努力のほうはさせていただいた上での税率改正ということで御理解をお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） 薄井議員。
- 9番（薄井孝彦君） もう一度確認しますが、そうすると、値上げ分の半分くらいは基金から繰り入れたということですか。
- 議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。
- 住民課長（寺嶋秀徳君） 基金繰入れを行わなければ予算編成ができないために、3,200万円を不足分しておりますので、その不足分を補うために基金繰入れを3,200万円ではなくて、それを減額して1,600万円に抑えたということです。
- 議長（横澤はま君） 薄井議員。
- 9番（薄井孝彦君） 半分程度繰り入れたということですね、要は。
- 議長（横澤はま君） 寺嶋課長。
- 住民課長（寺嶋秀徳君） そうです。そのとおりです。
- 9番（薄井孝彦君） 分かりました。いいです。
- 議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了します。

議案第6号の上程、説明、質疑

- 議長（横澤はま君） 日程8、議案第6号 池田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

- 町長（麿 聖章君） それでは、議案第6号 池田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、池田町公共下水道事業計画の変更に合わせ、必要な改正をするものであります。

改正内容につきましては、第4条の賦課対象区域の決定等において、毎年度の当初に区域を定め、これを公告することとされておりますが、今後当分の間、区域の変更がないことか

ら、「毎年度から当該年度内に」までの字句を削除するものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第7号の上程、説明、質疑

○議長（横澤はま君） 日程9、議案第7号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

○町長（麿 聖章君） 議案第7号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項が移動したため、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、第9条中の「第243条の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第 8 号の上程、説明、質疑

- 議長（横澤はま君） 日程10、議案第 8 号 池田町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第 8 号 池田町給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、本条例の所要の改正を行うものであります。

具体的には、第 4 条の第 1 項と第38条の第 2 項ただし書及び第43条第 1 号中の「厚生省令」を「国土交通省令」に改めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第 9 号、議案第 10 号の一括上程、説明、質疑

- 議長（横澤はま君） 日程11、議案第 9 号 池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 半在家地区高齢者地域支えあい拠点施設の指定管理者の指定についてを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第 9 号及び議案第10号を関連する議案として一括提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 9 号 池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、今年度整備している半在家地区の高齢者地域支えあい拠点施設について、新たに公の施設として定めるもので、別表に同地区の高齢者支えあい拠点施設を加えるものであります。

続きまして、議案第10号 半在家地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の第 5 条に基づき、令和 6 年度から 5 年間、半在家地区の拠点施設の指定管理者を同地区の自治会長に指定するため、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第 9 号及び議案第10号について提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

議案第 9 号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

議案第10号について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程12、議案第11号 町道の路線の廃止についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第11号 町道の路線の廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

これは道路法第10条第3項において準用する第8条第2項の規定に基づき、町道の路線の廃止を提案するもので、中之郷地区における多面的機能支払交付金事業による道路舗装整備に伴い、事業区域内に位置する町道121号線の廃止を行うものであります。

以上、議案第11号について提案理由の説明を申し上げました。議審議の上、御決定をお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第11号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程13、議案第12号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 議案第12号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第11号）について、提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億9,104万2,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、当町における農業の後継者不足や、将来にわたる農業経営が困難である状況を打破し持続可能な農業を実現するため、新たな担い手となる農業法人を設立したいと考え、その法人への出資金をお願いするものであります。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

5 ページの款10地方交付税を300万円増額しました。

続きまして、歳出について御説明いたします。

6 ページ、款 6 農林水産業費は目 3 農業振興費に、農業法人出資金として300万円増額計上しました。

以上、議案第12号の提案説明をいたしました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部議員。

- 10番（服部久子君） お聞きいたします。

今年の初めに、2月中にはこの法人を立ち上げるというような説明があったんですけども、この社口原と、それから町全体の農業の計画を別にすれば、急いで法人を立ち上げる必要はないと思います。

それで、昨日も農業者の方々から訴えがあったんですけれども、非常に農業者の方々の理解が得られていないので、これを急いでやると、将来非常にまずいことになるんじゃないかと思います。

それともう一つ伺います。この法人を急いで立てるということは、今、その法人のめどはついていっているのでしょうか。

この2点伺いたいします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（鴫 聖章君） この法人立ち上げにつきましてのきっかけになった課題が、社口原の耕作の継続ということであります。今まで継続されてきた皆さんが、高齢化あるいは獣害等により耕作ができないということを事の発端といたしまして、受皿を何としてこれをつくっていかなくちゃならないということで、各農業法人等といろいろ協議をいたしましたけれども、受け手がいないという状況を受けまして、町といたしましては、新たな法人を立ち上げて、この社口原の耕作の受け手として機能していただくということで考えました。

また、法人のめどがついているという御質問ですけれども、これは法人設立に必要な要件はそろっております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

服部議員。

○10番（服部久子君） そうすると、具体的に、この前も農業者の方が、人の顔が見えないのは不安で仕方ないと言われたんですけれども、具体的に人は決まっているのでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（鴫 聖章君） 決まっております。

これは、株主総会におきまして承認を受けるというような予定であります。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

矢口議員。

○1番（矢口結以君） 私から5点質問させていただきます。

1点目、新法人を設立して、補助金申請にまずは手を挙げたいという話ですが、池田町としての農業ビジョンはどのようなものかお尋ねをいたします。

2点目は、説明会の傍聴を通して十分声を聞いたとおっしゃいました町長でしたが、9月

1日に、農業者説明会に対して何人の方がいらっしゃったのか、また、それ以外に、町内経営体919のうちどのくらいの声を聞いたのかお尋ねをいたします。

3点目、農水省、県農政課の指導では、地域の農業者の理解を求めることを第一にしておりますが、この1年半の協議会の中で協力者は現れたのか。

また、4点目、地域おこし協力隊や臨時雇用職員が新法人のメンバーに入っておりますが、もし募集して集まらなかった場合は、どうするおつもりかお尋ねをいたします。

5点目は、農振協の議事録の公開もいまだにされておりませんが、町としてはどのように考えているかお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（麿 聖章君） まず最初に、補助金に手を挙げるということで、ビジョンはということとでありますけれども、先ほどお話ししましたように、社口原の問題に端を発しまして、それと併せまして、池田町では地域計画ということで、国からの課題が出てまいりました。それに向かいまして、町単独では解決の道が探れないということで、農業振興協議会を立ち上げたということとあります。で、町と県と力を合わせて知恵を絞り合って、そして、農振協の最終答申を得たところであります。

ビジョンといたしましては、この答申にあります内容そのものが、これは町として、県と共同して策定したものでありますので、ビジョンとしてはこれが全てということになります。

また、9月1日の説明会ということですが、担当のほうから御説明をいたします。

○議長（横澤はま君） 大澤振興課長。

○振興課長（大澤 孔君） 9月1日の農業関係者からの公聴会ということで、交流センターかえでで行いました。ここでは農業関係者、そして議員さんもふくめて23名の方が御参加いただいたということでございます。

これ以外にも、令和4年度には、農振協のほうでも、10月に農業関係者との意見交換会、これは町内の農業者が20名出てきていただいたり、そして、中間答申が行われた後、昨年の11月の終わりにも、住民報告会ということで中間答申の方針を説明した中では、25名の方が御参加いただいたということでございます。

また、これ以外にも、町で若手の農業者との懇談会も行ったりして、要所要所で御意見を聞いているというようなことで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 3点目の地域の理解を得られているかという御質問ですが、ただいま担当のほうから報告いたしましたけれども、複数回にわたって懇談会を行い、その中から解決の道が見いだせない、どう考えてもその道が見いだせないということで、町としてはこの農振協の、県等のお力をお借りして、一緒になって組み上げたということでもありますので、地域の皆さん、どの程度の理解かというのはよく分かりませんが、町としては精いっぱい取り組んできたつもりでございますので、お願いいたします。

また、実際に耕作する人たちはということでもありますけれども、この新法人が、当初立ち上がりますけれども、3年間というものは計画期間に充てていくという予定です。その間に、町といたしまして、社口原につきましての試験圃場を一部使いまして、そこでブドウの植栽を行うということです。そのときには地域おこし協力隊の力をお借りして、そして植栽に当たるということで考えております。

それから、議事録の公開につきましては、今、その準備がほとんどできておりますので、定例会後にはホームページにアップできるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

大厩議員。

○4番（大厩美秋君） おはようございます。

1点質問をいたします。

現在、社口原につきましては、国庫補助事業を導入されているわけですが、今後また新たな取組によりまして、総合整備事業というものがまた社口原に導入されていくことになりましますけれども、そういった重複というか、また新たなそういった整備事業が重なるというようなことについては問題がないのか、確認をしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 議員御指摘のとおりであります。ここには補助事業が入っておりますので、これを前提といたしまして、どんな事業が導入できるのかなということで、県と相談いたしましたところ、畑作等促進整備事業というのがございます。これを社口原につきましては導入を図っていくということであります。これは確認を取っておりますので、この事業の導入については問題がないということでございます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

先ほどの矢口結以議員。

○1番（矢口結以君） 御回答いただきましたが、それに関連して再質問させていただきますが、議事録の公開を定例会後にされるということでお話いただきましたが、町と県との事業なのに、公開もしないまま、このまま進める。この2月末まで、公開しないまま進めるというつもりでいらっしゃるということでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（舊 聖章君） 議事録の公開につきましては、規定があるわけではありませんので、ちょっと遅くはなっているかなと思いますけれども、いずれにしても御要望がありますので、公開をいたしますということでありますので、御理解ください。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） 法人を立ち上げる場合には、やっぱりちゃんとした指針というのが、昨日も総務省の指針というのを町長さんにお配りして見ていただいたと思いますけれども、やはり外部の専門家の意見を聞いて、そしてやっぱりその見通し、法人としての見通し、採算性、そういったものをよく検討してからやらなければならないというふうになっているわけですね。

一般質問の資料にも書いておきましたので、町長さんも御覧だと思いますけれども、新潟産業大学経済学部の出井信夫教授は、やはり法人化に当たっては、いわゆるフィジビリティスタディ、いわゆる企業化調査、事業の可能性の調査を十分にやった上でやらなければいけない、立ち上げを検討していくということでやるのが筋だと言っているわけですね。そういう検討というものを十分にされたのか、フィジビリティスタディを外部の人の力を借りてやったのかどうか、その点をまずお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（舊 聖章君） この専門家ということでありますけれども、再三全協等で御説明いたしました、この農業振興協議会には、中間管理機構の理事長はじめ、農業関係者の県の主立った部署のトップの方が参画しております。そういう点から、これ客観的ということも言えると、私は考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） 私が聞いているのは、もちろんその方も立派な方だとは思いますが、やはり外部の方というのは、それ以外の例えば銀行の方とか、あるいはその道のプロ、専門家、そういう人の意見を聞かなければいけないということを言っているわけですよ。それやったかどうかというのを聞いているわけですよ。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（鶴 聖章君） その辺については、報告は受けておりませんが、県のほうでは十分、これは社口原がきっかけということではありますが、これは県営事業でありますので、県のほうが非常に主体性を持って、そして、この問題に関わっていただいているということでもありますので、先ほどお話ししました県のメンバーばかりではなくて、それ以外の皆さんにも十分意見については聞かれているものというふうに解釈しております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） 要はやっていないということだと、私は解釈いたします。

それで、やはりこの法人の立ち上げに300万円町が出資するということは、ただ300万円出資するだけでは終わらないんですよ。その法人に、第三セクターに対して、やっぱり町がある程度の責任というのが出てくるんですよ。ですから、例えば、いろんな法人がうまくいなくて損失が出た場合、当然これ答申書の経営試算を見ても、4億円借り入れるということになっているんですよ。これはちゃんと試算の中に、で、これは借入れはせざるを得ないと思うんですよ。何も農業機械がないわけですから。農業機械をそろえるためにも、そのくらいのお金はかかってくるんですよ。それはどこから借りるかといったら、総務省の方針でも、そういうことが予想される場合には、事前に資金を確保してからやるべきだというふうに書いてあるんですよ、指針として。だけれども、今回の場合については、それが確保されていないわけですよ。

そういう中でやっていって、うまくいなくて、経営が厳しくなった。その場合、法人は当然お金を借りざるを得ないわけですから、その借りた場合に町が保証するという、いわゆる損失補償契約というものがなければ、恐らく銀行は融資してくれないと思うんですよ。だから、その辺のところは、本当に損失補償契約をしないということで臨んでいかないと、要するに、町の財政負担が出てくるおそれがあるわけですよ。ですから、法人のほうから、金を借りる場合どうしても必要だから、町が損失補償契約をしてくれと言われたときに、い

や、それはしませんというふうにはっきり明言できますか。文書としてそれは残すことができますか。その点をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 法的には債務保証はできないということになっております。損失補償につきましては、当然、議会の議決が必要ということになっております。

明文化ということでありますけれども、これは新法人が立ち上がりましたら、その辺はどのようにするのか、新法人との協議の中で決めてまいりたいというふうに考えております。

また、4億円というお話が先走っておりますけれども、まだこれは暫定的なシミュレーションであって、それが決定している事業ではありません。新法人が立ち上がって、そして新法人が組み上げていく事業にどのくらいかかるのか、どのくらいの規模でいくのか、これは新法人が十分精査をして事業計画を組んでいくということになりますので、暫定的には4億円と上がっておりますが、これがそのまま生きていくということとは、考えにくいかなと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） だけれども、結局、それは何も機械がないわけだから、機械を買わなければ実際にはできないわけですね。ですから、これは一つのシミュレーション、一つの仮定だということかもしれないですけれども、現実問題として金は借りざるを得ないというのが、これは厳然たる事実だと思いますので、その辺のところ、ちゃんと金を借りた場合返せるのかというそういう財政的な見通し、これをちゃんと調査した上でやらないと、これは下手をすると、財政負担が出た場合、今、町長の話だと、その法人と話し合っただけで決めるんだというそういう言い方なんですけれども、法人はそれは当然求めてきますよ。それがなければ借りられないわけですから。そのときに相談して決めるのでは、これは当然その方向に認めるということになっちゃうじゃないですか、損失補償を。だから、それが大体おかしいというんですよね。そういうことを、第三セクターでも、損失補償を認めていないというやり方でやっているほうが多いですよ。ですから、その辺もちゃんと調べた上でやってもらいたいと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） この法人は、当然、一般的な法人でありますので、独立採算ということでありますので、町は経営に関与するものではありません。ただ支援をしていくというこ

とで説明をさせていただきました。いろんな相談事、お互いに知恵を絞って、そして池田町の農業振興のために、どういう方向がいいだろうかということで協議はしていきますが、経営に町が関与するということはありません。

ただ、損失補償ということでもありますけれども、これは先ほどもお話ししましたけれども、どの程度の事業で、どのくらいの費用がかかるのか、これは全くこれからの課題でありますので、その中で、ではそれがどういうふうに成り立っていくのか、それは十分調査、精査してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

○7番（大出美晴君） 町長に一つ質問しますけれども、最近、大手メーカー、特に食品メーカーが、農業イコール工業だというようなことで、コマーシャルも入れながら、農業に携わっていくというようなことが出ています。他県でもそういうことで、そういうメーカーが、その地方公共団体に入って農業を推進していると。結果的には、自分のところの利益のために、そういうところを利用しているわけですが、池田町の今の農業法人は、将来的にそういうところとタックを組む可能性があるのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（舊 聖章君） これは、今後の、大変前向きな発想だと思います。今どこを見ても、法人を立ち上げて、そこに集約していくというのが、今、全国の流れです。どの農業者に伺っても、法人がなければこれからやっていけないというのが、そういう意見がもう圧倒的に多いかなと。

先日も三郷のリンゴ農家に行きましたけれども、この方は、10ヘクタール、リンゴとお米とやっていますけれども、これでもとても経営が成り立たないと。息子はその後継者にはならないと言っていると。そうした場合、自分ももう高齢になってきているし、これからどうすればいいんだというところが、今、非常に悩みですと。こういうときにこそ、法人という組織が必要であると。それがなければ、自分たちはもうこのままお手上げということになってしまうんだというような話でありました。

そういうところから考えますと、大いに企業等の参入も含めて法人化をし、そして、法人の充実を図っていく。そして、将来像といたしましては、若い人の常勤雇用ができる体制まで持ち込んでいくというのが、今回の新法人の将来像として描いているところであります。

スタート当初は、本当に卵であります。産まれたばかりの形だけではありますけれども、

その将来像に向かって、そういうその企業との連携があれば連携をしていく、そして、その企業の参画もお願いできればしていく、そして、最終的には、若い人が働けるような、生活できるような、あるいは利益の上がるような、そういう農業形態をつくっていくというのが、今回の法人の第一歩とその将来像でありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

○7番（大出美晴君） ありがとうございます。

それともう一つお聞きしたいのは、そういうことであるならば、過去に頓挫してしまった2階建ての政策、農業政策をこれからも進めていく可能性があるのかどうか、そこら辺、町長ではなくて大澤課長でもいいですので、よろしくお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） お答えします。

議員のおっしゃるとおり、最初、2階建てというそういう構想でありましたが、この新法人につきましては、2階建ての2階の部分に当たる力を持てるような法人に育てていくというのが、町としての考えであります。

その法人を核といたしまして、従来の法人の皆さんと連携を取りながら、池田町の農業振興にそれぞれ力を尽くしていただく。これ連携がなければ、一人でやっていたら必ず潰れます。お米だけではもう駄目というのは国の全くのもう基本方針でありますので、お米だけでは駄目だと。今はいいかも分かりませんが、これからどんどん資材の物価等上がってきましたら、お米だけの生産では恐らく続いていかないだろうという想定の下に、新たな仕組みづくりというのが必要になってくるかなと思います。

議員御指摘のように、この新法人を立ち上げましたら、この2階の部分に当たる、非常に強い力を持った、そういう法人に育てていきたいなというように考えています。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

○7番（大出美晴君） では、もう一つだけ確認しておきます。

でしたら、その2階建ての政策がまた復活するということで、それが現実になれば、その町が出資した法人が販売あるいは営業した中で、相手方の求めている作物あるいは米の品質等々について、1階部分の農業法人、ファームであったり株式会社であったり、そういうところと連携して、そういうところにそういう作物を作ってもらおうと。では、そういうところ

に優良農地、あるいは耕作放棄地になりそうなところとか、そういうところをお願いしてやってもらおうというようなことで、逆に言えば、では、そういうときに何か必要なのかというと、圃場整備であったり、それから、県・国からの補助金を通して、それに合った機械を入れる。もしかしたら、作物によっては機械導入がかなり必要になってくるかもしれない。あるいは、圃場を大きくして、野菜の団地化というようなこと、それから、米の品質も統一しなければいけないという中では、そういうものも必要になってくるということで、いろんな連携が考えられると思いますけれども、そこまで踏み込んだ考え方を、これから将来的に持っていくのでしょうか、お聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 議員御指摘のとおり、この法人の一つの機能といたしまして、販路の開拓、これは大きな課題かなと思いますし、また、先ほど来お話ありますように、いろんな作物を作るときの技術指導、あるいはお米の品質向上のための技術指導、あるいはスマート農業等の推進、または担い手の育成等々に関わっていくと。これはこの法人だけではできませんので、そこで、今現存の経営体との連携というところも出てくるかなと思います。

いずれにいたしましても、その核となるそういう法人というふうに考えていただければなというふうに考えております。それに町は大いに協力を惜しまないということになってきます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 今、町長の御答弁聞きながら、これは無理じゃないかなと思ったんですけれども、今、ほかの農業法人とも連携してという言葉がございました。これまでに、この短期間に何度も、この集落営農をやってこられている方々が、意見書なり要望書を出されています。町長にも、公開質問状も出されています。それに対して、まず、今日はここで、正式にお答え願いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 公開質問状につきましては、20日までということで期日をいただいておりますので、今、整理をしているところであります。

いずれにいたしましても、意見交換会等で、説明会等で御意見をいただいております。そういう中では、町からの説明不足というところもあるかも分かりませんが、私といたしましては、これからの事業、池田町の農業振興を考えた場合、今、一步踏み出さなければ、

もう手遅れになると、そのくらいの私は危機感を感じております。

その後、法人を立ち上げた後、この連携のために、各農業法人の皆さんと懇談を深めていく。そして、そこの中でのいろんな課題を吸収し、そして、それに対してどのようにしていくのか、それは町も含めまして、県とも協力体制を取る、また、農協の皆さんとも協力体制を取っておりますので、課題解決に向かって協議を進めていくということになります。

今、一步踏み出さないと、これはもう本当に先に進まないということ、ここが説明会の中でもずっと平行線でありました。しかし町は一步踏み出すという決断をいたしましたので、その点は御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 今、1年待てないという説明を、2月5日も町長はお話ししていただいているんですが、この中山間地域農業農村総合整備事業というものの立候補をしなければいけないと、そのために受皿の農業法人が要するという御説明だったと記憶しています。それは間違いないですね。

はい。

私もそれなりに調べました。ですが、これ事業体として認定されるのは自治体です。町です。ですから、今1年待ってくれという、ほとんどの、今、集落営農をやっている方が待ってくれと言っているのですから、立候補を町がすればいいじゃないですか。農業法人の受皿が必要だったら、池田町ファーム、最初設立されたときに、この町の一つの農園化を目指すということで立ち上げられたと聞いています。そこにまずお願いして、受皿になってもらいながら、町とちゃんと共同し、今、町長が言われたように、今おられる方々の声を聞き、そして声を集積して共同体制をつくっていくということを、順序が逆じゃないかと思うんです。受皿をつくっていくのではなくて、受皿をみんなで協力してつくっていった形をつくったほうが、これ農水省も進めていますが、農業者とのコンセンサス、コンセンサスを一番大事にしてくれと書いています。ほかの自治体もみんな同じように、先ほど町長が言われたとおり、日本中で後継者受皿づくりというものを目指す農業法人を立ち上げています。ですが、皆さん、コンセンサスを取るのに7年、8年、長いところで15年かけてやっておられます。

今、「ばか」と言われましたか。

そういう蓄積があって、そして資本も皆さん大きいです。町が、その村が生き残っていくために、農業を基幹産業とするという意識を持って、1億円なり5,000万円なり投入して、

その代表は町長です。それぐらいの覚悟を持ってやっていただかないのであれば困ります。

先ほど、この立ち上げられる農業法人、民間で自走型にするとおっしゃいましたが、それでは、先ほど薄井議員が危惧されました損害補償について、まず、明文化してほしいということを、先月1月23日の議会協議会で、同じ質問を私もさせていただいています。そのとき、専門家に聞いてちゃんと答えますというお答えでした。ですが、今日になっても、まだお答えいただけていません。ここで議決をしてしまうのですか。

ぜひ、お答えを聞きたいです。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 先ほど来お話ししておりますが、喫緊の課題として、どうしても社口原という問題を抜きには考えられないわけです。別に考えればというような御指摘もありますけれども、じゃ、社口原はどうするのかということです。もうこれはほうっておけない。県に待って、待って、待ってもらっている圃場であります。それがまだ、いまだに方針を示せないということであれば、県も、これは県の問題というよりも、国にその情報が上がりますと、これは大変な、池田町の信用問題に大きく進んでまいります。それでは、町としては、どうしてもこれは社口原の問題を抜きには考えられないと。

池田町ファームの皆さんとも相談をして、はっきり言いますと、池田町ファームの皆さんから、これ以上はできないというお答えをいただいているので、これが原点でありますから、それで、どうすればいいのかということで当たったところが、社口原を受けていただくところの法人はないと結論に達しましたので、だったら新たな法人を立ち上げる以外に、もう道はないというのが答申であります。それが一つの基本になっておりますので。

ほかのこと、地域計画等々の話もありますけれども、それはそれといたしましても、社口原はじゃどうするんだというのは永遠に残っていったって、これは大きな問題として、これから発展していく。そして、国の信用、池田町に対する信用問題に、これは発展していくというのは間違いないかなと思います。

それと地域計画というのがありますけれども、この受皿といっても、先ほどお話ししましたように、新法人はどういう機能を持たせるのか。これには販路とか、あるいは技術指導、スマート農業、これは現在の法人の皆さんでは持てない機能です。というのは、今の法人の皆さんの平均年齢が72歳を超えてきました。その中で、この機能を持ってできるのかなというところに懸念もあります。この新たな法人は、決して若いとは申し上げませんけれども、その一つの法人形態を取ることによって、町が支援をして、そして若い人たちの育成も、こ

の法人を核として育成を図っていくというような。ただ耕作すればいいというようなことで済まないわけです。大きく町全体の農業に関わる、そういう法人であるということも御理解いただきたいなと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 大出議員。

○7番（大出美晴君） 農業法人を立ち上げる前に、確かに、池田町としてそこに取り組んでいくということは、確かに必要であるかと思います。

私も農業者の端くれとして関わってきましたけれども、もう30年ぐらい前に、そういう話がありました。結局頓挫してしまっただけなんですけれども、何で頓挫したか。まず、それは何かというと、1町1農場、池田町ファームというものを立ち上げようという話がありました。町長の何代か前の町長のときですけれども、そのときに私も関わりました、多少。で、何がまとまらないか。やっぱりそれぞれの皆さん、私もそうでしたけれども、当時の農業者、結構若かったわけですよ。そうした中で、後継者もまあまあいるような状態でしたが、それが、それぞれの利害関係とかそういうものもあって、なかなかまとまらなかったという経過が多分あったと思います。私も記憶の中からもう大分遠ざかってしまったので、そこら辺が定かではありませんけれども、多分そんなようなことで、結局頓挫してしまっただけ。

続いて何が出てきたかということ、やっぱり社口原というか、あそこの地権者たちの、ここにも関係者がいると思いますけれども、そういうところが声を上げてきた。その中には何があったかということ、中山間地の問題です。中山間地、それは何かということ、やっぱり今、加工用ブドウとかそういうものが注目されてきたと、そういう中でやるところが出てきた。まず、サッポロワインですね、サッポロワインが出てきました。町はそこにも投資していますよね。全然投資しないわけじゃないんですよ、町は。その中で、そこがよくなってきた。その前に、あづみアップルに出荷している渋田見地区のワイナリーもその前にありました。そこにはかなりな技術も提供されていると思います。そこに大手のサッポロが来たということになりますよね。

その中で、またさらに北のほうに進めていこうという話の中で、いろんなことがありました。そこを耕作しようとしている人、それから、いやいやそうじゃない、そんなところはそんなことをつくってもらっては困るというような、結局利害関係が生まれるわけですよ。利害関係が生まれてもいいです。

その中で何が大事かということ、今、私もそうですけれども、あと10年やったら農業ができ

なくなります。じゃ、後継者いますかという、いません。今、池田の中では、そういうことが重要になってきている。それが今の問題につながっていると、私は思っています。ですので、逆に言えば、町長の中に、そういうような状態、喫緊の問題、課題が山積するわけですけども、町長はそれを、確認しますけれども、やり切るそれだけの強い意志があるのか確認しておきます。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（麿 聖章君） これは農協さんとも再三お話をしました。この事業、スタートしたらこれは失敗することはできないねと。私もそういう強い決意で、農協さんもしっかり組んで、そして、この池田町の農業、持続可能な農業を構築するということで、強い決意で臨んでおります。その点だけは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） これより暫時休憩です。

休憩 午前 11 時 13 分

再開 午前 11 時 21 分

○議長（横澤はま君） 再開いたします。

先ほどの質疑、あとお二人でと思いますが、いかがでしょうか。

今、挙手されている方で。

3 名。

それでは、薄井議員。

○9 番（薄井孝彦君） 先ほどの社口原の問題について、町長のほうで答申のとおりによらざるを得ないという、そういう説明であったかと思いますが、そういう方法にとらわれないでも、やる方法は私はあると思うんですよ。例えば、池田町ファームさんができなくなったという大きな理由としては、やっぱり電気柵も何にもないわけですから、みんな食われちゃうのは当たり前なことなんですよね。ですから、電気柵をちゃんと作りさえすれば、ソバだってちゃんとできるわけですよね。

それと、やはり環境保全型農業といって、そのやり方についても、県の人に聞いたところ、そういうやり方で問題はないというふうに、県の職員さんにも述べていただいているわけで

ございますんで、そういうのを取り入れながら、池田ファームというそういう形を取りながら、が受け手となってやるということは可能だということは、昨日も農業者の、陳情者の方々から説明がありましたので、そういうやり方だって検討する余地があるわけですから、何が何でも法人化の今のやり方が全てだというふうに考えることは、私は誤りではないかというふうに思いますけれども、その点についてお聞きしたいと思います。

それから、要は、この計画を社口原の関係についていいますと、菜種、ヒマワリというものをあそこで栽培をして、1,042万円の収益を上げるという形になっていきますけれども、もともと菜種、ヒマワリというのは、そんなに油というのは需要がないんですよ。これは大町の八坂でやったその経験からしても、もう明らかですよ、これ。ですから、そこでもって1,042万円の利益が上がるということを考えること自体、ちょっとこれ無理があるんですよ。

もしその利益が上がらなければ、令和18年の法人全体の収益が4,264万円となっておりますから、それもはっきり言って無理だという形になりますし、それから、新法人が20名程度の社員と最大15名の臨時雇用でもって、水稻、ブドウ、リンゴ、桃、アスパラガス、タマネギ、ミニトマト、菜種、ヒマワリの9品目を同時に並行的にやっていくということになるわけですよ。これいろんな忙しい時期が重なりますよ。特にブドウなんかは、少し取るという、ブドウを取っていくというそういう作業と、アスパラガスを出荷する時期なんか重なってまいりますので、私が試算したところ、この計画をやるには、少なくとも78名くらいの人数が当然かかってくる。そうすると、計画の2.2倍くらいが必要になってくるわけですから、無理です、はっきり言って。いろんな農業法人、私も当たって見ましたけれども、こんなにいろんな多品目やっているところはないです。絶対、労力的に回し切れないという問題が出てまいります。

その辺をどういうふうに考えるかということと、それから補助金を、4つの補助金、これを手を挙げてやっていくということなんだけれども、特に中山間の補助金については、額が、答申によりますと約10億円近くになるということになっていきますけれども、その令和9年度にガラスハウスを、温室を造るというような計画になっていきますけれども、やはりこれについても、その内容というのは全然分かっていないわけですし、それから、どういうふうに具体的に使うのか、それからその維持経費はどのくらいかかっていくのか、その辺のところだっただけ全く説明がないわけですよ。

ですから、まずそういったものを、補助金を取る場合には、議会にもちゃんと説明をする

し、それから町民のコンセンサスを得てから手を上げるべきだと思うんですよ。まず、手を挙げてから後でやるというようなことになると、それは結局、現在の会染西部圃場の非農用地ですね、これについてだって、今は幾らかかるか、今、財政難の中で幾らかかるか分からないような時期で、今、担当職員が非常に苦勞をしているわけですよ。だから、それと同じような現象が必ず起きてきますよ。ですから、これは十分に検討して明らかにして、それで、その上で、コンセンサスを得てからこれをやるべきだというふうに私は思います。

この補助金というのは、補助金返還ということもあり得るんですよ。町長にお聞きしますけれども、補助金返還の関係で処分制限年数期間という用語がありますけれども、町長御存じでしょうか。これは、要はどういうことかと言いますと、補助金を使ってやっていたんだけれども、それがあいるんな事情によって全くやらなくなってしまったと、またそれを代わりにやる事業者も見つからないといった場合に、例えば、この中山間で加工販売施設を造りましたと。だけれども、例えば、全く使えなくなったという場合、建物の処分制限年数期間というのは約30年から40年くらいかかるわけですよ。ですから、それが例えば10年くらいで、もうやまったという場合は、残りの30年間の期間のは返さなければいけないんですよ。そうすると、新たな町の財政負担が出てくるんですよ。ですから、よほどよく検討してやらないと、そういう財政負担も出てくるということもやっぱり念頭に置いた上で、慎重にしていって必要があると思うんですね。

そういうこともありますので、やはりこれはよく検討して、ここで立ち止まって、町民の皆さんの意見も聞いて、社口原についても、やり方はほかの方法もありますので、町民の意見も聞いて農業計画を立ち上げて、まず、町としては計画をよく練るということですね。

それで、ちょっと聞きたいんですけども、答申を受けて、すぐに、年末には既に町長のほうから法人設立の趣意書というのが回りましたけれども、答申を受ければ、当然町として、その答申の内容について十分精査しなければいけないと思うんですよ。それをやったのかどうか、私はやっていないんじゃないかというふうに思うんですけども、当然町として、よく答申内容を精査して、池田町に合った農業政策というものをやっぱり出していかなければいけない、それも明文化されてもいい、そこも大きな問題。いわゆる町の主体性が、今なくなっているんじゃないかと。県の方針とかそういったものだけに引きずり回されちゃって、町の方針、そういう姿勢、そういったものが生かされない。そういうやり方でやったとしても、私は決して成功するとは思えないですよ。ですから、そういう点も含めて、やっぱりこれはよく考えてやらなければいけないと思うんですね。その辺も含めてどうなのか、その

辺をお聞きしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） まず、その答申について精査したかということですが、当初お話ししましたように、町も加わって、県と共に作り上げた答申であります。単に諮問をして投げかけただけのものではありません。町も十分その中で検討をし、そして組み上げて、そしてお互いに了解を得て、そして答申として出されたものでありますので、これは町といったしましても十分精査した上の答申というふうに心得ております。

また、社口原の問題出ましたけれども、他の経営体という、これも町のほうで十分調べました。ここは優良農地でありますので、ただ作物を作っていればいいと。先ほどソバを作っていたということで、これも公になると問題になる部分であります。収益がソバだけでそれほど上がるとは思えません。そういうことからして、これは優良農地という前提を持っておりますので、そのために開発した。○○○○○かけまして開発した農地でありますので、ここでもってやっぱり収益の上がる作物を作らなければならないということであります。

その他のいろいろあると、ほかのやり方もということですが、それも随分研究をいたしました。しかし、じゃ、有機農業はというところで計画案もいただきましたけれども、5.6ヘクタール、とても全部は無理だと。一部でしたらお手伝いさせてもらいたいというお話がありましたので、今回の社口原の計画の中にも、オーガニックの圃場を一部取り入れております。

そういうことから、全体を受け止めるという受皿が見当たらなかったということが、一つの問題でありますので、今、こういうやり方もああいうやり方もということでお話ありましたが、それは全部こちらでも調べましたが、そこでは無理だという結論に至ったというのが前提になっておりますので、その前提が崩れますと、その協議はまた一から振り出しということになってしまいます。そういうことで、県の皆さん、あるいは農業者の代表の皆さんにも加わっていただいて検討して、そして作り上げた答申書であるということを御理解いただきたいと思います。

また、どんな作物をということで、その答申書に書かれてありますが、これは、新法人がまたどんなものをどれだけ作るのか、採算性はどうか、これは十分これから研究をして、そして事業化していくということになりますので、その答申のあったとおりに進めるという意味ではありませんので、その辺は御理解いただきたいと思います。

また、補助金事業ということですが、農業関係に限っていいと、補助金

がなければ、現実的には町だけでは何もできないというのは実態であります。全てに農業関係は補助金を投入して、そして事業を進めるというのが、今の現実となっておりますので、それには有利な補助金をいち早く獲得をしていくというのが、農業振興のまず第一歩じゃないかというふうに考えております。

そういうことで、いろいろ検討する時間等々ありますけれども、それは、町といたしましては十分検討したというふうに解釈しております。そこには、これは幾らその議論しても平行線かなと思います。町は、そういう十分研究、検討した結果として、今の結論を出しているということでは御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

服部議員。

○10番（服部久子君） 今、町長は十分検討したというふうに言われましたけれども、しかし、昨日、農業の関係者の方から、議会に対して要望書を出された方々は、やはり今の計画では、私たちは協力しづらいというふうに言っておられます。この計画は、町の農業者の協力がなければ成り立たない計画だと思います。だから、もし農業者の協力がないと、これは成立しないので、やはりもうちょっと、社口原の件があるから、2月中に法人を立ち上げることになると思うんですが、だから社口原と切り離して、この農業の政策をやれば、農業の人たちも意見を出し合って、納得して農業政策はできると思うんです。その点いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 懇談会を通しまして、発言は聞かれませんでしたけれども、ぜひこの計画は進めてほしいという農業者の方もかなりいらっしゃると。

池田町の農業は、2ヘクタール以下の農業者の皆さんが、本当に9割ぐらいいらっしゃいます。大きく反対されている方は、やっぱり大きく農業されている方がほとんどだと。小さくやられているところの方々は、もう3年先も分からないと。だから早くこの事業を立ち上げて、そしていろいろ相談に乗ってもらいたいというのが実態です。

ですから、賛成される農業者の皆さんの声は、皆さん方に届いていないかも分かりませんが、こちらには十分届いておりますので。そう考えますと、じゃ、どうすればいいのかということではありますが、そういう声も含めまして、賛否の声も含めまして、十分検討したということでもあります。その結論というふうに受け止めていただければと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

○10番（服部久子君） 昨日言われた農業者の方は、3年とは言っていないんですよ。1年間、社口原の計画と離して、1年間を私たちと協力してやってもらえないかという話がありました。ぜひ、その1年間を、農業者の理解を得られるようにして計画をするということはどうでしょうか。

それともう1点、お聞きしたいと思います。

法人を立ち上げるということを、議会で議決しないまま出資を募ったチラシが全戸配布されましたけれども、これは行政の行き違いといいますか、失敗ではないでしょうか。これをちょっとお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 町の危機感というのが、ここには皆さん方とのずれがあるかも知りませんが、再三お話ししますけれども、今、一步踏み出さなければ遅れるということ、私は感じているわけであります。

でありますので、一番大きなのがやはりその社口原ということになりますけれども、その他につきましても、農業がこれだけ、もう農業新聞を見ると、もう毎回のごとく、この組織の在り方についての課題が挙がってきております。それで、その取り組んでいるところの成功事例がどんどん出てきておりますので、そういうようなことを考えますと、1年先送りしてもと。じゃ、1年先送りして同じ結論になったとすれば、1年立ち遅れということになるわけです。その手法について、いろいろ皆さん方から、いわゆるコンセンサスないまま進められたというようなお話ありますけれども、じゃ、結論が同じになるとすれば、これからその方針のとおり進めて、その後からコンセンサスを十分得ていくということも、私はありじゃないかというふうに考えております。

補助事業というのは、非常に、行政やってみますと生き物です。極端に言いますと、国からこの補助事業があるよと、申請は2週間後までと納期が切られます。そこでもって手を挙げるとするのは、ほとんど不可能です。前もっての情報を得て、準備をしておいて、国から正式に出たときに手を挙げるとというのが、この行政、補助事業の非常に難しいところで。そういうところからいきますと、これから導入しようとしている事業につきましても十分検討しまして、そこから計画をとにかく、計画に手を上げるということでありますので、事業をそのときに、こういう事業をやりますからということで手を上げるものではありません、今

の段階では。まず計画、この事業を組み入れていきますよと、町の事業として。そういうことで手を挙げていくということです。その後に農業者の皆さんと大いに懇談を図って、そして、必要な事業をこの事業の中に盛り込んでいくというような流れになってきますので。1年たてば、当然国のほうでもその事業に対する枠、金額的な枠がありますので、競争が激しくなれば、その事業の採択に結びつかないということにもなりかねないということになってくるかなと思います。

いろんな意味で、今、圃場の整備、あるいはそういうハウスを造ってほしい、いろんな要求が来ておりますので、そういう町内の各地の農業者の皆さんの要望に応えるためには、いち早くやっぱり事業導入を図っていかないと、町としては何も打つ手がないということになってしまうのかなと思います。

ということで、一步踏み出すということでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に、三枝議員が最後になりますけれども、よろしいですか。

じゃ、三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 先ほど服部議員が少し触れられました。昨年12月27日に全戸配布された、この農業法人設立趣意書というものについて、私は当初から、これはおかしいんじゃないかなと思って見ておりました。これは農業法人設立趣意書であって、今回設立される農業法人は株式会社です。株式会社の出資を求めるものは、設立趣意書ではございません。また、ここにある発起人は、呼びかけ人（発起人）となっていますが、そういったものの出資を求める場合の発起人は出資者です。町長は、まずここに出資されるのでしょうか。そして、この町がこういうものを立ち上げるということを、既成事実をつくるためにまかれたのでしょうか。こんなに急いでこの出資者を求めた理由をまず知りたいということが1点。

そして、年間幾つも会社を立ち上げられている司法書士の方から聞いたところ、今、募集型設立というのは99%ありませんという答えでした。なぜなら、一般的な感覚では、まだどんな業績になるのか分からない、未来が読めない会社に対して出資を募るということは、非常に難しいことだということを聞きました。つまり、これは町がお金を出しますよ、町がやりますよと言っておいて、でも、町長がこのところずっと説明されている中には、民間の会社になると言っています。これは町民に対して誠実なんでしょうか。お答えください。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（麿 聖章君） その当初、限られた方々で設立をということで考えておりましたけれ

ども、やはり町の一般の方にも参画していただきたいという意味を持って、その全戸配布で町民の皆さんに出資を募ったということでもあります。現実的に、複数の方が出資に応募していただきました。

さっきもお話ありましたが、町といたしましては、サッポロワインには出資をしております。そういうことからして、株式会社に投資をするということは、町として、これは決して不自然な形態ではないというふうには私は考えております。

いずれにいたしましても、町が中心になって呼びかけをさせていただきまして、そして出資を募ったということは事実ではありますが、株式会社という形態は、いわゆる会社設立については、ある程度その形にしやすい、そういう形態であるというふうに。また、収益事業が中心でありますので、そういうことから考えまして、株式会社というところを選択したということでもあります。

一応、これからも2次、3次と出資者を募ると、これは皆さんの御理解を得て、そして、この新たな会社の成長に合わせて、皆さんの期待に応えられるような会社づくりをしていくと、それに合わせて皆さんからの出資も、その追加の出資もお願いしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 今、私が聞いたことは、町が出資していることが問題と言ったのではなくて、このとても意味不明な設立趣意書を全戸配布し、町民に出資を呼びかけたという、町がやったことについて質問しているわけです。これは株式会社と書いていません。また、この法人を立ち上げるための資本金も書いていません。どこが事業をするのか、それも分かりません。屋号もない、住所もない、そして責任者が分かりません。これはこのままでいいんですか。お答えください。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） いろいろ会社を立ち上げるに当たっては、いろんな形態があると思いますが、これも、これがその法的にいいのか悪いのか、常識等があります。けれども、それがいいのか悪いのか、この基準がどこにあるのか、私はちょっと存じませんが、こういった形態で会社を立ち上げることもあり得ると私は感じております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 他に。

薄井議員。

- 9 番（薄井孝彦君） 先ほど、今の会社の、法人の形態なんですけれども、株式会社ですよね、これ言ってみれば。ということは、株主の意向というのは非常に大きく左右される可能性というのが十分あるわけですよね。だから、そうすると、出資していく過程の中で、最大の株主の人の意向が支配的になるといって、町の農業の本来の在り方とは違う形になっていく可能性というのは十分あるわけですよ。だから、株式会社じゃなくて、1人1票の議決権を有する、そういう形態というのも十分あるわけですから、その辺のところについては、私は非常に危険性を感じるんですよね。その辺のところはどのように検討されたんでしょうか。

- 議長（横澤はま君） 町長。

- 町長（甕 聖章君） この株式の内容につきましては、町と農協でもって約6割を占めております。いわゆる町と農協がこの法人を動かしていく大きな中心核となるということで、この枠を超えての法人の出資は受け付けないということにしておりますので、方向が間違えるということは、私は考えてはおりません。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 他に。

大出議員。

- 7 番（大出美晴君） 動議を出します。

先ほど議長が、三枝議員で打ち切るということを言われました。なのに、他にはないはずです。なので、ここで打ち切りということの動議を出します。

- 議長（横澤はま君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 48 分

再開 午後 1 時 00 分

- 議長（横澤はま君） 休憩を閉じ、再開いたします。

先ほど、大出議員から質疑終了の動議が提出されました。この動議に賛成する方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） この動議は1名以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

質疑を終了する動議を採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手多数です。

したがって、質疑終了の動議は可決されました。

質疑を終了します。

議案第12号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

矢口結以議員。

- 1番（矢口結以君） こちらの設立出資金についてのことについて、反対の立場から討論させていただきます。

池田町は、池田町農業振興協議会から12月4日の最終答申を受け、その後12月27日の文書配布日に突然農業者に対し、出資を募る文書を全戸配布しましたが、議会にも諮らず一方的に行ったことについては、議会軽視、また行政の在り方として大変ゆゆしき問題です。

この2月中に新法人の設立をするということに対し、農業者の皆さんや町民の皆様から何度も疑問の声や不安の声が上がっているにもかかわらず、まるで雲をつかむような話ばかりで農業者が納得できる説明はありません。これでは池田町の農業者は口を閉ざし、新法人が受皿という状態にはなり得ないことは明らかです。

説明会は、2月3日に滝沢と坂下地区にお住いの方々、2月5日には町の農業者の皆さんに向けて限定して行われています。この新法人は町全体の農業問題を解決するためのものとしながらも、財政シミュレーションもなければ、各地区での合意形成もありません。新法人設立のメリットばかりが示され、肝腎なデメリットの部分は示されず、法人をまずつくってそこから農業者と懇談、検討をするという説明は、言うまでもなく机上の空論、また社口原についてはソバの作付をし、大変好評であったが、獣害もひどく、また礫も多く大変だ、機械は1年で駄目になってしまうという農業者の実態を知りながらも、多額の資金を費やそうとしています。農振協の会議や先日の町主催の説明会のほとんどの時間は、農業振興協の会長がお話をされている印象です。最終答申書を池田町として精査することもせず、一番大切なビジョンという点での話もなく、補助金申請のためにとにかく急いで新法人を設立したいとおっしゃるのみです。

県の事業とはいえ、池田町の農業者の意見が入らないような事業はするべきではありません。先日、農業者の皆さんから公開質問状が提出されましたが、一番の当事者である池田町の農業者や町民が疑問視、問題視する声とは不一致の状態です。まずは一度立ち止まり、時間をかけて、町の農業者の皆さんと協議をするべきです。今新法人を設立すべきではありません。

よって、この議案に反対の意を表します。

○議長（横澤はま君） 次に賛成討論がありますか。

和澤議員。

○8番（和澤忠志君） 8番、和澤忠志です。

この議案第12号に賛成の立場で討論をいたします。

新法人の目的は社口原をはじめ、これからの農業者の最大の課題である後継者をつくり、また採算の合わない小さな耕作不利地を守り、現農業者が持続可能な農業運営ができるように支援する組織であり、農業者の意見を聞かないとか、無視しているとかの勘違いをしている農業者がいますが、小さな農家から大きな農家やまた農家組合、また新規農業者を守り育てる組織であります。

これからは、話し合う時間は一、二年あります。地域計画等で十分農業者の意見を聞き、事業を行う受皿づくりの法人であります。まさに、10年、20年後の町の農業を守るための受皿の組織であると考えます。

よって、賛成討論といたします。

○議長（横澤はま君） 次に反対討論ありますか。

薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） 反対する立場から討論をしたいと思います。

まず、農民の、池田町の農業者の声とか、町民からも要望が出ておりますけれども、そういったものが今度のこの農業法人の町の方針については十分反映されていない、町民の理解も十分得られていないと、そういう下で法人を立ち上げて、成功おぼつかないということがまず第1点です。やはり町民の理解を得て農業者の理解も得てからやるべきことではないかと。

それから、法人の採算、見込みです、があるかどうかということは法人立ち上げる場合、よく検討しなければならないことでありますけれども、それについても外部の専門家の意見だとか、あるいは新潟産業大学の先生の言っている企業化調査です。事業可能性の調査もや

られていない。そういう下で、法人立ち上げに走っていくことは非常に危険です。

そして、町長にも先ほど、損失補償契約、これについてどうなのかということを聞いても、はっきりとそれをやらないというふうには明言されませんでした。ですので、町長は別だから影響ないと言いますが、法人が金を借りる場合、必ず損失補償契約というのは求めてくるのは明らかでありますので、それをやはり明言しないということになれば、町に財政的な影響を及ぼす可能性があるという観点で反対とします。

それから、3番目です。いわゆる補助事業を同時に4本立ち上げてこれをしていくということでもありますけれども、補助事業はなくなるものではありません。今すぐやらなければその補助金が受けられないというわけではございません。補助金を受ける場合には、よくその内容、必要性、それに伴う経済性、それから町の財政に及ぼす影響、こういったものをよく検討して、町民のコンセンサスを得てから、これは議会と町民のコンセンサスを得てからやるべきだ。だけれども、残念ながら今その手続きは踏んでおりません。そういう点からも反対をいたします。

それから、この補助金の中で先ほどちょっと聞き忘れたもので、意見だけ述べさせていただきますけれども、農村RMO事業というのがありますけれども、これは3年間については毎年1,000万円ずつ出て3,000万円の事業ですけれども、それ以降はお金は来ないわけです、国から。そうしますと、やり方によっては急にやめるわけにはいきませんので、かかる費用について場合によっては町が負担をせざるを得ないという可能性もあるということですね。ですから、その辺のところも慎重に検討してやらなければいけないという、町の財政負担になる可能性もあるということも考えていかなければいけないと思います。

今回の、法人立ち上げということは、町長が言ったように社口原の農業経営と地域の担い手確保の対策として出てきているわけですが、やはりまだまだ町民等の声を聞いて十分に練り上げるという方針にはなっていないと思います。また、町も答申を受けて十分に検討して町に合った農業方針に練り上げていないということは明らかで、そこに私は町の主体性が残念ながらこの事業においては、見えないということに非常に危惧を感じます。また、こういうことが今後も続いていくんじゃないかということにも非常に危惧を感じております。一旦ここで立ち止まって町の主体性を回復していくためにも、この事業に反対いたします。

最後に、町が第三セクターに乗り出すということは非常に大変なことなんです。よく検討してやらないと、さっき言ったような町への財政負担というものの、影響を及ぼす、そういう大事な事業だということでもあります。それを今立ち止まって考えて、それで本当に危険性が

ないような形でやっていくのが、やはり今我々の議会にかかっているわけでありますので、よく賢明に判断をしていただきたいということをお願いしまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 次に、賛成討論ありますか。

大厩議員。

○4番（大厩美秋君） 議案第12号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第11号）について賛成の立場から討論いたします。

今回、この議案についてもたくさんの方々から御意見をお聞きし、最後まで考え、悩みましたけれども、一步前進させてほしいという町の方針に賛成いたします。

今後、小規模農地面積41%及び小規模個人の経営体94%の方々が高齢化の進行により、耕作困難となる農地が増えることは明らかであり、また既存の法人でも請け負え切れなくなることも数年先を考えれば明らかであります。新たに担い手となる農業法人の設立は必要と考えます。そして、農業振興協議会の設置から約1年半にわたり調査研究をしていただいた県の職員の方々、またJAの方々の信用を失うようなことになってはならないとも考えます。

しかし、課題も残されており、町がやろうとしていることには、理解されている既存の経営体の方々に、1年先延ばしできない説明や、新法人は受皿となり、経営体の支援につながることの説明は行っていただきたい。

そして、現在も頑張っていていただいている既存の経営体の方々と連携協力をし、不公平の生じない運営を強く望み、賛成討論といたします。

○議長（横澤はま君） 次に反対討論ありますか。

服部議員。

○10番（服部久子君） 2名の反対討論と重なりますが、反対の意思を示したいと思います。

農業振興施策の説明会では多くの町民、農業者から反対意見が出されました。県主導の農業政策に対して町の農業者の協力が不可欠なのに、同意が得られないまま進めることは、町の将来にとって決してよいとは言えません。また、法人を急いで設立することはあり得ないし、法人設立に町の財政が厳しい中、町民の同意を得られていない法人に町の税金を出資することも危険で賛成できません。

また、議会の承認を得ずに、町民に出資を求めるチラシを全戸配布したことは行政のやり方としては間違っております。池田町の農業を進めるために、社口原と町の農業振興計画を切り離して計画すれば、法人を2月中に立ち上げる必要がなく、農業者の意見を十分聞き、

農業者、町民が納得できる計画を立てることが重要と考え、この補正予算には反対いたします。

○議長（横澤はま君） 次に、賛成討論ありますか。

大出議員。

○7番（大出美晴君） 賛成の立場で討論いたします。7番、大出美晴です。

先ほど、質問の中で、かなり私の賛成の立場の話、意見を言いましたけれども、そのほかにちょっと足して討論をいたしたいと思います。

まず、今朝ほど、県の理事者のほうとちょっと電話だけだったんですけども、話をいたしまして、この賛成討論をやるに当たって、県でどういうことを考えているのか、要は期待しているのかということを話してもいいのかというようなところを聞いたところ、ぜひそこら辺は言ってくれて結構だということで、県のほうでも池田町に対して期待しているということ、まずそれが1点です。先進的な取組もしているということの中では幾らでもサポートしますということをしていました。

それから、今池田町が課題としているのは、確かに1年、2年、あるいは5年、10年先、まだ、私、農業できますと、私も先ほどから言っているとおり、農業者の端くれでありますので、じゃ、先何年やるのかと言ったらもう10年です。今でも30俵の米俵がどんどん持たなくなってきました。じゃ、これで10年たったら20キロになり、10キロになり、米1俵を今の形で言ったら30キロぐらいしか積みませんけれども、そういうものを持つことができない。機械があるかということ、そんな機械があるわけではない。人力でやらなければいけないというような状態です。ですので、やはりそこら辺は先ほど薄井議員のほうから農村RMOという話も出ましたが、これはどういうことかということ、補助金のこともありますけれども、要は集積、集約をして、より効率的な、そして利益が上がるような形に持っていきたいというようなことを進めているはずなんです。それが地域計画の中に取り入れられているはずなんです。それをまず最初に直視しなければ私はいけないと思っています。

先ほど、ちょっと言いましたが、もう高齢化率がかなり上がってきていて、農業をやる人たちがどれだけ、あと10年できるのか。あるいは後継者がどれだけいるのかといったときに、なかなか解決できない問題に面しているわけです。そんなときに、こうした取組を町がやっと決断してくれたかということ、今まで鉄道もみんなよそへやってしまった。警察署もなくなってしまった。松電も撤退した。挙げ句の果てに銀行も池田町から撤退した。行政が何やっているんだという話にもなりますけれども、それは町民の皆さん、皆さんが自分

の利益を優先した結果という話にもなってきます。そうしたときに、まず、このことを受け入れて挑戦するというのが今、池田町にとっては非常に大事なことはないかと私は考えます。

だから、いつやるのか、今でしょうという話につながってくるわけです。

そういった面から、私はこのことはぜひ早めにやってほしいということで、賛成の立場の討論をいたしました。

以上です。

○議長（横澤はま君） 次に、反対討論ありますか。

三枝議員。

○2番（三枝三七子君） 議案第12号 令和5年度池田町一般会計補正予算案（第11号）について反対の立場から討論させていただきます。

ここまで、多数の質問がなされてきていますが、町長からの答弁には、農業は池田町にとって一番の基幹事業だ、大切だと言われているが、その言葉に真摯さが私には伝わりません。同じような説明を繰り返され、デメリットは一切口をつぐんでおられます。

2年近く前に、池田町ファームさんから社口原での耕作はできないと言われてから、いえ、それ以前からも池田町ファームさんたちが礫ばかりの耕地で苦戦していたことを行政側に毎年報告をしてこられたと聞いています。しかし、池田町ファームさんたちに町はどれほど力添えをされてこられましたか。親身に相談に乗ってこられましたか。もし、信頼関係が構築されていれば、社口原についてもただ返還するではなく、相談を重ね、別の運営方法に至っていたかもしれません。

今、上程されている農業法人の設立を急がれる理由が補助金の枠がなくなると言われても、その補助金の枠はこれは国が決めることで、県の采配ではありません。それを県、県と連呼された会長の説明からも信頼が全く感じられません。

1月の全協においても、私がこれまで、集落農業をされてこられた方々に後継者のための、雇用のための工夫や助成を町から提案されたりはしなかったのですかと、町長に質問しました。その際にも、なぜ自分たちから声を上げてこないのに、町が提案をしなければいけないのかと逆に質問を返されました。この言葉が全てではないでしょうか。町長は町民、農業者のほうを向いていない。そしてこの町で本当に長い間、家族で、隣人同士で、集落で工夫と苦労を重ねてこられた方々への敬意が感じられません。

移住者の私がこの短期間でこれほどのことを感じるのでありますから、集落農業をされて

こられている方々が、今回の新規農業法人設立に対して自分たちを置き去りにし、新たな事業を起こそうとしている町に反発を感じられたのは当然のことではないでしょうか。また、議会の方々においても、始めから異論を唱えないという姿勢の議員の方々は、この法人について第三セクターの出資割合、株式会社にしたのはなぜか。自治体財政健全化を守るための損失補償に対する上限額の設定について、またその機会についても質問すらありませんでした。他自治体で先駆けて農業を守るための後継者育成、担い手受皿組織についても調べる姿勢すらなく、当初より決められているかのように姿勢を決められているのは不可思議であり、池田町議会基本条例には反すると見受けられます。

第5章に、議会と町長との関係、第15条(4)議員のなすべきこととし、ほかの自治体との類似する政策との比較検討をすることとあります。池田町議会議員にとって、この基本条例は守るべきルールです。

去年12月に農振協より答申が出されてから、農振協会長から去年の同月14日に説明がございました。しかしながら、その説明に不足と疑問を感じた同僚議員とともに、議長、副議長に町からの説明を聞きたいとお願いしたところ、翌年の1月9日に議員協議会で説明をしてくださるということでした。ところが、この12月中の27日にいきなり町長より、午後4時過ぎ、携帯電話に、本日広報いけだに折り込みました、新しい農業法人の案内のチラシを入れました。議員の皆さんにはメールで今送ってもらったので、御了承くださいと連絡が入り、急ぎ帰宅して見ますと、全戸配布された、町民農業者に1口5万円の出資を求める両面プリントされたファイルがメールに添付してございました。これは行政からの説明を待っていた私たち議員に対し、説明責任を果たしておらず、この程度にしか議会は見られていないのだと分かりました。議会の承認は要らないということなんだろうと。

私は、このことを全国町村議会の事務局法令担当者にも直接相談しました。すると、ひどい議会軽視ですね。法的に対策というよりも、議会がしっかりしないと駄目でしょうと、逆に指摘をされました。ですが、本日のように、質疑すらも打ち切る状態です。この新法人株式会社の設立に具体的な質問は既にいろいろさせていただいたので、重複することを避けませんが、舊町長が8年かけて学ばれたことは、議会の権利、意思を軽視するだけではなく、説明会はしても町民の声、願いに耳を傾けず、結論ありきで話合いによる解決を目指す、見いだしていくという民主主義の基本ルールを無視する姿勢なのではないですか。

町長は、この議決がこの町の農業者の分断を引き起こすことを理解されていますか。これが町長の言われている持続可能な農業にどうつながるのか、私には全く分かりません。この

やり方は、つべこべ言わずにこれに加われと農業者の方々に命令しているのと変わりません。二元代表制を軽んじる町政の姿勢は批判されるべきものです。こんな状態で移住者が増えることは期待できない状態と言えます。

これを反対討論といたします。

○議長（横澤はま君） 次に、賛成討論がありますか。

○ 3 番（山崎正治君） 私は、賛成の立場で発言させていただきます。

私は、今回、この議案に対して本当に農業従事者、そして営農の方、今回の質問状を出された5人の方々に事細かく、訪問して御意見、要望、そしてこの新法人に対する考え方を逐一聞きました。また、個人的に行っている営農者に対しても行いました。

この池田鉄道は、池田町から大町まで行くという考えもあったわけでございます。しかしながら、申し訳ないですけども、

皆さん、ここにいる方全員に私は言いたいんですが、進取の精神という言葉があります。

これは早稲田大学の精神です。どんなことがあっても自分がこうだと思ったことは最後まで、どんな波浪があろうとやり切る。この精神です。このことが今池田町は問われておると思います。

木を見て森を見ない、このような言葉があります。いわゆる小さいことに執着して、今、国が県がどのような方向で農業政策を行っているか、そのことに注視したときに、今、国はこの新法人を立てて集積、集約をして、そして町長が言われるとおりスマート農業に切り替えていく、収益が上がる農業を図っていく、そのような施策を今打って出ているところでございます。進取の精神とはそういう新しいものに果敢に飛び込んで、そして今まで農業、町政も含めて打破していくのが私たちの議員に与えられた使命、そして行政の使命だと私は思っております。今、やらなくて、いつやるんですか。新法人を立てて、新しい農業を展開しなければ、後れを取ります。ある方は私に言いました。山崎が今回賛成するならもうお付き合いはやめる、そのようにまで言われました。しかしながら、私は信条は変えません。

この新法人は国の施策であり、私はこれも勉強させてもらいました、自分なりに。この新法人を立てて、集積、集約、私は農業委員会に、五、六年前になりましたが、そのときから、農業施策はもう農業ルネサンスだ、大きく今までのものを変えないと、後れを取ってしまう。内鎌の圃場、十日市場の圃場ができ、また、林中地域にも行かんとしているところでございますが、本当にそういう施策、今までの小規模から大規模にして、そして機械化を図り、スマート農業をして、収益を上げていく、またそのことが大事です。そして、私は訪問して、やはり今平均が72歳です、営農されている方が、10年後82歳になります。そうなったときに本当にできるのかという議論をしなければいけないです。

反対のための反対では政治は動きません。行政は動かない。ブレーキとアクセルはしっかり使い分けて、本当に今何が必要か、池田町に、そのことを私は問いたいです。新法人はまさしく新しいことにチャレンジする、池田町の今までを打破してそのことに飛び込むべきです。私はそう決意して今、今日原稿は用意しませんが、皆さんの反対意見を含めて、その思いに対して私はそうでないと、声を高らかにして言いたいと思います、今日は。いつとも早く甕町政のこの新法人を立てて、大澤課長も苦労されております。行政の方が、一朝一夕でできたものではありません。それに報いるためにも。

そしてこれは、少し長くなってきましたが、もう少し聞いていただきたいんです。

今までの営農されている方をないがしろにしろという議論ではないんです。今までの営農をやっている方にもしっかり、ここに国の方が見えられた、中心の方が見えられましたが、

それぞれの方が頑張って目の色変えて農業頑張ってもらいたいんです。その決意は甕町長にあると私は思います。しっかりサポートし、そして、新法人もまた受皿づくりをしっかりして、5年、10年後の受皿をしっかりつくっていただいて、そして両方が本当に生き生きと農業が今池田町輝き出した。そのような農業を展開していただきたい。

[illegible]

長くなりましたが、議長、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（横澤はま君） 次に、反対討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 次に、賛成討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第12号を挙手により採決いたします。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑

○議長（横澤はま君） 日程14、議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 麿 聖章君 登壇〕

- 町長（麿 聖章君） 議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第12号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ470万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億8,633万5,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものですが、款10地方交付税を1,723万2,000円増額し、款14国庫支出金では事業確定見込みによる公共土木施設災害復旧費負担金及び社会資本整備総合交付金等の減を主なものとして828万9,000円を減額、款15県支出金では事業費確定等により905万円を減額し、款21町債では事業費確定見込みにより460万円を減額しました。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出関係の主なものについて御説明申し上げます。

款2総務費は、事業費の確定による減額及び町議会議員補欠選挙費等の増額で差引き160万6,000円の増額計上としました。

款3民生費は、福祉医療費給付費の増及びやすらぎの郷のエレベーター修繕を主なものとして877万1,000円の増額計上としました。

款6農林水産業費では、産地パワーアップ事業の他事業への変更による減額及び多面的機能支払交付金の事業費確定による減額のほか、道の駅周辺の樹木伐採委託料の増額で、差引き1,187万1,000円を減額しました。

款8土木費は、事業費確定見込みによる減額及び三丁目東町営住宅修繕等の増額で差引き604万1,000円を減額しました。

款10教育費では、教職員住宅へのエアコン設置工事、学校職員用パソコン購入費、各施設の修繕等を増額し、就学援助費を事業費確定見込みにより減額し、差引き853万8,000円を増額計上しました。

款12災害復旧費では、事業費確定見込みにより571万円を減額しました。

以上、議案第13号の提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、補足説明を担当課長にいたさせます。

- 議長（横澤はま君） 補足の説明を求めます。

議案第13号中歳入関係と総務課の歳出について、宮澤総務課長。

- 総務課長（宮澤 達君） それでは、議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第

12号)のうち、歳入全般と歳出のうち総務課関係の補足説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ470万7,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ51億8,633万5,000円とするものです。

まず、4ページを御覧ください。

4ページの第2表の地方債補正でありますけれども、補正予算債を1件追加し、事業費確定見込みにより限度額をそれぞれ減額変更いたしました。

続いて、まず歳入ですが、7ページを御覧ください。

款10地方交付税は、1,723万2,000円を増額しました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では教育保育給付国庫負担金として認可外保育施設を利用する園児がいる場合の負担金が人件費増のため増額となったことと、目3災害復旧費国庫負担金及び項2国庫補助金、目4社会資本整備総合交付金は町道花見線工事の事業費確定見込みによる減額、項2目1の総務費国庫補助金は自治体情報システム標準化の事業費確定による減額で、国庫支出金合計で828万9,000円減額いたしました。

続いて、8ページ、款15県支出金では教育保育給付負担金の県負担分や多面的機能支払交付金の事業費確定による減額、産地パワーアップ事業補助金は会染西部圃場の園芸団地のブドウ棚、農作業機械リース等を他の補助事業で対応することとなったことによるもので、905万円の減額といたしました。

款21町債では町道花見線工事の事業費確定による減額と補正予算債の追加で差引き460万円を減額いたしました。

歳入は以上でございます。

続きまして、総務課関係の歳出について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

款2総務費、項1総務管理費、目6企画費は、安曇野ナンバー関係の事業費確定と、歳入で説明いたしました自治体情報システム標準化の事業費確定によりまして93万4,000円減額いたしました。

続いて、10ページの項4選挙費では、現在町議会議員が1名欠員となっております。3月に執行される町長選挙の際に、併せて町議会議員補欠選挙を執行しなくてはならないため、その選挙の立会人報酬、ポスター掲示場等の経費として313万3,000円を増額いたしました。

最後に人件費の関係ですが、9ページの戸籍住民基本台帳費と10ページの社会福祉総務費に同額で給料手当等増減してありますけれども、これにつきましては、育児休業から復帰し

た職員の人事異動によるものでございます。

歳入及び総務課関係の歳出について、補足説明は以上であります。

- 議長（横澤はま君） 議案第13号中、会計課関係の歳出について、丸山会計課長。
- 会計管理者兼会計課長（丸山光一君） それでは、会計課関係について御説明申し上げます。
歳出、9ページを御覧ください。

款2 総務費、項1 総務管理費、目4 会計管理費は一般修繕料5万円の増額補正をしてございます。内容につきましては、硬貨選別機の経年劣化により消耗した部品の交換を行うためのものでございます。

会計課関係は以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 議案第13号中、住民課関係の歳出について、寺嶋住民課長。
- 住民課長（寺嶋秀徳君） それでは、住民課関係の補足説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

2款総務費、1項9目バス等運行事業費は町営バスのバス停名変更及びバス料金等変更に伴い、更新費用として時刻表等更新業務委託料5万5,000円を追加補正するものでございます。

11ページをお願いいたします。

3款民生費、1項7目医療給付事業費は、福祉医療受給者の医療費の増加に伴い予算不足の見込みが生じるため、福祉医療給付費590万円の追加補正をするものでございます。

住民課関係は以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 議案第13号中、健康福祉課関係の歳出について、宮本健康福祉課長。
- 健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

10ページを御覧ください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、主なものは説明欄1つ目の二重丸、施設修繕費40万7,000円です。こちらは和合公民館にあるブランコの修繕費です。

11ページをお開きください。

目4 介護保険費24万6,000円は、低所得者保険料軽減事業広域連合負担によるものです。

目8 総合福祉センター管理費105万9,000円の増額です。エレベーターの修繕が必要になったためでございます。

健康福祉課関係は以上であります。

- 議長（横澤はま君） 議案第13号中、振興課関係の歳出について、大澤振興課長。

○振興課長（大澤 孔君） それでは、振興課関係について申し上げます。

予算書12ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、目3 農業振興費は427万1,000円の減額でございます。当初予定していた産地パワーアップ事業による農作業機械やブドウ棚等の整備について採択が困難な状況から、補助金451万7,000円を減額、令和6年度に改めて他の補助事業に変更し、取り組んでまいります。

また、花とハーブの里づくり事業では、道の駅駐車場周辺の支障木の伐採のための委託料24万6,000円を増額いたしました。

振興課関係は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 議案第13号中、建設水道課関係の歳出について、山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） それでは、建設水道課関係について申し上げます。

12ページをお願いいたします。

款6 農林水産業費、項1目4 土地改良費ですが、説明欄、農業農村整備総務費で多面的機能支払交付金の事業費確定による760万円の減額でございます。

13ページをお願いいたします。

款8 土木費、項2目1 道路橋梁維持費ですが、説明欄、舗装個別施設修繕事業の精算見込みによる634万7,000円の減額でございます。社会資本整備総合交付金により町道花見線の舗装修繕を実施しておりますが、当初予定していた国の交付金の内示が極めて低く、事業の追加要望をしたところ、国の補正予算による内示が得られましたので、町債の財源振り替えを行っております。

続きまして、項3目1 砂防費は、99万4,000円の減額でございます。内容といたしましては、県で実施しております事業に係る負担金が事業費確定により減額となったものでございます。

次に、14ページ上段、項5目1 住宅管理費は130万円の増額補正で、町営住宅の老朽化に伴う修繕費用でございます。

ページ飛びまして、16ページをお願いいたします。

款12災害復旧費、項1目1 道路橋梁災害復旧費は、571万円の減額補正でございます。説明欄の現年発生公共土木施設災害復旧事業、過年発生公共土木施設災害復旧事業、それぞれ事業費の確定により減額するものでございます。

建設水道課関係の歳出の補足説明は以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 議案第13号中、学校保育課関係の歳出について、井口学校保育課長。
- 学校保育課長（井口博貴君） 学校保育課関係の補足説明を申し上げます。

11ページ下段をお願いします。

款3項2目1 児童福祉総務費27万1,000円の増額補正です。子ども・子育て支援給付負担金27万1,000円につきましては、公定価格改正による増額分です。

12ページをお願いします。

目4 児童センター費19万円の増額補正です。一般修繕料19万円につきましては、会染児童センターの矢切り3か所等の修繕費です。

次に、14ページ中段をお願いします。

款10項1目2 事務局費100万円の減額補正です。就学援助費の確定見込額から100万円減額です。

目3 教職員住宅管理費84万5,000円の増額補正です。工事請負費84万5,000円ですが、三丁目教員住宅4戸にエアコンを1台ずつ設置する工事です。

次に、項2目1 池田小学校管理費224万5,000円の増額補正です。電気料、灯油代等不足分を増額するもので、一般修繕料35万円につきましては、校庭東側の職員駐車場を不陸調整で平らにする修繕料です。学校用機械器具購入費123万8,000円につきましては、職員用パソコン5台等の購入費用です。

次に、15ページをお願いします。

目3 会染小学校管理費194万7,000円の増額補正です。灯油代等の不足分30万円、一般修繕料26万7,000円につきましては、網戸設置の修繕料です。学校用機械器具購入費138万円につきましては、職員用パソコン7台の購入費用です。

項3目1 学校管理費341万6,000円の増額補正です。施設修繕料として電話設置のバッテリー破損に伴う取替え及び網戸設置修繕として250万9,000円、学校用機械器具購入費90万7,000円につきましては、職員用パソコン1台と生徒用の机、椅子、30台ずつの購入費用です。

目2 教育振興費23万3,000円の増額補正です。令和6年度通級指導教室のサテライト教室設置予定校として県の認定を受け、教室開設に伴い、プリンター複合機等を購入する費用として教材備品購入費23万3,000円です。

学校保育課関係の説明は以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 議案第13号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。

- 生涯学習課長（下條浩久君） それでは最後に、生涯学習課関係の補足の説明を申し上げます。

15ページ下段を御覧ください。

款10項5目2 総合体育館費施設修繕料85万2,000円の増額補正です。これは、総合体育館2階にあります南北2か所のドアが経年劣化により修繕が必要となりましたので、計上させていただきます。

生涯学習課からは以上です。

- 議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第14号より議案第19号まで、一括上程、説明

- 議長（横澤はま君） 日程15、議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について、議案第15号 令和6年度池田町工場誘致等特別会計予算について、議案第16号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計予算について、議案第17号 令和6年度池田町後期高齢医療特別会計予算について、議案第18号 令和6年度池田町水道事業会計予算について、議案第19号 令和6年度池田町下水道事業会計予算についてを一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） それでは、議案第14号から議案第19号までの令和6年度池田町一般会計予算及び各特別会計の当初予算について、一括提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度の当初予算は、3月に町長選挙が予定されておりますので、原則骨格予算としていますが、喫緊の課題として対応しなくてはならないものについては新規・拡充事業として予算計上しましたので、御理解をお願いいたします。

初めに、議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について、説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億700万円とし、前年度当初予算比では0.02%増となります。

まず、歳入について、主な点について御説明申し上げます。

款1町税では、町民税について、主に個人住民税の定額減税により、前年度より3,542万5,000円減の4億703万4,000円としました。固定資産税は評価替えの影響により前年度より278万1,000円減の3億8,624万7,000円、軽自動車税は前年度より27万1,000円増の4,072万円、たばこ税は5,531万8,000円としました。町税全体では、前年度比4.2%減の8億8,931万9,000円としました。

款2地方譲与税は、前年度より287万5,000円増の6,470万1,000円とし、款7地方消費税交付金は2,330万円減の2億2,570万円をそれぞれ見込みました。

款9地方特例交付金は、定額減税減収補填を主なものとして3,600万円増の4,270万円を見込んでいます。

款10地方交付税は、国の地方財政計画で示された前年度水準の確保や臨時財政対策債の減少を踏まえ、前年度より3,000万円増額を見込み、21億9,700万円としました。

款12分担金及び負担金は、県営ほ場整備事業会染西部地区の受益者負担金を主なものとして4,058万3,000円、款13使用料及び手数料は485万7,000円減の5,722万5,000円としました。

款14国庫支出金は、衛生費国庫負担金の減を主な理由として、2,364万2,000円減の2億8,187万6,000円を計上し、款15県支出金は、農地耕作条件改善事業補助金の増を主なものとして、8,089万7,000円増の4億189万円としました。

款17寄附金は、ふるさと応援寄附金の増を見込み、前年度比2,000万円増の1億3,000万1,000円を計上しました。

款18繰入金ですが、給食費公費負担等の財源となるふるさと応援基金を主なものとして、1,500万7,000円計上しました。

なお、財政調整基金については、今年度も繰入れを行わない当初予算編成としております。

款21町債では、臨時財政対策債など5本の町債のほか、借換債を2本計上し、前年度比3,540万円減の1億6,880万円を計上しました。

続きまして、歳出関係の主な点を御説明いたします。

まず、第1款議会費では、議会運営のために必要な経費及び議員報酬等5,736万4,000円を計上しました。

款 2 総務費では、主なものとして一般管理費は、社会保障等に関する経費、役場庁舎の管理、企画費では、ふるさと納税に関する経費、情報システム運営経費、北アルプス広域連合の経常費負担金、新年度から増額する移住定住補助金、バス等運行事業費では小・中・高校生の料金を無料とするバス等運行経費、戸籍住民基本台帳費では、戸籍情報システム改修経費等、計 7 億 4,897 万 7,000 円を計上しました。

款 3 民生費では、五丁目自治会等、3 自治会の集会所のリフォーム等を行う医療介護総合確保基金事業をはじめ、養護老人ホームの運営負担金及び入所措置費、町社会福祉協議会への補助金、障害者福祉費及び福祉医療費に関する給付費、出産・子育て応援支援金、介護に関する保健・支援・予防などの各種負担金や委託料、なお、本年度から軽度中等度難聴児の発達支援の観点から補聴器購入等に補助をすることとしました。また、新たに地域子育て支援拠点運営・体制整備のため、地域おこし協力隊を 2 名雇用する予定です。総合福祉センター及び福祉企業センターの管理費等の社会福祉費として 11 億 611 万 9,000 円計上しています。

また、保育園及び児童センターの運営経費、児童手当、子育て支援に係る費用を児童福祉費として 4 億 255 万 8,000 円計上しました。

款 4 衛生費は不妊治療、不育症治療補助金や新生児聴覚検査のほか、太陽光発電システム設置補助金やあづみ病院増改築工事補助金、予防接種・各種検診に関する予防費用、リサイクル推進委員会開催経費等、保健衛生費に 1 億 6,750 万 6,000 円を、清掃費ではごみ収集・処理に係る経費や穂高広域施設組合負担金など、計 8,819 万 7,000 円をそれぞれ計上しました。

款 5 労働費では、新入社員歓迎会の経費や勤労者生活資金等預託金など 560 万 7,000 円を計上しました。

款 6 農林水産業費では、農業費として将来の農地利用の姿等の検討・作成のための地域計画策定・支援業務をはじめ、中山間地域直接支払補助金、花とハーブの里づくり事業では、ハーブセンター及びハーブガーデンの指定管理料、また農業の担い手確保のための地域おこし協力隊やその育成支援のための集落支援員を雇用する予定です。

土地改良費では多面的機能支払交付金や各施設改修に係る負担金、会染西部地区圃場整備事業負担金など合わせて 3 億 7,866 万 6,000 円を計上しました。

林業費では、松くい虫被害対策事業、有害鳥獣対策事業など、主なものとして 2,074 万 8,000 円を計上しました。

なお、有害鳥獣対策として新たに地域おこし協力隊を雇用する予定です。

款 7 商工費は、商工振興費では、エコ住宅リフォーム促進事業補助金をはじめ、商工振興

に関する各種補助金、制度資金借入金に対する利子補給、創業支援及びものづくり産業に関する補助金、観光費では町観光協会への運営補助金、各種イベントへの補助金、大峰高原白樺の森管理経費等、総額で1億1,659万7,000円を計上しております。

款8土木費は、道路橋等の点検費用や点検において生じた工事費用、舗装修繕の工事費用、クラフトパークの管理経費、下水道事業会計負担金、住宅・建築物安全ストック形成事業など、総額で2億1,421万9,000円を計上しました。

款9消防費では、常備消防費として北アルプス広域連合常備消防費負担金、非常備消防費として消防団員報酬や分団交付金などの消防団活動のための経費、そのほかに消防施設費及び災害対策費として消火栓の取替えや災害備蓄品の購入費用など、総額で2億59万1,000円を計上しました。

款10教育費は、教育総務費として各種委員会委員の報酬、小・中学校入学祝い金、ICT支援、こどもの学び支援塾事業、学びの郷保小中15年プラン事業、スクールバス運行事業、不登校児童・生徒の居場所として池田児童クラブに設置する中間教室運営事業などに1億110万2,000円を、小学校費では管理経費及び教育振興費として6,693万8,000円を、中学校費として4,627万5,000円をそれぞれ計上しました。

社会教育費では、文化芸術活動の成果として、ブロック大会以上の大会に出場する方への文化芸術振興報奨金を新たに設けたのをはじめ、交流センターの管理経費、公民館事業の活動経費、図書館・記念館・文化財資料館・多目的研修センター等の管理経費や一体的な指定管理となった美術館・創造館の指定管理委託料、保健体育費では給食費公費負担を増額する池田松川施設組合負担金のほか、総合体育館、テニスコート、農村広場等の各施設の管理経費、なお、新年度は総合体育館のバスケットボールゴールを購入する予定で、それらの体育振興に関する経費として合わせて2億3,739万2,000円を計上しました。

款11公債費では、長期債元金及び利子の償還のほか、町債の借換えなど総額7億4,314万4,000円を計上しました。

款13予備費は500万円を計上いたしました。

次に、議案第15号 令和6年度池田町工場誘致等特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ608万5,000円とするもので、令和5年度繰越予定額608万5,000円を歳入とし、歳出では工場誘致等の事業が発生した場合のための科目及び予算を設け、残りは予備費に計上しました。

次に、議案第16号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ9億9,400万円としました。昨年度と比較し、保険給付費や国民健康保険事業費納付金が減少していることで9,134万2,000円の減額となっております。

歳入では、国民健康保険税は被保険者数は減少傾向ですが、税率改正により前年度比で386万8,000円を増額し、保険給付費については減少を見込み、県支出金を7,999万円減額しております。

一般会計繰入金については、保険基盤安定繰入金等の増額を見込み、前年度比121万7,000円を増額することとしました。

また、基金繰入金では、税率改正により、国保税額の増額を見込みますが、国保会計全体で見ますと前年同様、歳入不足が生じるため、前年度比1,600万円減の1,600万円を繰り入れることといたしました。

歳出では、款2 保険給付費を前年度より8,150万円減の7億3,130万1,000円を計上いたしました。

款3 国民健康保険事業費納付金は前年度から1,220万6,000円減の2億2,894万6,000円としました。

款4 保健事業費では、特定健診及び人間ドックの受診率向上推進などで2,657万7,000円を計上しました。

次に、議案第17号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億9,106万9,000円としました。

歳入では、保険料として1億4,310万円、事務費分及び保険料軽減分に対する財政安定のための繰入金4,785万3,000円を主なものとして、それぞれ計上いたしました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の1億9,026万8,000円が主なものであります。

次に、議案第18号 令和6年度池田町水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度の業務予定量は、給水戸数4,050戸、年間総給水量は107万立方メートル、1日平均給水量2,931立方メートル、主な建設改良事業は配水管改良事業として3,500万円を予定しております。

収益的収入は、営業・営業外収益・特別利益から成る水道事業収益は2億4,387万円、支出では、営業・営業外費用・特別損失、予備費を合わせた水道事業費として2億2,141万4,000円を計上しております。

資本的収入では、負担金・分担金が264万円、資本的支出では建設改良費、企業債償還金及び他会計貸付金で1億4,193万1,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億3,929万1,000円は当年度分損益勘定留保資金7,361万8,000円、減債積立金539万5,000円、建設改良積立金6,027万8,000円で補填するものとしたしました。

最後に、議案第19号 令和6年度池田町下水道事業会計予算について提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度の業務予定量は排水戸数3,500戸、年間総処理水量は93万立方メートル、1日平均処理水量は2,547立方メートル、主な建設改良事業は高瀬浄水園改築事業として5,250万円を予定しております。

収益的収入は、営業・営業外収益、特別利益から成る下水道事業収益は4億6,441万9,000円、支出では、営業・営業外費用、特別損失を合わせた下水道事業費として3億9,336万7,000円を計上しております。

資本的収入では、負担金が400万円、企業債では3億5,450万円、他会計からの借入金を8,400万円、合計では4億4,250万円とし、資本的支出では建設改良費を6,830万円、企業債償還金を5億4,229万8,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する1億6,809万8,000円は当年度分損益勘定留保資金1億1,914万4,000円、減債積立金4,895万4,000円で補填するものとしたしました。

以上、議案第14号から議案第19号まで、一括提案理由の説明を申し上げました。御審議の上、御決定をお願いいたします。

なお、議案第15号以外は補足説明を担当課長にいたさせます。

○議長（横澤はま君） 補足の説明を求めます。

議案第14号中、歳入関係と総務課の歳出について、宮澤総務課長。

○総務課長（宮澤 達君） それでは、議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算のうち歳入全般と総務課関係の歳出の補足説明を申し上げます。

歳入歳出の総額を47億700万円とし、対前年度比では0.02%増となりました。

まず、8ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為では戸籍標準化対応業務に対する債務負担について令和7年度にか

け、限度額2,384万円を設定しております。

続いて、9ページの第3表 地方債では、借換債を含む計7件の起債を予定しており、総額で1億6,880万円を限度として設定いたしました。

それでは、歳入の主な点について御説明申し上げます。

歳入につきましては、決算額ですとか、国から示される地方財政計画及び県から示される決算見込率等により計上しております。

最初に12ページを御覧ください。

款1町税の関係ですけれども、先ほどの町長の提案説明のとおり理由で減額を見込みまして、町税全体では前年度比4.2%減の8億8,931万9,000円を計上し、歳入の構成比では18.9%となっております。

13ページからの款2地方譲与税ですが、見込率ですとか森林環境譲与税の増によりまして前年度比4.7%増の6,470万1,000円を計上し、歳入構成比では1.4%となっております。

続いて、15ページをお願いします。

款7地方消費税交付金は2,330万円減の2億2,570万円を見込み、歳入構成比で4.8%であります。

続いて、16ページの款9地方特例交付金ですが、個人住民税の定額減税の減収補填を主なものとしまして、3,600万円増の4,270万円を計上しまして歳入構成比では0.9%であります。

なお、定額減税によります個人住民税の減収額については国費で補填をされます。

16ページの款10地方交付税は、前年度交付水準の確保や臨時財政対策債の削減等の国の方針を踏まえ、前年度比3,000万円増額を見込み、21億9,700万円とし、歳入構成比で46.7%となりました。

17ページの款12分担金及び負担金は項1負担金では老人福祉入所者負担金や保育料負担金を、項2分担金では県営圃場整備会染西部地区の地元分担金を主なものとしまして4,058万3,000円を計上し、歳入構成比では0.9%となっております。

続いて、18ページ、款13使用料及び手数料は新年度から町営バスが小・中・高生など、運賃が無料になることによる減額を主な理由としまして485万7,000円減の5,722万5,000円を計上し、歳入構成比で1.2%となっております。

続いて、21ページを御覧ください。

款14国庫支出金ですけれども、今年度までありました新型コロナウイルスワクチン接種負担金の減を主な理由としまして、2,364万2,000円減の2億8,187万6,000円を計上し、歳入構

成比で6.0%となっております。

続いて、24ページを御覧ください。

款15県支出金は8,089万7,000円増の合計4億189万円を計上し、歳入構成比で8.5%となっております。主なものとしまして、項1負担金では国保及び後期高齢に対する基盤安定負担金のほか、障害者支援に対する負担金、また25ページ以降の項2県補助金では福祉医療給付事業費補助金、医療介護総合確保基金事業補助金、多面的機能支払交付金で増額した主な理由としては新規事業で27ページになりますけれども、会染西部地区ほ場整備事業の畑地について高収益作物への転換を図る事業のための農地耕作条件改善事業補助金によるものでございます。

続いて、29ページの款16財産収入では、土地建物の貸付収入の主なものとして、918万9,000円を計上し、歳入構成比で0.2%となっております。

続いて、30ページの款17寄附金ですが、ふるさと応援寄附金の増額を見込みまして、前年度予算比2,000万円増の1億3,000万1,000円を計上し、歳入構成比で2.8%となっております。

款18繰入金ですけれども、前年度比2,480万1,000円減の1,500万7,000円を計上し、歳入構成比で0.3%となっております。

なお、てるてる坊主のふるさと応援基金からの繰入れは給食費公費負担として1,162万円、花見はたるの里景観形成補助金として50万円、総合体育館バスケットボールゴール購入費として238万7,000円で、合計1,450万7,000円の繰入れを予定しております。

続いて、31ページ、款19繰越金は前年度並みの500万円、款20諸収入は合計1億4,820万9,000円を計上しました。

続いて、35ページの款21町債ですけれども、平成26年度に借入れをした20年償還の町債が10年目を迎えますので、借換えを行い、利率を見直します。借換えは2本で総額は1億2,240万円です。このほか総務債、農林水産業債、土木債、臨時財政対策債の5本の町債も含め、前年度比3,540万円減の1億6,880万円を計上いたしました。構成比は3.6%となります。

続きまして、総務課の歳出関係の主なものを御説明申し上げます。

予算書は38ページの下段からになりますので、お願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、前年度比2,983万7,000円増の2億6,603万1,000円であります。説明欄の二重丸の事業で説明いたしますけれども、一般管理経費1,146万7,000円につきましては、公用車の維持管理費ですとか、職員厚生費、他団体負

担金等の経常経費です。

続いて、40ページの説明欄の庁舎管理費1,996万5,000円につきましては、光熱水費ですとか宿日直委託料等の経常経費が主なものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

目2文書広報費は前年度比25万600円増の1,471万7,000円であります。内容は、印刷機のインクですとか、コピー用紙、郵便料、電話料等の経費が主なものでございます。

目3財産管理費には、新地方公会計に係る財務処理の作成委託料として99万円を計上いたしました。

目5財産管理費では、公共施設の火災保険料を主なものとしまして532万9,000円を計上しました。

次に、44ページの目6企画費でありますけれども、前年度比より4,122万1,000円増の2億6,064万8,000円を計上しました。説明欄のふるさと応援寄附金経費は先ほどの歳入でも御説明しましたが、ふるさと納税による寄附金収入を1億3,000万円見込み、歳入にほぼ同額のものを計上しております。内容の主なものは返礼品等に係る業務委託料、ふるさと応援基金への積立金であります。

次に、企画一般経費は1,959万4,000円を計上しておりますけれども、北アルプス広域連合経常費負担金ですとか、地域おこし協力隊の退任時の起業支援補助金などを計上しております。

続いて、45ページの説明欄、情報処理費4,438万1,000円ですが、北アルプス広域連合で共同利用しているサーバー利用負担金、電算委託料等が主なものであります。

46ページを御覧ください。

説明欄のブロードバンド設備管理事業274万2,000円ですが、広津・陸郷地区への光ファイバーシステムの設備管理経費が主なものです。

続いて、説明欄の広報・広聴経費に広報いけだの印刷代ですとか、ホームページの保守管理経費で425万1,000円を計上しています。また、交流事業に横浜少年少女交流事業の委託料などで52万円計上しております。

47ページの地域おこし協力隊活動事業ですけれども、ITリテラシー向上に2名分、移住定住推進に係る隊員1名分の旅費ですとか研修費、住居の借上料などをそれぞれ計上しております。

続いて48ページをお願いします。

説明欄の移住定住推進事業に1,195万7,000円を計上しております。北アルプス連携自立圏で取り組む事業の負担金ですとか、移住定住補助金、空き家バンク活用事業補助金が主なものでございます。空き家対策事業では解体補助金を主なものとしまして155万6,000円を計上いたしました。移住定住及び空家関係の補助金は人口減対策として上限額を令和6年度から引き上げることとしました。また、日常業務では、特に空き家相談等で専門知識が必要になることから、引き続き会計年度任用職員として移住コーディネーターを1名雇用をいたします。雇用に係る経費は特別交付税措置がございます。

続きまして、49ページ、目7自治振興費ですが、1,890万3,000円を計上しました。自治会長への謝礼、自治会活動のための交付金等が主なものでございます。

次に、50ページ下段から52ページの目11防災費の関係ですけれども、前年度比422万6,000円減の687万1,000円でございます。防災行政無線の保守点検委託料ですとかJアラート受信機更新工事が主なものでございます。

続いて、56ページをお願いいたします。

項4選挙費ですが、目1選挙管理委員会費で68万円、これは選挙管理委員の報酬が主なものであります。

続いて、目2選挙啓発費10万5,000円ですが、明るい選挙推進協議会の報償費が主なものであります。

なお、選挙の関係ですけれども、令和6年度は今のところ選挙執行の予定はございません。

続きまして、57ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費で2万円計上し、目2の指定統計費は農林業センサス経費用のものとして142万6,000円計上をいたしました。

飛んでいただきまして、110ページの下段をお願いします。

款8土木費、項4都市計画費、目3都市計画総務費ですけれども、5年に一度行われます都市計画基礎調査委託料としまして398万2,000円を計上してあります。

続いて、112ページの款9消防費、項1消防費、目1常備消防費ですが、前年度比1,648万3,000円増の1億6,457万9,000円でございます。こちらは北アルプス広域連合の常備消防負担金ですが、大きく増額しました理由としましては、10年に1度広域消防の指令センターの更新をしているということで、その分の負担の増でございます。

次に、目2非常備消防費ですが、前年度比154万9,000円減の3,221万7,000円でございます。内容は、消防団員の退職報賞金ですとか、出動に対する費用弁償、分団交付金ですとか、分団の詰所等の維持管理に係る経費でございます。

次に、目 3 消防施設費229万5,000円ですが、消火栓の設置更新に係る水道事業管理者への負担等で令和 6 年度は 5 か所を見込んでおります。

それから、目 4 の災害対策費150万円ですが、これは非常食等の備蓄品の購入経費であります。

また、飛んでいただきまして140ページをお願いします。

款11公債費、項 1 公債費に長期債元金及び利子の償還のほか、町債の借換えによる償還としまして総額 7 億4,314万4,000円を計上いたしました。

最後に人件費の関係ですけれども、各款ごとに計上させていただいておりますけれども、142ページに給与費明細書を添付してございます。一般職については一般職総括表のとおりでございますので、後でまた御覧いただきたいと思います。

歳入及び総務課関係の補足説明は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 議案第14号中、議会事務局関係の歳出について、山岸議会事務局長。

○議会事務局長（山岸 寛君） それでは、議会事務局関係につきまして説明を申し上げます。

37ページを御覧ください。

款 1 項 1 目 1 議会費では、5,736万4,000円を計上いたしました。説明欄、議会運営経費では議員報酬、手当、共済会負担金のほか、議員研修旅費や事務消耗品など4,634万8,000円を計上いたしました。

38ページに移りまして、議会事務関係経費は104万4,000円の計上で、議会会議録作成委託料が主な内容となっております。

続きまして、議会報発行経費では93万7,000円の計上で、議会だより年 4 回発行の経費となっております。

予算書57ページまで飛んでいただきたいと思います。

下段ですけれども、款 2 項 6 目 1 の監査委員費でございます。76万2000円を計上いたしました。監査委員報酬、旅費などが主な経費でございます。

議会事務局関係は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 議案第14号中、会計課関係の歳出について、丸山会計課長。

○会計管理者兼会計課長（丸山光一君） それでは、会計課関係について、補足の説明を申し上げます。

43ページ中段を御覧ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 4 会計管理費は前年費192万5,000円増の360万4,000円を計上してございます。主なものとして、説明欄に記載の事務用品購入のための消耗品費、金融機関への窓口収納手数料など、経常的経費を計上しています。

なお、窓口収納手数料につきましては、本年10月から一部金融機関において手数料単価が上がるため、大幅な増額になってございます。

会計課関係は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 議案第14号中、住民課関係の歳出について、寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） それでは住民課関係の補足説明を申し上げます。

50ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項 8 目交通安全防犯対策費は493万8,000円を計上し、前年度に比べ85万3,000円の減となっております。主なものでは、50ページ説明欄の 6 つ目交通災害共済掛金に136万1,000円を計上しております。

次に、9 目バス等運行事業費は6,023万7,000円を計上し、前年比1,440万8,000円の増となっております。主なものは、次の51ページ 8 つ目のバス運転業務委託料の5,207万9,000円で、高校生無料化に伴い、バス車両増便により1,179万円の増額となっております。また、下から 2 つ目の工事請負費の539万円はバスセンタートイレ水洗化のための予算計上でございます。

10目消費者行政費は83万2,000円を計上し、前年比で 6 万7,000円の増、内容につきましては、連携自立圏大町市消費生活センターの運営負担金でございます。

52ページ、2 項徴税费、1 目税務総務費は4,280万8,000円で、前年比279万2,000円の増です。主な内容は議員報酬人件費でございます。

53ページから54ページにかけて御覧ください。

2 目賦課徴収費は、前年比262万4,000円減の2,329万7,000円でございます。各種税金の電算システム e L T A X システム等の委託料、長野県地方税滞納整理機構負担金などが主な内容でございます。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費は3,624万7,000円を計上し、前年比では1,430万9,000円の増でございます。主なものは電算委託料、戸籍の振り仮名対応、戸籍住民システム構築負担金等のシステム経費でございます。また、コンビニエンスストアで証明書を交付するための費用を計上しております。

55ページ、2目マイナンバーカード交付費は53万2,000円で交付に関わる事務経費でございます。

次に59ページ、お願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、説明欄下の戦没者追悼事業、出産祝い金経費、人権擁護委員経費、次の60ページにまいりまして人権啓発活動活性化事業、国民健康保険特別会計繰出金が住民課の関係でございます。出産祝い金経費は30名を見込み60万円を計上しております。国民健康保険特別会計繰出金経費は6,414万円の計上で、主に保険税軽減分、保険者支援分に係る法定繰出しでございます。

2目高齢者福祉費のうち61ページの説明欄、後期高齢者医療事業は1億9,626万5,000円を計上し、後期高齢者医療広域連合へ療養給付に関わる負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しております。

次に、68ページをお願いいたします。

7目医療給付事業費は7,942万3,000円を計上し、前年比632万1,000円の増となっております。主なものは福祉医療給付費の5,640万円で増額については人件費分でございます。

次に、69ページ下の9目国民年金事務費は815万3,000円を計上し、前年比28万円の増です。

次に、78ページ、2項3目児童福祉費は、1億1,940万9,000円を計上し、前年比で1,344万9,000円の増となっておりますが、支給対象が中学生以下から高校生以下まで引き上げられる予定でございます。

次に85ページを御覧ください。

4款衛生費、1項3目環境衛生費のうち説明欄、環境衛生一般経費は955万1,000円の計上で、主なものは下から5つ目池田松川施設組合負担金葬祭センター分でございますが、809万4,000円でございます。

86ページ、説明欄上段、地球温暖化対策事業費は太陽光発電システム補助金として15件分120万円を計上しております。

公衆トイレ管理経費は、公衆トイレ3か所分の経費として42万9,000円を計上し、4目公害対策費では河川等の水質検査料として22万8,000円、5目墓地公園事業費は相道寺墓地公園の管理経費として67万8,000円。

次、87ページを御覧ください。

6 目飼い犬対策費は狂犬病予防事業費として21万1,000円を計上しております。

次に、88ページになりますが、2 項 1 目清掃費は8,819万7,000円を計上し、前年比では594万2,000円の減となっております。ごみ処理に関わる委託料や穂高広域への負担金等が主なものでございます。説明欄中ほど、一般廃棄物収集委託料は1,396万3,000円を計上し、資源物をリサイクルするための中間処理費用として一般廃棄物処理管理委託料1,059万円を計上しております。

最後になりますが、下から3番目にあります穂高広域施設組合負担金は3,900万4,000円、前年比で466万円の減となっております。

住民課関係の説明は以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 議案第14号中、健康福祉課関係の歳出について宮本健康福祉課長。
- 健康福祉課長（宮本瑞枝君） それでは、健康福祉課関係の補足説明を申し上げます。

58ページをお開きください。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費のうち説明欄、二重丸、社会福祉一般経費に3,238万4,000円を計上いたしました。これにつきましては主なものとしまして7 項目め、福祉事務所未設置町村による相談事業委託料、それから下から2 項目め養護老人ホーム運営負担金、その下、町社会福祉協議会補助金、ページをおめくりいただきまして、医療介護総合確保基金事業、高齢者支え合い拠点事業3 か所3,960万円、福祉委員関係としまして639万8,000円が主なものでございます。

次に、60ページをお開きください。

下段、目2 高齢者福祉費のうち説明欄、二重丸、高齢者福祉事業としまして、1,631万7,000円を計上いたしました。

ここで主なものとして、次のページをおめくりください。

北アルプス広域シルバー人材センター補助金、養護老人ホーム等の入所措置費を計上いたしました。

目3 障害福祉費でございますが、2 億8,832万7,000円を計上いたしました。総合支援法に基づく各扶助費の支払いが主なものでございます。

次に、63ページをお開きください。

中段、目4 介護保険費として1 億7,920万8,000円を計上いたしました。ここでの主なものとしては介護保険広域連合への負担金となります。

目5 の地域包括支援センター運営費として6,837万5,000円を計上いたしました。ここ

で主なものとしまして、包括支援センター運営のための経常経費と従来から行っております介護保険事業に対応した予算と、65ページ、1つ目、二重丸、高齢者在宅支援事業371万6,000円となっております。

次に、66ページをお開きください。

目6介護予防日常生活支援総合事業費として1,292万5,000円を計上いたしました。これにつきましては、北アルプス広域連合から介護予防事業を受託しての事業を実施する経費であります。

次に、68ページをお開きください。

目8総合福祉センター管理経費として3,625万7,000円を計上いたしました。こちらはセンターの管理経費でございます。

次に、69ページであります。

下段、目10福祉企業センター費として3,072万9,000円を計上いたしました。ここでは説明欄、福祉企業センター総務費及び71ページ、1つ目、二重丸、福祉企業センター授産事業経費を計上いたしました。

下段、目11多世代支援事業費3,044万1,000円を計上しました。多世代支援事業を実施する経費と73ページに新規事業としまして地域おこし協力隊事業としまして地域子育て拠点運営と体制整備事業として314万円を計上しております。

次に、81ページになります。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費として9,207万6,000円を計上いたしました。主なものとしまして、あづみ総合病院増改築工事補助金、各種医療関係事業の負担金が主なものです。

82ページをお開きください。

目2予防費としまして5,600万2,000円を計上いたしました。各種保健事業によるものです。

84ページ、下段、新型コロナワクチン予防接種体制確保事業150万5,000円は今後定期接種、任意接種化に向けた人件費となっております。

健康福祉課は以上でございます。よろしく申し上げます。

- 議長（横澤はま君） 議案第14号中、振興課関係の歳出について、大澤振興課長。
- 振興課長（大澤 孔君） それでは、農業委員会・振興課関係の補足説明を申し上げます。

89ページをお願いいたします。

款 5 労働費、項 1 目 1 労働諸費は560万7,000円で、対前年比 8 万2,000円の減となっております。新入社員歓迎会経費及び関係機関への補助金、長野県労働金庫に対する預託金500万円が主な内容です。

続いて、90ページ、款 6 農林水産業費、項 1 目 1 農業委員会費ですが、1,737万円で対前年472万4,000円増となっております。主な内容は農業委員12名及び農地最適化推進員 4 名分の報酬460万1,000円をはじめ、北アルプス地区農業委員会協議会負担金50万8,000円、職員 1 名分の人件費でございます。また令和 6 年度は地域計画の目標地図素案を作成する委託料196万9,000円を新たに計上いたしました。

続きまして、目 2 農業総務費ですが、5,184万8,000円で対前年987万9,000円の増となっております。主な内容については職員人件費のほか、公用車 1 台の管理経費でございます。

91ページ、目 3 農業振興費ですが、1 億637万円で対前年比1,023万2,000円の増でございます。説明欄、農業振興事業は5,112万円で、主なものとしては説明欄、12011地域計画策定・支援業務委託費用501万6,000円をはじめ92ページ、町の農業振興のための専門職員人件費として18011農業振興支援職員負担金1,000万円を新たに計上しました。この1,000万円は給料や手当に加え、社会保険料等の事業所が負担する法定福利費を含んだ金額であり、JAグループからの出向職員の待遇等は現在詰めている段階のため、予算上は町の課長補佐級の職員の人件費を参考に概算額を計上してございます。

このほか93ページ、18046中山間地域直接支払補助金1,502万4,000円、町農業再生協議会への補助金18070経営所得対策等推進事業補助金650万円等がございます。

続きまして、説明欄、花とハーブの里づくり事業は1,658万8,000円で、主にハーブセンター等の施設修繕費のほか、新たにハーブガーデンの指定管理料1,100万円を計上いたしました。

次に94ページの説明欄、農業集落支援事業ですが、地域課題の解決のために国の制度である集落支援員制度を活用し、主に農業の担い手育成等に取り組んでまいります。令和 5 年度は支援員の採用に至りませんでした。令和 6 年度も引き続き 1 名分の活動費101万1,000円及び人件費を計上いたしました。

続きまして、95ページ地域おこし協力隊活動事業、農政へは農業の担い手確保に向けた人材育成として新規雇用 5 名を含む協力隊 7 名分の活動費1,189万5,000円及び人件

費を計上いたしました。

続いて、99ページの説明欄、有害鳥獣対策事業は546万6,000円で、有害鳥獣駆除実施隊員の活動に係る費用弁償183万6,000円のほか、電気柵設置補助や猟友会等への補助金342万8,000円が主なものでございます。

続きまして、説明欄地域おこし協力隊活動事業有害鳥獣対策ですが、深刻化する鳥獣被害対策の一環として新規に協力隊1名を雇用し、専任で対応するため、活動費173万8,000円及び人件費を計上いたしました。

続いて、100ページ、下段の款7商工費、項1目1商工振興費は8,136万1,000円で対前年1,218万5,000円の増でございます。説明欄、商工振興事業は5,818万6,000円で、主なものは101ページ、商工会への補助金として18064経営改善普及事業補助金910万円をはじめ18070エコ住宅リフォーム促進事業補助金500万円、20001小企業振興資金預託金3,000万円がでございます。また、町内企業の工場増設に対する助成として18067工場誘致助成金1,000万円を新たに計上いたしました。

続きまして、説明欄、地域おこし協力隊活動事業、商工191万7,000円では現在活動中の隊員の任期満了に伴い、後任1名を雇用し、引き続きまちなか活性化に取り組んでまいります。

続きまして、103ページ上段の説明欄ですが、まちなかの賑わい拠点施設運営事業534万円は令和6年度から新たに3年契約でシェアベースにぎわいの指定管理を委託するための委託料484万円及びイベント委託料50万円でございます。

続きまして、目2観光費ですが3,074万4,000円で、対前年462万7,000円の増でございます。説明欄、観光一般経費の主なものは5年ぶりとなる池田あっぱれの開催等のための18063池田ふるさと祭り事業補助金230万円をはじめ、18076池田町観光協会補助金2,219万8,000円など、イベント及び関係機関等への補助金、負担金となっております。

続いて、104ページ、説明欄、地域おこし協力隊活動事業、観光ですが、現在町及び観光協会の人員体制が手薄な状況から、協力隊1名を新規雇用し、観光推進を図るための活動費150万7,000円及び人件費を新たに計上いたしました。

続いて、目3大峰高原白樺の森管理事業費は449万2,000円で対前年1万9,000円の増でございます。大峰高原白樺の森管理経費のほか、用地借上料350万円が主なものでございます。

農業委員会振興課の補足説明は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 議案第14号中、建設水道課関係の歳出について、山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） それでは、建設水道課関係についてお願いいたします。

87ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1目7給水施設費は713万1,000円で対前年度比75万円増の計上でございます。説明欄、高瀬広域水道企業団経費には負担金115万5,000円を、水道事業会計負担金は令和5年度より上水道事業に統合した簡易水道事業分の負担金597万6,000円を計上いたしました。

ページ飛びまして95ページをお願いいたします。

款6農林水産業費、項1目4土地改良費は2億307万8,000円で、対前年比7,292万6,000円の増となっています。説明欄、農業農村整備総務費については1億67万2,000円で、主なものは96ページ、18010県営圃場整備会染西部地区に係る農業農村整備事業負担金2,925万円。

97ページ、18078多面的機能支払交付金6,452万5,000円で、その他関係団体等への補助金、負担金となっております。

続きまして、説明欄、農業農村整備管理費については9,712万6,000円で、主なものといたしまして会染西部地区において高収益作物栽培に取り組む耕作者のビニールハウス、ワインブドウ栽培用垣根などの施設購入を農地耕作条件改善事業により実施するための12001設計委託料801万円、14010工事請負費7,209万円となっております。

98ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業振興費ですが、説明欄、林業振興事業は289万円で主なものは12060森林整備委託料200万円、その他関係団体等への補助金負担金となっております。

続きまして、説明欄、松くい虫被害対策事業は529万5,000円で、主要町道沿線の危険木伐採委託料及び個人や自治会での薬剤防除等に対する補助金です。

99ページをお願いいたします。

説明欄、町単林道整備事業は109万円で、林道の維持補修費用となっております。

100ページをお願いいたします。

目2森林の里親事業費は110万2,000円で、前年と同額です。森林整備委託料が主なものとなっております。

105ページをお願いいたします。

款8土木費、項1目1土木総務費は1,665万8,000円で、対前年53万9,000円の減でございます。説明欄、土木総務一般経費は243万1,000円で、道路台帳の整備委託料をはじめ土木管理経費と各種団体への負担金が主なものでございます。

107ページ、項2目1道路橋梁維持費は4,621万7,000円で、対前年634万9,000円の減でございます。説明欄、道路維持経費2,081万1,000円は自治会要望等に対応するための道路維持補修費をはじめ、除雪経費など、道路の維持修繕に関わる経費を計上したものでございます。

なお、12050除雪委託料につきましては550万円の計上でございますけれども、また今年の冬の積雪予報等を参考に改めて予算計上をしております。

続いて、説明欄、道路橋等の定期点検修繕事業958万1,000円では、橋梁長寿命化修繕計画の見直しとして12010定期点検業務委託料420万円のほか、橋梁1橋分の工事費として14010工事請負費510万円を計上いたしました。

次に、舗装個別施設修繕事業1,582万5,000円は舗装修繕計画に基づき、社会資本整備総合交付金事業による町道花見線及び正科線の舗装修繕工事費用を計上したものでございます。

続いて、108ページ、目2道路舗装費300万円は自治会要望により計画実施する舗装工事費を計上しております。

目3交通安全施設整備事業費296万円は街路灯電気料のほか、自治会要望により道路の安全施設を計画実施するものでございます。

目4県道改良附帯事業費500万円は、大町建設事務所が実施する五丁目地区兼用側溝工事に係る負担金でございます。

続いて、項3目1砂防費465万9,000円は、対前年86万円減の計上で、18064急傾斜地崩壊対策事業に伴う負担金350万円のほか、砂防、河川関係の各種団体への負担金でございます。

109ページ、目2排水路費102万4,000円は自治会要望により計画実施するもので、前年とほぼ同額の計上でございます。

続きまして、110ページ下段、目2公共下水道事業費は下水道事業会計の負担金として1億640万円の計上で、対前年比1億8,360万円の減額でございます。減額分につきましては、下水道事業会計において起債による対応となっております。

続いて、111ページ、項5目1住宅管理費は336万8,000円で、対前年121万4,000円の増でございます。説明欄、住宅等管理一般経費124万4,000円は、町営住宅4団地の管理修繕費用が主な内容でございます。

次の、住宅建築安全ストック形成事業63万円は、住宅耐震診断の委託料及び耐震補強工事に対する補助金でございます。また、ブロック塀等除却事業30万円は、通学路等に面した危険なブロック塀の撤去に対する補助金を計上してございます。

次の公営住宅長寿命化修繕事業119万4,000円は、町営住宅の火災報知器交換工事費となっ

ております。

建設水道課関係の補足説明は以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 補足説明の途中ですが、これにて暫時休憩といたします。

再開は 3 時 15 分であります。

休憩 午後 3 時 0 5 分

再開 午後 3 時 1 5 分

- 議長（横澤はま君） 休憩を閉じ、再開します。

補足の途中であります。議案第14号中、学校保育課関係の歳出について、井口学校保育課長。

- 学校保育課長（井口博貴君） 学校保育課関係の補足説明をいたします。

74ページを御覧ください。

款 3 項 2 目 1 児童福祉総務費 2 億5,040万7,000円を計上しました。内容につきましては、認定こども園、池田保育園と会染保育園の 2 園の運営に関わる保育園運営事業4,914万9,000円です。昨年と比べての主な変更点は給食材料費を 2 割増しの1,828万6,000円を計上しました。

次に、77ページ下段を御覧ください。

目 2 特別保育費941万8,000円を計上しました。内容につきましては加配の人件費と北アルプス連携自立圏で行っております病児・病後児保育事業の負担金です。

次に、78ページ下段を御覧ください。

目 4 児童センター費2,332万4,000円を計上しました。池田クラブ及び会染児童クラブセンターの管理経費と放課後子供教室の管理経費が主な予算内容でございます。

次に、114ページを御覧ください。

款10項 1 目 1 教育委員会費174万3,000円を計上しました。主な内容につきましては教育委員 4 名の報酬、市町村教育連絡協議会負担金でございます。

次に、目 2 事務局費9,864万9,000円を計上しました。主な内容につきましては入学祝い金512万円、I C T 支援業務委託料385万円、就学援助費608万5,000円、スクールバス運行事業経費502万円です。

次に、118ページ中段を御覧ください。

目3教職員住宅管理費71万円を計上しました。内容につきましては教職員住宅管理費用であります。

次に、項2目1池田小学校管理経費1,404万3,000円を計上しました。内容につきましては、光熱水費や委託料に関わる管理経費であります。

次に、120ページを御覧ください。

目2池田小学校教育振興費2,045万5,000円を計上しました。主な内容につきましては1人1台端末ソフトウェア使用料146万2,000円など、教育振興経費と町費支援員4名分と学校司書1名分の人件費が主な内容であります。

次に、121ページ下段を御覧ください。

目3会染小学校管理経費1,388万7,000円を計上しました。主な内容につきましては池田小学校同様に光熱水費や委託料等に関わる管理経費であります。

次に、123ページを御覧ください。

目4会染小学校教育振興費1,855万3,000円を計上しました。内容につきましては、池田小学校と同様に教育振興経費と町費支援員4名分と学校司書1名分の人件費が主な内容であります。

次に124ページを御覧ください。

項3目1学校管理経費1,581万8,000円を計上しました。内容につきましては小学校2校と同様に学校の管理に関わる経費が主な内容であります。

次に、126ページを御覧ください。

目2教育振興費3,045万7,000円を計上しました。内容につきましては小学校2校と同様に教育振興費と町費講師3名分と学校司書1名分の人件費が主な内容であります。

次に、130ページ下段を御覧ください。

項4目3文化財保護活用推進費165万3,000円を計上しました。内容につきましては、文化財保護活用推進経費45万7,000円が主なものでございます。

次に、132ページ中段を御覧ください。

目5記念館費103万1,000円を計上しました。内容につきましては、浅原六朗文学記念館及びてるてる広場に関わる一般経費です。

次に134ページを御覧ください。

項5目1保健体育総務費1億480万3,000円を計上しました。内容につきましては、小・中

学校の健康診断等に係る経費や学校給食に係る池田松川学校給食センターへの負担金が主なものでございます。

学校保育課関係は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 議案第14号中、生涯学習課関係の歳出について、下條生涯学習課長。

○生涯学習課長（下條浩久君） それでは生涯学習課関係について御説明申し上げます。

109ページ中段から110ページにかけてを御覧ください。

款8項4目2公園事業費2,095万1,000円を計上いたしました。公園管理等一般経費は東山コミュニティセンターや林中ふれあい広場等に関する維持管理経費、クラフトパーク管理経費は美術館・創造館を含めましてクラフトパークの電気料及び公園管理委託料等の経費でございます。

次に、飛びまして127ページを御覧ください。

款10項4目1社会教育総務費は2,654万3,000円を計上いたしました。説明欄、社会教育振興経費は61万6,000円です。そのうち新規は文化・芸術振興奨励金1万円です。これは文化芸術に関連する全国大会等に出場となった方になった際奨励金をお出しするものでございます。

次に128ページ、目2公民館費は昨年比119万8,000円増の1,819万4,000円を計上いたしました。交流センター管理経費1,496万6,000円は、交流センターの光熱水費、電気料、夜間休日の管理業務委託料、施設保守管理委託料などがございますが、主なものとしましては、施設修繕料として間もなく開館から5年が経過します交流センターのネットワーク用のファイアーウォールの更新時期に当たるということで、99万円が増となっております。

129ページ、公民館事業活動経費として123万5,000円をはじめ、新池田学問所経費、人権教育振興経費、青少年育成費、男女共同参画推進経費は例年並みとなっております。

次に131ページ下段の目4図書館費は、前年比116万1,000円増の1,866万9,000円を計上いたしました。主なものとしまして昨年更新しました図書館管理システムリース料は362万4,000円、そのほか昨年と同額の図書購入費として308万円が主なものとなっております。

133ページ、目6美術館費は昨年度より3年間の指定管理契約締結によりまして、昨年度と同額の2,899万7,000円を計上いたしました。

なお、創造館の指定管理料もこちらに含まれております。

目7創造館費は48万9,000円を計上いたしました。指定管理委託料に含まれない光熱水費等が主なものでございます。

目 8 多目的研修集会施設費578万9,000円は昨年とほぼ同額となっております。クラフトパーク全体をはじめ、公民館、図書館、多目的研修集会施設関係は以上となります。

次に、135ページ、中段からを御覧ください。

項 5 保健体育費、目 2 総合体育館費は前年比1,034万3,000円増の2,670万7,000円を計上いたしました。総合体育館管理経費1,446万5,000円のうち、136ページ中段にあります庁用機械器具購入費835万1,000円、これは設置から45年が経過しましたバスケットゴール 2 基を購入するものでございます。

体育振興経費では137ページ下段にあります総合型地域スポーツクラブ補助金310万円ですが、主に人件費及び運営費で昨年比40万円の増となっております。

137ページ、下段、松本山雅ホームタウン事業は昨年と同額の23万円です。

138ページ中段、目 3 体育施設費は電気料等の高騰により昨年比23万5,000円増の451万7,000円を計上いたしました。

139ページから140ページにかけてのテニスコート、弓道場、農村広場、ローラースケート場、高瀬川大橋周辺と内鎌地区の 2 か所の河川敷運動場に関する管理経費となっております。

生涯学習課からは以上です。

○議長（横澤はま君） 続いて、議案第16号、第17号について、寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） それでは、議案第16号 令和 6 年度池田町国民健康保険特別会計予算の補足説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は 9 億9,400万円で、前年度に比べ9,134万2,000円の減となっております。

7 ページ歳入を御覧ください。

1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は 1 億6,486万8,000円を計上しております。被保険者数は減少しておりますが、税率改正により386万8,000円の増額となっております。

次に、9 ページ下段をお願いいたします。

6 款繰入金の 1 項 1 目一般会計繰入金でございますが、保険基盤安定、財政安定化支援事業、出産育児一時金など法定繰入分として6,414万円を計上しております。

10ページにまいりまして、2 項基金繰入金は前年度より1,600万円減の同額1,600万円で計上しております。県への納付金の財源不足を補うため、本年度も基金を繰り入れるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費は252万円で、主に電算共同処理に関わる委託料等の事務経費でございます。

13ページをお願いいたします。

下段、2 款保険給付費でございますが、1 項療養諸費では1 目療養給付費 6 億3,000万円、14ページにまいりまして、2 目療養費600万円、3 目審査支払手数料270万円で合計で 6 億 3,870万円を計上し、前年比で7,100万円の減となっております。

2 項高額療養費は1 目高額療養費9,000万円、2 目高額介護合算療養費10万円で、15ページにかけまして計9,010万円を計上し、前年比で1,000万円の減額となっております。いずれも被保険者数の減によるものでございます。

次に18ページ、お願いいたします。

中段からの4 款保健事業費であります。1 項1 目保健衛生普及費は139万3,000円、2 項1 目の特定健診診査等事業は2,518万4,000円で特定健診等委託料、人間ドック補助金が主な経費でございます。

20ページの6 款1 項1 目の被保険者保険税還付金150万円は所得の修正申告等により、保険税変更に伴う還付の経費となっております。

国民健康保険特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、議案第17号 令和6 年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について補足説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は1 億9,106万9,000円で、前年度に比べ2,414万9,000円の増となっております。

それでは6 ページを御覧ください。

歳入でございますが、1 款後期高齢者医療保険料は1 目特別徴収保険料 1 億100万円、2 目普通徴収保険料4,210万円、合わせまして1 億3,010万円を計上し、前年比で1,900万円の増となっております。

下段、3 款1 項一般会計繰入金は1 目事務費繰入金653万1,000円、2 目保険基盤安定繰入金4,132万2,000円を計上しております。

次に、8 ページの歳出を御覧ください。

1 款総務費、1 項1 目一般管理費は主に保険証の郵送料等で18万4,000円の計上、2 項1 目徴収費は保険料の徴収に関する経費として、電算システムや納付書の郵送料など51万

7,000円を計上しております。

下段、2 款後期高齢者医療広域連合納付金は 1 億9,026万8,000円を計上しております。これは保険料兼広域連合事務費、保険基盤安定負担金を長野県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上、議案第16号及び議案第17号の補足説明をいたしました。

以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 続いて、議案第18号、第19号について山本建設水道課長。
- 建設水道課長（山本利彦君） それでは、議案第18号 令和 6 年度池田町水道事業会計予算について補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 2 条は、令和 6 年度の業務予定量で、給水戸数4,050戸、年間総給水量107万立方メートル、1日の平均給水量2,931立方メートルの予定でございます。主な建設改良事業は、配水管改良事業に3,500万円を予定するものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は収入で 2 億4,387万円、支出は 2 億2,141万4,000 円の予定でございます。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は収入で264万円、支出が 1 億4,193万1,000 円の予定でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額 1 億3,929万1,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、建設改良積立金で補填をいたします。

続いて、2 ページをお願いいたします。

第 5 条は一時借入金の限度額を 1 億円と定め、第 6 条及び第 7 条は経費の流用に関する事項を、第 8 条では棚卸資産の購入限度額を定めたものでございます。

3 ページから 5 ページは、水道事業の実施計画を記載したものでございます。

内容につきまして、実施計画明細書で説明をいたしますので、19ページをお願いいたします。主立ったところの説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 の給水収益の 2 億589万7,000円は水道使用料で、前年度対比150万4,000円減の見込みでございます。

目 2 受託工事収益の181万5,000円は消火栓修繕等の工事収益でございます。

目 3 その他営業収益50万6,000円は審査手数料、下水道量水器検針業務委託料などを見込

んでおります。

次に、項 2 営業外収益、目 1 受取利息及び配当金は預金利息として15万3,000円を計上、目 2 の長期前受金戻入は補助金等により取得した固定資産の減価償却の見合い分を収益化したものでございます。2,951万円を計上しております。

続きまして、20ページの支出についてでございます。

水道事業費の項 1 営業費用、目 1 の原水及び浄水費は職員 1 名分の人件費、水質検査等の委託料や施設の修繕費用など1,444万3,000円の計上でございます。

目 2 の配水及び給水費は、水道メーター交換委託料とこれに関わる材料費のほか、配水施設等の修繕費、電気料など3,726万7,000円の計上でございます。

21ページ、目 3 の受託工事費は町から委託を受けて行う消火栓修繕に係る経費に177万円の計上でございます。

目 4 の総係費は、職員 3 名分の人件費やメーター検針、会計システムの委託料など4,210万2,000円で、前年度対比183万4,000円の増の計上でございます。増額となった主なものは、開閉栓業務等委託料によるものでございます。

22ページ、目 5 の減価償却費は建物、構築物などの有形固定資産減価償却費に 1 億312万8,000円、目 6 資産減耗費は構築物の除却費などに410万円を計上してございます。

次に、項 2 営業外費用の目 1 の支払利息は企業債利息58万1,000円、目 3 の消費税は水道会計の支払い消費税に1,600万円を計上しております。

続きまして、24ページをお願いします。

ここでは資本的収入及び支出に関わるものでございます。

まず、収入につきまして、資本的収入の項 1 目 1 工事負担金は加入分担金264万円で前年度と同額の見込みでございます。

次に、支出につきまして、資本的支出の項 1 目 1 給配水設備費は配水管布設替えや第 5 水源深井戸オーバーホールに5,253万6,000円で、前年度対比1,346万4,000円減の計上でございます。

項 2 目 1 企業債償還金は539万5,000円で対前年比347万4,000円減の計上でございます。

項 3 目 1 他会計貸付金は下水道事業への貸付金として8,400万円の計上でございます。

ページを戻っていただき、6 ページをお願いいたします。

令和 6 年度の水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

1 の業務活動は9,926万2,000円の増加、2 の投資活動で 1 億2,536万円の減少、3 の財務

活動で539万5,000円の減少となり、これら 3 つの活動により現金は3,149万3,000円減少し、現金の期末残高は 7 億5,526万9,000円となる予定でございます。

7 ページから12ページにかけては給与費明細書を、13ページには前年度の予定損益計算書を記載してございます。

14、15ページは令和 6 年度の予定貸借対照表でございます。

14ページ最下段の資産合計は29億4,453万円、15ページ中段の負債合計は 6 億6,148万2,000円、下段の資本合計は22億8,304万8,000円で、負債資本合計は資産合計と同額の29億4,453万円となる予定でございます。

16、17ページは前年度の予定貸借対照表を、18ページには注記表を記載してございますので、後ほど比較対照して御覧をいただきたいと思います。

水道事業会計の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第19号 令和 6 年度池田町下水道事業会計予算につきまして補足説明を申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

第 2 条は令和 6 年度の業務予定量で、排水戸数3,500戸、年間総処理水量93万立方メートル、1 日の平均処理水量2,547立方メートルの予定でございます。

主な建設改良事業は高瀬浄水園改築事業に5,250万円を予定するものでございます。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額は、収入で 4 億6,441万9,000円、支出は 3 億9,336万7,000円の予定でございます。

次に、第 4 条の資本的収入及び支出の予定額は、収入で 4 億4,250万円、支出は 6 億1,059万8,000円の予定でございます。

なお、収入が支出に対して不足する額 1 億6,809万8,000円につきましては当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填をいたします。

続いて、2 ページをお願いします。

第 5 条は、一時借入金の限度額を 5 億円と定めたものでございます。

第 6 条は、企業債に関するもので下水道事業債1,015万円、資本費平準化債、そちらが 3 億4,435万円としてございます。

第 7 条は経費の流用に関する事項を定めたものでございます。

3 ページから 5 ページは下水道事業の実施計画を記載したものでございます。

内容につきましては実施計画明細書で説明をいたしますので、13ページをお願いいたしま

す。

まず、収益的収入及び支出でございます。

収入につきまして下水道事業収益、項 1 営業収益、目 1 の下水道使用料は 1 億 7,900 万 6,000 円で前年度と同額の見込みでございます。

目 2 のその他営業収益は工事申請手数料など 20 万円の計上でございます。

次に項 2 営業外収益、目 1 の国庫補助金は社会資本整備総合交付金 2,887 万 5,000 円で、前年度対比 3,839 万円減の計上でございます。

目 2 の長期前受金戻入は 1 億 4,993 万 6,000 円で前年度対比 286 万 6,000 円減の計上でございます。

目 4 他会計負担金は一般会計からの負担金 1 億 640 万円で、前年度対比 3,451 万 6,000 円減の計上でございます。

続きまして、14 ページの支出についてお願いいたします。

下水道事業費の項 1 営業費用、目 1 の管渠費 84 万円は、マンホール修繕費用などの計上でございます。

目 2 のポンプ場費 238 万 8,000 円は、マンホールポンプ施設の通信電話料や電気料の経費で、前年度と同額の計上でございます。

目 3 の処理場費 7,108 万 2,000 円は水質検査、汚泥処理、包括的長期民間委託などの維持管理費用で、前年度対比 104 万 2,000 円の増で計上させていただいております。

目 4 の総係費 658 万 7,000 円は企業会計システム経費、下水道経営戦略改定に係る費用など前年度対比 443 万 6,000 円増の計上でございます。

15 ページ、目 5 の減価償却費は建物や構築物などの有形固定資産減価償却費で 2 億 6,908 万円の計上でございます。

次に、項 2 営業外費用、目 1 の支払利息は企業債利息 2,709 万円、目 2 の消費税では下水道事業の支払消費税に 1,400 万円を計上してございます。

項 3 特別損失、目 1 の過年度損益修正損は支払い消費税の予算が不足した場合に備え 200 万円を計上しました。

続きまして、16 ページをお願いします。

ここでは資本的収入及び支出に関わるものでございます。

まず、収入につきまして資本的収入の項 1 負担金、目 1 工事負担金では受益者分担金 400 万円で前年度と同額の見込みでございます。目 2 の他会計負担金は一般会計からの負担金が

ゼロ円で、前年度対比 1 億4,908万4,000円減の計上でございます。減額分につきましては資本費平準化債による対応となっております。

項 2 目 1 の企業債は 3 億5,450万円で、下水道事業債及び資本費平準化債による借入で、前年度対比 1 億7,235万円増の計上でございます。

項 3 目 1 他会計借入金は、高瀬浄水園改築工事、県道改良に伴う本管移設費用として水道事業会計から8,400万円を借り入れるものでございます。

次に、支出につきまして資本的支出の項 1 目 1 公共下水道事業費は6,830万円の計上で、高瀬浄水園改築の工事実施を下水道事業団に委託するもの及び県道改良に伴う本管移設工事などでございます。

項 2 目 1 企業債償還金は償還元金 5 億4,229万8,000円を計上してございます。

ページを戻っていただきまして、6 ページをお願いいたします。

令和 6 年度の下水道事業予定キャッシュフロー計算書でございます。

1 の業務活動は 1 億9,521万2,000円の増加、2 の投資活動で5,809万1,000円の減少、3 の財務活動で 1 億379万8,000円の減少となり、これら 3 つの活動により現金増減は3,332万3,000円増加し、現金の期末残高は7,578万3,000円となる予定でございます。

7 ページには前年度の予定損益計算書を記載してございます。

8、9 ページは、令和 6 年度の予定貸借対照表で、8 ページ最下段の資産合計額は79億7,626万円、9 ページ中段の負債合計は71億4,713万3,000円、下段の資本合計は 8 億2,912万7,000円で負債資本合計は資産合計と同額の79億7,626万円となる予定でございます。

10、11ページには前年度の予定貸借対照表を、12ページには注記表を記載してございますので、後ほど比較対照して御覧をいただきたいと思います。

下水道事業会計の補足説明は以上でございます。

○議長（横澤はま君） 続きまして、財政計画資料について、総務課寺島財政係長。

○総務課財政係長（寺島靖城君） それでは、お手元の財政計画資料を御覧ください。

この資料の説明につきましては、提案説明等と重複する内容があると思いますが、御了承願います。

では、1 ページを御覧ください。

池田町会計別予算額の状況であります。各会計の令和 6 年度当初予算額を前年度と比較したものです。一般会計と工場誘致等特別会計を合わせた普通会計の予算額は47億1,308万5,000円です。

その下の国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を合わせますと11億8,506万9,000円です。

普通会計、特別会計を合わせた令和6年度予算総額は58億9,815万4,000円で前年度に比べ、マイナス6,619万3,000円、率にして1.1%の減となっております。下の表は水道事業会計及び下水道事業会計の予算状況となっております。

次に、2ページを御覧ください。

上段は町勢、中段には令和4年度会計別実質収支の状況、下段には公債の状況を載せてございます。

町勢の住民登録人口は令和5年3月31日現在で9,308人で前年に比べ181人の減少となっております。

産業構成費は令和2年国勢調査数値となります。

令和4年度会計別実質収支の状況は昨年9月の決算議会で報告済みの歳入歳出決算の状況でありますので、説明は省略いたします。

公債の状況ですが、各公債費それぞれの令和5年度末残高、令和6年度の元利償還額、起債発行見込額により令和6年度末残高を見込んだものであります。全会計の令和6年度末残高は63億1,030万1,000円の見込みであり、住民1人あたりに換算しますと約68万円となります。

次に、3ページの一般会計歳入歳出予算目的別一覧表を御覧ください。内容は提案説明等のとおりとなりますので、説明は省略いたします。

次に、4ページは、消費税率が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分について社会保障施策に充当される経費を明確化したものであります。

次に、5ページの一般会計歳出予算性質別状況を御覧ください。前年度予算額と比較額の大きい主なものについて説明いたします。

1番目の人件費は人事院勧告による給与改定や地域おこし協力隊員、集落支援員の新規採用などにより、前年度比5,618万6,000円の増です。

なお、ここでの人件費とは特別職、一般職、会計年度任用職員をはじめ、議員報酬や各種審議会等の報酬も含んでおります。

2番目の物件費は、小・中・高校生の町営バス料金の無料化対応による運行委託料の増や、ふるさと応援寄附金の増加に伴う業務委託量の増などにより、4,597万2,000円の増となっております。

5 番目の補助費等は、下水道事業会計の負担金が減ったことなどにより、1 億6,586万4,000円の減、6 番目の公債費は町債の借換額減少等により6,721万6,000円の減となります。

11番目の投資的経費のうち普通建設事業費は2 億6,306万1,000円で、前年度比8,385万3,000円の増となっております。増えた要因としては農地耕作条件改善事業などが上げられます。

投資的経費の内訳につきましては、6 ページの一般会計建設事業の実施計画書を御覧ください。説明のほうは割愛いたします。

次に、7 ページを御覧ください。

これまで御説明しました内容を図で表しております。上段が歳入、下段が歳出です。

歳入の左側の円グラフで網掛けのところが自主財源で27.5%の割合、白抜きのところが依存財源で72.5%の割合となっております。自主財源で大きなウエートを占めます町税の内訳は右側の円グラフのとおりで、定額減税による影響等で前年度と比べて4.2%の減を見込んでおります。

次に、下段の歳出の円グラフの左側の目的別では歳出総額に占める割合で最も大きいのは民生費で以下、総務費、公債費の順となっております。

右側の性質別では、濃い網掛けのところが義務的経費が49.4%、白抜きのところの投資的経費が5.6%、薄い網掛けのところがその他の経費で45%を占めております。

次に、8 ページを御覧ください。

実質公債費比率の推移を示したものであります。これは実質的な地方債の償還額が財政に及ぼす負担を表すことによって、財政が硬直化しないよう新たな地方債の制限等を行う目安となる指標です。表の下に実質公債費比率の計算式を載せてございますが、この計算式で算出した数値が表の の単年度における実質公債費比率となります。国・県へ報告し、公表される数値は の過去3 年平均の実質公債費比率の数値であります。この実質公債費比率が18%を上回りますと公債費負担適正化計画の策定が義務づけられ、地方債の借入に県の許可が必要となります。下の図は実質公債費比率の推移を表したものです。ここで数値が確定している令和元年度から令和4 年度までの過去4 年間と、推計値となる令和5 年度以降4 年間の計8 年間を示しております。

次に、9 ページを御覧ください。

令和4 年度の普通会計における決算、財政指標等を近隣自治体と比較した表を掲載しております。表の中ほどにある地方債現在高B 欄は令和4 年度末時点ですが、当町は44億1,200

万円となっております。その下の積立金現在高欄は財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金の令和４年度末の現在高で21億800万円となっております。

次に、10ページを御覧ください。

普通会計、下水道会計、水道会計における地方債の元利償還金の推移と未償還元金の推移を図にしたものです。町の実施計画に基づき、３か年の実施計画書に計上されている事業の地方債を見込み、それ以降の継続が見込まれる事業についても地方債を考慮しております。

下段の未償還元金の推移につきましては、現時点で計画されている起債事業を予測しております。

次に、11ページから17ページにかけまして、普通会計の町債の全ての明細を載せてございます。

18ページは、新たに令和６年度に償還が発生する予定の普通会計の町債及び令和６年度に発行を予定している普通会計の町債の状況であります。説明は省略いたしますが、御参考にしていただければと思います。

令和６年度財政計画についての説明は以上となります。

○議長（横澤はま君） これをもって提案説明を終了します。

議案第14号 令和６年度池田町一般会計予算について質疑を行います。

初めに、歳入全般、12ページから36ページについて、質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出関係について、各款ごとに質疑を受けます。

まず、第１款議会費37ページから第２款総務費58ページまでについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第３款民生費58ページから第４款衛生費89ページまでについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第５款労働費89ページから第７款商工費105ページまでについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第 8 款土木費105ページから第 9 款消防費113ページまでについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

次に、第10款教育費114ページから第13款予備費141ページまでについて質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

再度、議案第14号全般について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

議案第15号 令和 6 年度池田町工場誘致等特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

議案第16号 令和 6 年度池田町国民健康保険特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

議案第17号 令和 6 年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

議案第18号 令和 6 年度池田町水道事業会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

議案第19号 令和 6 年度池田町下水道事業会計予算について質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

議案第２号より第１０号まで、議案第１３号より第１９号まで各委員会に付託

- 議長（横澤はま君） 日程16、議案第２号より第10号まで、議案第13号より第19号までを各担当委員会に付託したいと思います。

職員をして、付託表を朗読させます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（横澤はま君） ただいまの付託表により、各担当委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号より第10号まで、議案第13号より第19号までを各担当委員会に付託することに決定しました。

請願・陳情書について、上程、朗読、各常任委員会に付託

- 議長（横澤はま君） 日程17、請願・陳情書についてを議題とします。

職員をして、請願・陳情書の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（横澤はま君） これについては担当常任委員会に付託したいと思います。

職員をして付託表の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（横澤はま君） お諮りします。

請願・陳情書は付託表により各担当委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、各担当委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（横澤はま君） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 4 時 0 2 分

令和 6 年 3 月 定例 町 議 会

(第 2 号)

令和6年3月池田町議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年2月13日（火曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番	矢 口 結 以 君	2 番	三 枝 三七子 君
3 番	山 崎 正 治 君	4 番	大 厩 美 秋 君
5 番	中 山 眞 君	7 番	大 出 美 晴 君
8 番	和 澤 忠 志 君	9 番	薄 井 孝 彦 君
10 番	服 部 久 子 君	11 番	横 澤 は ま 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	麿 聖 章 君	教 育 長	山 崎 晃 君
総 務 課 長	宮 澤 達 君	住 民 課 長	寺 嶋 秀 徳 君
健康福祉課長	宮 本 瑞 枝 君	振 興 課 長	大 澤 孔 君
建設水道課長	山 本 利 彦 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	丸 山 光 一 君
学校保育課長	井 口 博 貴 君	生涯学習課長	下 條 浩 久 君
総務課長補佐 兼 総 務 係 長	滝 沢 健 彦 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	山 岸 寛 君	事 務 局 書 記	矢 口 富 代 君
---------	---------	-----------	-----------

3月定例議会一般質問一覧表

番号	質 問 者	質 問 要 旨
1	2 番 三枝三七子議員	1．麴町政を問う
2	10 番 服部久子議員	1．高すぎる国保税の負担軽減を求める 2．子どもの国保税均等割の減免を求める 3．子どもの医療費の窓口負担の減免を求める 4．3歳未満児の保育料軽減の具体策を聞く
3	9 番 薄井孝彦議員	1．町の震災対策を問う 2．町農業振興協議会答申に基づく、農業振興事業の進め方を問う
4	1 番 矢口結以議員	1．香害と化学物質過敏症について

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

- 議長（横澤はま君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問

- 議長（横澤はま君） 日程 1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、質問の順序は通告順とします。

職員をして一般質問一覧表の朗読をさせます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

- 議長（横澤はま君） これより一般質問を行います。
-

三 枝 三七子 君

- 議長（横澤はま君） 1 番に、2 番の三枝三七子議員。

三枝議員。

〔2 番 三枝三七子君 登壇〕

- 2 番（三枝三七子君） 2 番、三枝三七子です。

今回は、甕町政を問うと題しましたが、今から質問させていただく内容は、本議会の初日に可決されました議案第12号に関することです。まだ御存じない町民の方も多数おられると思いますので、先日の質疑と重なる部分がございますが、もう一度、この新農業法人株式会社についての質問をこれからいたします。

では、始めます。

新農業法人設立について、今、この町の農業者の一番の懸案である、去年12月4日に農業振興協議会より最終答申で提示された新しい農業法人設立について、周囲の農業者からも多く質問や不安の声を聞いています。様々な臆測が飛び交い、この町の未来についても財政的な負担要因となりかねないと不安は尽きません。

経緯は、まず12月4日に農業振興協議会より最終答申が出されました。翌週の12月14日に農振協会長と審議委員であった北アルプス振興局の職員、県の農政課の方複数名で議会にその内容説明に来られました。説明を受けたのみです。その説明の中でも幾つか、私本人は立ち上げ当初からの人件費が空欄であること、または3人の常勤職員には500万円相当の報酬を想定していると記載があったので、疑問点が幾つも湧き、議長、副議長に詳しい町からの説明がないと困ると他議員とともに申入れをしたところ、翌年1月9日に全員協議会を開催し、町長より詳しい説明を受けるということを確約していただきました。ですが、町長からその時点までは、行政からの答申を受けてからの町の方針や説明は一切受けておりません。

ところが、12月27日午後4時15分頃、三枝本人の携帯電話に町長から、本日広報いけだに新規農業法人の出資のためのチラシを折り込みました。ただいま議会事務局からメールでその内容を送ってもらったので、読んでいただきたい。御了承くださいとの内容でした。私は大変驚き、メールボックスを開いたところ、資料1を御覧ください。それが送信されていました。

では、質問させていただきます。今回は40分と短いので、できるだけ端的にお答えいただけると大変助かります。

まず、問い1です。質問1ですが、この資料1は正式な設立趣意書でしょうか。また、発起人はこの書面どおりでよいのでしょうか。お答えくださいませ。

○議長（横澤はま君） 町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） おはようございます。

一般質問、御苦労さんでございます。

それでは、三枝三七子議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

趣意書についての御質問でありますけれども、この趣意書は正式なものでございます。そして、発起人につきましては法人の町と農業振興協議会の会長、宮澤氏となります。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

- 2 番（三枝三七子君） 発起人は法人の町と農業振興協議会の会長、宮澤氏と今お答えいただきましたが、この紙ではそうになっていません。名前を連ねておられる 3 名は甕町長、宮澤県議、中山 眞社口原地権者代表の 3 名です。本来であれば、この 3 名で出資をされて、株式会社をつくり、そこで定款を作成されてから公に募集されたら問題はなかったのですが、この設立趣意書が正式なものと今、町長お答えいただきましたが、全くそういう設立に正式な書類ということでは該当しないと私は見えています。なぜ該当しないのか。お話しします。

この株式会社の設立の方法には募集設立と発起設立と 2 つございます。募集設立に関しましては、会社法 59 条がございます。設立時募集株式の申込みという項目がありまして、そこでは、まず、会社をつくろうという発起人が定款の作成をする。そして定款の公証人による認証を受けてから、呼びかけをするというルールがございます。今回の場合はそうではございません。まず、このルールのことを町長は御存じでしたか。お答えをお願いします。

- 議長（横澤はま君） 町長。

- 町長（甕 聖章君） ルールについては存じております。ただ、今回につきましてはちょっとイレギュラーということは認識はしているところであります。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 三枝議員、挙手をお願いします。

三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

- 2 番（三枝三七子君） 募集設立についてですが、またこの設立趣意書の呼びかけをする内容についても大変問題がございます。それには、この農業法人の目的は書いてあっても、商号またはその事業を行う所在地、資本金額、公告の方法、発起人または発起人が幾ら出資するのか等々も書いてございません。設立時に必要な情報がないまま、これを全戸配布されたということは大変問題が大きいということをまず申し上げます。

非常に残念ですが、会社法に抵触しているように素人の私には読めました。

そして、まず、この設立趣意書がどうして設立趣意書という言葉が使われたのでしょうか。基本的には今回株式会社をつくられると聞いています。ですが、株式会社の設立には設立趣意書は必要ございません。会社概要書です。なぜ設立趣意書という言葉が使われたのか、御説明ください。

- 議長（横澤はま君） 町長。

- 町長（甕 聖章君） 会社をつくる場合、議員御指摘のとおりかと思いますが、会社

をこれからつくりますという意味での趣意書ということで、一つの会社を立ち上げる、その認識をしていただくために趣意書というような表現でお配りしたということでございます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） もう一つ、質問させてください。

この設立趣意書を作成するに当たり、行政書士や司法書士、弁護士の方のチェックは確認されたんでしょうか。お願いします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） チェックはしておりません。チェックする必要があるかどうか、よく分かりませんが、今回はしておりません。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） 私、非常にこれは残念なことだと思っています。

先日、本会議初日で議決をしております、議会として。ですが、この不備な状態で出資を呼びかけたこと自体に大きな問題がございます。これは今後、株式会社が設立され、運営していった際に、もし経営破綻等々のトラブルが起こったときに、必ずここを突いてこられるような気がしています。これは臆測ですが、本来ならあり得ない出資金返せとか、そういったこともこんな違法な方法でお金を集めたんじゃないですかと言われても、どうしようもないことになってしまいます。ぜひ改めて町民にそれを知らしめてください。

2 つ目の質問をさせていただきます。

この農業法人を設立させることは何のためでしょうか、お願いいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） この農業法人の役割といたしましては、池田町の農業振興を目的といたしまして、高齢化に伴います担い手の育成、確保、また高収益作物の推進等通しまして持続可能な池田町の農業体制の構築を目指してまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

- 2 番（三枝三七子君） 持続可能な農業ということを今、町長おっしゃいました。もちろん、池田町の大切な農業です。ですが、今、ちょうど同時に地域計画というものを農水省からつくるようにという命令が出ています。これは、地域計画は去年の 4 月 1 日に施行されています。2 年間で地域計画の策定を求めるとされています。そして、この策定には、担い手や継承者、農業法人についてのヒアリングを行うことが義務づけられている。そしてこのヒアリング等行うに当たってはコーディネーターやコンサルタントを使っていいと言われています。これには国から補助が出るはずなんです。出ているんです。一般社団法人、農林水産業未来基金という農林水産省の外郭団体から補助金が出ています。ちょうど募集があったのは、私が議員になった頃です。2023 年 5 月 10 日から同年 6 月 30 日までの申請期間でした。これは町として申請取得はされていますか。

担当課長、お答えいただけますでしょうか。

- 議長（横澤はま君） 大澤振興課長。

〔振興課長 大澤 孔君 登壇〕

- 振興課長（大澤 孔君） お答えいたします。

三枝議員言われているのが、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業補助金のことかと思われまうけれども、昨年度、これを申請しました。そうしたら、これについて、全く補助金がつかなかったという状況でございます。ですので、令和 6 年度当初予算では改めてこれを申請するということで、今年度も昨年度並みの予算を計上してございます。

以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇〕

- 2 番（三枝三七子君） 分かりました。

では、その先の質問をさせていただきます。

私が聞きたいのは、この地域計画をつくるには、ほかの自治体、既にもう協議の場を何回も開かれて、そしてこの協議会というのは、公告をして、町でちゃんと町民にも農業者にも 2 週間前から知らせろということになっています。そしてその結果を必ず公表しろということが義務づけられています。当町では、もうこの協議会というか協議の場というのは何回か開催されていますか。

振興課長、お願いいたします。

- 議長（横澤はま君） 大澤振興課長。

- 振興課長（大澤 孔君） 池田町では地域計画につきましては、各農家、そして経営体に目標地図の素案をつくるためのアンケートを現在実施しております。そして今回収に入っている状況でございます。そしてこの地域計画につきましては、制度の説明等２月７日に農業者に対して行ったということもございますので、今後、目標地図をまとめた段階で地域にお邪魔して、それを基に農業者と意見交換、懇談を図っていくということで予定をしております。以上になります。

- 議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔２番 三枝三七子君 登壇〕

- ２番（三枝三七子君） ２年あった期間のこれからということで、１年でまた巻いて一生懸命やるということだというふうに私は受け取れました。この１年半、農業振興協議会を毎月開催され、担当課では大変だったというふうに思っています。本当に今大事な農業を守るべき地域計画を遅れた１年、私はこれは非常な問題を感じました。なぜなら農業振興協議会には限られた方しか参加できない。そして呼ばれた農業者しか発言できない状況でした。そしてあと１年で一生懸命急がれて地域計画をまたつくられる。なぜ池田町はいつも時間がないところで、せっぱ詰まって何かをやらなければいけないんでしょうか。とてもおかしいなというふうに感じました。

その次の質問をさせていただきます。質問３です。

まず、この会社、新しくつくられる法人に町が300万円出資する意味は、今後法人と町との関係においてどのような意味が出てくるのか、教えてください。町長、お願いいたします。

- 議長（横澤はま君） 町長。
- 町長（甕 聖章君） それでは、お答えをいたします。

この法人につきましては、町が中心となり、新たな法人を立ち上げ、今後町が計画しております事業の受皿となるべく、経営体となる役割を担うこととなります。また、町が策定する地域計画に基づく農業の推進も担っていくということとなります。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔２番 三枝三七子君 登壇〕

- ２番（三枝三七子君） 今、私が質問いたしましたのは、出資する意味と町との関係についてなんです。今、町長がお答えくださったのは、その農業法人がされることをお話ししてくださっているんですが、出資する意味からすると、今回は第三セクターという形のものにな

と思います。それはまず町長、御認識されていますか。お願いいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 第三セクターという形は存じておりますけれども、若干の違いは、これは株式会社として立ち上げるということで、ちょっと形態は若干違うかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） 町長、株式会社でも第三セクターというふうになります。これは地方自治法施行令第152条に普通地方公共団体の項がございまして、普通地方公共団体が資本金、基本金、そのほかこれらに準ずるものの4分の1以上、2分の1未満を出資している一般社団法人、財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものとあります。ですから、今回の出資金、資本金として1,000万円を想定され、町はこれに300万円出資ということになっています。4分の1を超えるので、25%の出資を超えるので、第三セクターとなります。

なぜ私が第三セクターかどうかということを確認しているかといいますと、これが公共政策大学院教授の宮脇さんからの論文ですが、総務省自治財務局は第三セクター等で展開される損失補償契約については原則行わないことを求めている。しかし現実には、地方自治体の現場では、事業展開の資金調達においてこれは重要な選択肢となってしまうというレポートがございまして。そしてこの損失補償契約について、私は今まで何度も町長に同じ質問を投げかけています。再度ここでお伺いします。

今回の新しい農業法人について、損失補償は上限金額を設けていただけるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） その辺につきましては今後の農業法人との協議ということになりますが、いずれにいたしましても、その辺の枠組みはしっかりとしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） しっかりとやっていただけるというお答え、非常にありがたいです。

これもしっかりやっていただく中に盛り込んでいただきたいことを今お話しします。情報開示を盛り込んでください。監査委員による審査により上がって来たもの、または経営状態について議会に定期的に報告をすること、そして住民への公表を義務化してほしいということをお願いします。これは総務省の第三セクターの指針にも載っていることなので、必ずお願いしたいのですが、お答えいただけませんかでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（鶴 聖章君） その辺につきましては法的な部分もありますので、十分調査いたしまして、御期待にというよりも、公表するということで進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） ありがとうございます。そのお答え、聞いてよかったです。議会として既に議決してしまったものですから、この情報公開については附帯事項に盛り込む必要があるのではないかと、はらはらしていました。

では、2つ目の質問にまいります。

池田町の防災についてです。

今年の元旦、16時過ぎに石川能登震災が発災しました。非常に厳しい復興への手探りが始まっています。

さて、今回は特にいろんな問題が露出してきました。この日本では数年ごとに激甚災害の指定を受けるほどの自然災害が起こっています。当町においての防災避難について確認の意味も込めて質問をさせていただきます。

質問 1、幾度も大規模災害が起こるたびに問題視されているのは、避難者の避難所での雑魚寝状態です。当町では間仕切りなどの買い置きも見受けられますが、大規模災害となった場合、とても賄える数ではございません。

長野県企画振興部総合政策課統計室の統計から資料 2 を御覧ください。当町の65歳以上の人口は全体の41.5%となっています。これの母数が8,934人である理由は住民基本台帳からではなく、居住実態数と言われているものから出したものということです。そこで、この65歳以上の方々の5割ぐらいの1,800台ぐらいの避難者用ベッドが必要ではないかと思います。こういった具体的な提案は検討していただけないものでしょうか。

簡単に調べたところ、段ボールベッド、エアーベッド、簡易ベッドの価格なども資料 3 に

掲載いたしました。これらをぜひとも自治会でも町でも購入していただくということが必要だと思えます。財源として地域のコミュニティが活用できるものをぜひとも町から各自治会に周知していただきたいと思います。どのように周知されているのか等をお答えください。

お願いいたします。

○議長（横澤はま君） 宮澤総務課長。

○総務課長（宮澤 達君） 御質問の避難者用ベッドの件について、当然検討するところでございますけれども、町では現在、耐久性や耐火性などを考慮しまして、エアーマットを採用しております。町としまして、避難者用ベッドについて十分な数量を備えているとは考えておりませんので、できる限り増やしていきたいと思えます。

また、国が緊急を要し、被災自治体都道府県からの要請を待つ時間がないと認めるときは、被災自治体からの要請を待たずに、国が調達して緊急輸送するプッシュ型支援にも段ボールベッドやパーティションなどが含まれているとのことであります。

コミュニティ助成事業につきましては、毎年4月に実施しております自主防災会連絡協議会、自治会協議会におきまして、地域防災組織育成事業として説明しております。この地域防災組織育成事業は例年1事業が採択されており、各自主防災会に申請をお願いしているところであります。また、併せて町の自主防災組織補助金等交付要綱と各自主防災会の申請状況を示しまして、防災資材の購入補助制度について周知を図っております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） ありがとうございます。ほっとしました。

2つ目の質問にまいります。当町では、広津、陸郷という、もともとの池田町先住者の方々が営んだ、昔ながらの集落に今も居住してくださっている方々がおられます。今回のような道路が寸断される、崩落するという地震を想定しておかないとまた孤立集落となります。今、当町の防災資料からの備蓄量を資料5に上げています。あえて確認します。この2か所の住民の方々に10日間、もしくは2週間ほど孤立しても食事、トイレに困らないような備えを促されていますか。今の備蓄量では全く足りるようには見えません。そのための施設改修や機械、通信の拡充、金銭的な補助は現在提案されていますでしょうか。

町長に答弁を求めます。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（麿 聖章君） それでは、お答えをいたします。

本年の1月1日現在、広津地区には38世帯、68名、陸郷地区には16世帯、26名が居住しております。

町地域防災計画に記載のとおり、平時から状況の把握に努めるとともに、広津では広津交流センター、陸郷では東山夢の郷コミュニティと豊盛公民館の2施設に備蓄品の分散配備をしているところでありますが、食料品、携帯トイレ用品ともに長期の孤立に対応できる量ではありません。町ホームページでは、各御家庭でも最低3日間分以上、可能であれば、1週間分の食料や飲料水などの備蓄をお願いしており、自主防災会でも助成事業を活用して防災かまどなどを準備しているところもございます。備蓄量に関しましては今回の災害を教訓に再検討してまいりたいというふうに考えております。備蓄やその重要性について、今月開催される自主防災会の行事でも町全体の自主防災会の皆さんに周知を予定しているところであります。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

○2番（三枝三七子君） 自主防災会の皆さんに周知をしてくださるということ、とてもありがたいんですが、基本的に広津や陸郷の公民館等々にいろんなものが必要ではないかということが先月陸郷の方々にヒアリングをさせていただいたときに分かりました。既に4年前の台風19号の際には3日間陸郷では停電を余儀なくされています。まず、陸郷の方々からの声としては非常用電源がぜひとも欲しいということです。ポータブルのものだけではなく、できれば公民館の屋根に太陽光パネル等発電装置をつけてほしい。そして蓄電池があれば、その住民たちは橋が崩落しても復旧するまで何とか生きながらえるというようなお話もいただきました。これは陸郷だけではなく、広津にも同じような装備が必要だと思われます。

これは、どうやって財源を持ってきたらいいのかなと考えたところ、総務省自治財政局の手引というものがございます。ここで自治体施設インフラ老朽化対策・防災対策のための地方債活用というものを見れば、当町のように、財政力0.34の場合はほぼ100%充足補助が受けられるものです。対象事業としては通信機器または非常用電源、避難路の確保、空調、バリアフリー整備などにも活用できます。ですので、ぜひともこれの活用を町として考えていただけたらというふうに願います。

あと、もう一つですが、通信についてですが、今、防災無線と消防用の消防無線があると

いうお答えでしたが、ぜひとも衛星を使ったスターリンクというものの導入も検討してもらいたいと思います。これは非常に低価格でそのもののアンテナは5万5,000円です。月額使用料は6,600円で済みます。これがございまして断線してもちゃんとネットワークがある。つまり通信ができるということです。今回の孤立集落での問題は、何が足りないのか、誰が病気なのか、どこに搬送したらいいのか、そういった細かいこともなかなか連絡が取れなかったということが報告されています。ぜひとも早急に地域の方々と向き合って御相談いただければいいなと思います。

では、質問3つ目になります。

激甚災害の指定を受けると、国がほぼ98%の充当率で災害支援住宅等を造っていただけます。また復興についてもそのようでございます。ですが、2011年長野県北部震災で被災された栄村を立て直された議員からは激甚災害指定でない場合、単独で復旧をしなければいけないということを聞きました。これを聞いてちょっと不安になったのですが、近年3億円削減プロジェクトなど必要なかったんじゃないかという声もあり、また町長御自身でも広報では池田町は財政危機を脱したと書かれています。資料6を御覧ください。歳入から歳出を引いたものを基金に積み増す状態が2年ほど続いています。このやり方で本当に災害に十分対応できるのでしょうか。財政から防災をどのようにお考えだったのか、お聞かせください。また、具体的な取組と、もしも防災用の資金としてお考えだった金額等があれば、含めてお教えてください。

町長に答弁を求めます。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、基金につきましては、令和5年度末の見込みで22億7,500万円、これは総額でありますけれども、災害対応につきましては、その災害の規模によって国より負担金または補助金という形で支援をいただきます。先ほど御指摘ありましたが、激甚災害の場合にはほぼ100%近いものが負担金、交付金等で受けられるのかなというふうに考えております。

一般的な指針といたしまして、財政調整基金としては標準財政規模の10%程度とされておりますので、財政調整基金残高としては現在5億円を超えておりますので、16%近くということでありまして、私といたしましては適正であると。ここで災害が起こって一気にこれが使われるということはちょっと考えにくいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔 2 番 三枝三七子君 登壇 〕

○ 2 番（三枝三七子君） 私、これは資料 6 をよく見てほしいんですが、ここに類似自治体との比較、(1)というほうを御覧ください。経常収支比率と公債費比率、この例に挙げた自治体はほぼ人口も財政も似たようなところを選んで持ってまいりました。そうしたところ、やはり経常収支比率は池田町一番高いです。そして公債費比率も残念ですが高いほうです。白馬村と競っている状態です。これは出費の比較です。その次の(2)は基金額についてという説明になります。これは同じような自治体がどれぐらいのお金をためているのかという表を作ってみました。これは見ますと見てのとおりなんですが、池田町はやはり非常に基金合計金額がかなり少ないです。つまり使う金額はトップのほうで、ためているお金はとても少ない。この状況を何とかしたいというふうにこの防災から見ると考えざるを得ません。

そして、今回特別にまた調べました。各自治体でどんな町民に対して防災意識を促進させるような取組をしているのかということです。安曇野市は 1 世帯に上限 2 万円までの防災備蓄品の補助金を出しています。安曇野市の全世帯 4 万世帯と簡単な数字にしましたところ、予算としては 8 億円です。これを当町に置き換えますと、これは令和 4 年 4 月 1 日の世帯数ですが、4,054 世帯に 2 万円補助を出したとすると 8,000 万円程度です。ぜひとも町全体で一つの避難所に備蓄品を置いておくということも大事ですが、各家で 3 日、4 日分を買い置きする。またはポータブル電源を買う。そういったことも非常にこれから大事になってくると思います。こういったことにぜひとも新たな予算を組んでいただきたいとお願いしたいのですが、町長、お考え、どうでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（穂 聖章君） 防災に対する備えにつきましての考え方でありますけれども、最近といたしますが、国のほうでは自分の命は自分で守るのが基本的でございます。でありますので、自治体からそうやって助成金等で補助するという考え方もありますけれども、まず自分たちがどうやって命をつないでいくのか、それに対する備えというものはどのぐらい必要であるのか、その辺は自分たちで考えていくというのはまず大原則であろうと思います。

また、いろいろ財政についての比較のことを先ほどお話しされましたけれども、これは国の指針といたしまして、比較対照するのは全国のいわゆる類似団体という分類があります。この類似団体と比較をするようにという指針が出ております。長野県におきましては白馬村が類似団体で、その他は類似団体ではございません。そういうことから全国の類似団体の平

均値と比べまして池田町がどうであるのかというところが一つのポイントになってきます。

また、基金につきましては、いろいろ考え方ありますが、財政調整基金は私は５億円程度で抑えていくという方針で今進めております。その他の基金は公共施設等整備基金等に回していくと、それが公共施設の整備基金につきましては今町といたしましては、一番これからお金がかかってくる部分だろうということで、そういう方針を取っております。

合計の金額では先ほど申したとおりでありますので、決して基金的にほかの自治体と比べて少な過ぎるというようなことはないというふうには私は考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 三枝議員。

〔２番 三枝三七子君 登壇〕

○２番（三枝三七子君） 町長のお考えよく分かりました。公助ではなく自助で防災についても何とかしろという答えなのかなというふうに思います。ですが、今いろんなことで池田町、問題が多発してきたときに、御高齢の方々から池田町は福祉の町と言われていた。みんなが生きやすいということで、みんなここに見学に来たと言われています。ぜひその頃のことをもう一度私はお考え直しいただきたいと思います。

防災についても、生活が苦しい方々、非常に増えてきています。防災についてだけのものを買う余裕はなかなかない御家庭も多いです。安曇野市がやっているのは、これについてはお金を出しますというリストを出されています。それを購入したときの上限額が２万円です。ぜひとも他自治体の政策ももう少し研究していただけたらと思います。３期目町長が御当選をもしされましたならば、町長のモットーとされる思いやりのある町政をぜひ実現されてください。

以上です。終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で、三枝三七子議員の質問は終了しました。

一般質問を続けます。

服 部 久 子 君

○議長（横澤はま君） ２番に、１０番の服部久子議員。

服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 10 番、服部久子です。

4 点、お願いいたします。

まず、国保料の負担軽減についてお聞きいたします。

国保加入者は自営業者、フリーター、年金生活者、非正規雇用労働者など、比較的低所得層が多く加入しております。しかし、国保料は協会健保と比べると約 2 倍の額になっています。物価高騰で暮らしが厳しい中、国保の加入者は高い保険料に大きな負担を強いられております。令和 6 年度から国保料を改定する方針ですが、これ以上高くなると支払い切れない加入者が増え、国民皆保険制度が揺らぎかねない状況が生まれ、医療にたどり着けないことになりかねません。現に医者にかかれず、病状が悪化し、死亡する方が全国で出ております。現行の国保制度ができた 60 年代当時、首相の諮問機関であった社会保障制度審議会は加入者に低所得者が多く、国保料に事業主負担がない国保は相当額を国庫が負担する必要があると勧告しております。当初の制度の理念を無視して国は国庫負担の削減を行ってきました。国民皆保険制度を維持し、誰もが安心して医療にかかれるよう国保料の軽減を求めてお聞きいたします。

国保加入世帯の平均所得をお聞きします。短期保険証は 6 か月、3 か月がなく、1 か月の短期保険証が 22 件とのことですが、滞納件数、それから未交付件数をお聞きいたします。

○ 議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

〔 住民課長 寺嶋秀徳君 登壇 〕

○ 住民課長（寺嶋秀徳君） それでは、服部議員の御質問にお答えいたします。

1 月末現在でございますが、国民健康保険税の滞納件数は 181 件、これは過年度分を含めております。また、短期保険証の未交付件数は 8 件でございます。

以上でございます。

○ 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 国保運営協議会では、来年度から、2024 年度から国保の税率改定案が提案されました。改定案は所得割の比率が上がり、均等割、平等割もそれぞれ上がっております。特に均等割は人数ごとなので、家族が多い家庭ほど負担が大きくなります。現在の保険料は、所得 300 万円の 50 代の御夫婦で子供さん 2 人がおられる 4 人家族では、国保料は 43 万 4,060 円となり、所得の 14.4% を占めています。改定になりますと、この国保料が 3 万

1,780円上がり、46万5,840円となり、所得の15.5%の割合になります。国は子供・生活困窮者などの国保料の独自減免に充てる公費の繰入金はペナルティーの対象外とする方針を取っていますが、低所得層への国保料の負担軽減ができないか、町の考えをお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えをいたします。

国民健康保険低所得層への独自減免を行い、その補填分を一般会計からの繰り出しで賄えないかとの御質問でございますが、赤字補填の繰出金は法定外の繰り出しとなります。現在、池田町の一般会計から国民健康保険特別会計への繰り出しについては全て法定内の範囲で繰入れを行っており、法定外繰り出しについては、禁止されていませんが、国保事業に係る経費は本来被保険者で賄うべきものであるところ、国保加入者以外の方にも税負担を強いるという点で、長野県で保険税率の統一を進めているところを勘案し、今後も一般会計からの国保税軽減のための独自の繰り出しは行いませんので、御理解をお願いしたいと思います。

また、併せて国民健康保険税の負担能力の低い低所得者の加入割合が高く、他の被保険者の負担が相対的に重く、被用者保険に比べ、1人当たりの医療費も高いことから、国へ補助の拡充等の要望を毎年しております。引き続き、国民健康保険制度の改善を求めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 今、国保でない方のことを言われましたけれども、今、協会とかそういうところの保険をされている方も、行く行くは定年退職されて国保の対象者になります。それで、国保の保険料が高いということは住民全体に係る課題だと思います。一般会計からの繰入れで保険料を抑える政策をぜひ取っていただきたいと思います。でないと、保険制度がないときは、昔は医者にかかるときは死ぬときだけというような状態だったのですが、やっと60年代に皆保険ができてそれで保険にかかって、今、子供さんの医療費も無料にされるところが多くなってきております。

徐々に、この皆保険制度が充実してきていると思いますが、国の予算を下げることによって、国保料の住民への負担が大きくなっております。このところを自治体が法定外繰入れをすることによって、住民の不安は解消されていくと思いますが、それをできないというこ

とは町の行政の責任を投げているとしか思えませんが、町長どう思われますか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 国保税につきましては基金というのがありますが、これが繰入れが少なくなりますと基金を取り崩さざるを得ません。年々このところ基金が減少してきている段階でありますので、もう基金が枯渇いたしますと、当然皆さんからの負担を大きくしていかざるを得ないということになります。そういうふうに考えますと、一定の基金は保持しながら、その不足分については、どうしても国保税の値上げというところで皆さん方の負担をお願いせざるを得ないということでもあります。いずれにいたしましても、議員の御指摘のような手法を取りますと、近々もうその基金はなくなってまいります。そうしたときには大幅な増額をお願いせざるを得ないということでもありますので、少しずつ増額を一気な増額を避けるために、今回若干の増額をお願いするということでございますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） ここで国保負担金が増えると、今以上に短期保険証の方とか、それから未納付の方が増えてくると思うんです。そうすると、やはり加入者の健康が脅かされるということになってきますので、今非常に日本全体が収入が上がらないとか、それからコロナの関係とかもまだ残っていて商売がうまくいかないとか、そういうことがあって、今非常に国民の生活は厳しい状態だと思います。町民の方もそうだと思います。だから、安心して加入者が保険を使えるような、そういう政策をぜひ町で取っていただければと思うんです。

名古屋市は、被保険者の均等割を一律5%引き下げ、それから大分県の臼杵市では平等割を年間2,000円、これは子供さんだけでなく、大人の方の平等割、1世帯ですからそうです。それから、所得割税率0.4%軽減、それから横浜市は資格証と短期保険証をゼロにしています。短期保険証を発行しても保険料を突如払えるわけがないという理由です。

国保料を払わないといけないと分かっているにもかかわらず払えない低所得者の気持ちに添って、対応を町に求めたいと思います。また、1か月の短期保険証はすぐに期限が切れてしまいます。

そのたびに役場の窓口に立つ気持ちを考えていただいて、6か月の短期保険証の交付を求めますが、この2点お伺いいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

- 住民課長（寺嶋秀徳君） ただいまの御質問にお答えいたします。

短期保険証の交付は、滞納が発生してしまった納税者の方に毎月決まった日に納税していただくことを目的に、１か月間の短期保険証を交付しているわけですが、この１か月の納税がなかなか期日どおりにできない方が多くいらっしゃいます。なぜ納税できないのか、ほかにも支払いがあるのか、約束の金額を納められないときは、どんな事情があるか等を確認する必要があるため来庁していただいております。

また、もし６か月の短期保険証を発行し、お渡しした場合、６か月後に６か月分の金額を納められる方はほとんどいないと思われ、交付期間が長くなればなるほど滞納額が増えてしまうことがこれまでの傾向でございます。現在、１か月ごとに来庁いただき、納付を行っている方に対しては、できるだけストレスなく来庁いただけるように努めております。

御理解をお願いいたします。以上です。

- 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔１０番 服部久子君 登壇〕

- １０番（服部久子君） １か月ごとに来庁していただくというのは、お金を持って来庁して、また短期保険証を発行してもらおうという方はそれはそれでいいと思うんですけども、お金がなくて、それで今ちょっと体の具合が悪いけれども、保険証がないと窓口で全額払わないといけなくて、だからちょっと控えなければいけない。でもやはり保険証が欲しいという方もおられると思うんです。そういう方がもしお金を持ってこられないで、こういう事情で短期保険証でも発行してもらいたいと言われたら、町はどういうふうな対応をされるんでしょうか。

- 議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

- 住民課長（寺嶋秀徳君） お答えいたします。

約束の金額を納められない等のケースはもちろんありますので、来庁した際には、事情等をお話しいただいた上で、全く納税されない方でも更新するということは場合によってはあり得ることなので、ですので、１か月という期日を約束としてお願いしている状況です。

- 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔１０番 服部久子君 登壇〕

- １０番（服部久子君） そうしたら、短期保険証を発行してもらうときはお金が必要ですが、もし緊急のときはお金を支払わなくても、それぞれ対応していきますということでよろしいでしょうか。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） そのときになってお金がないということはなかなかちょっと、計画性を持ったお話をさせていただく必要がありますので、そのときになってお金がないので払えませんということで更新をという、そういう趣旨でよろしい、御質問の内容はそういうことでよろしいんですか。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） 短期保険証で期限が切れた場合に、お金がないけれども、体の調子が悪いので病院にかかりたいけれども、保険証がなかったら100%支払わないといけないので、それはお金がない人はそれ以上払えないので、何とか短期保険証をそこで払わなくても発行してもらって、それから病院に行ってもらってという、そういう状況が町でも支援してもらえるんでしょうかということです。また、その方はまた短期保険証を払っていくということになりますけれども、そういう方の支援はどうなるんでしょうかと、聞いています。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） お答えします。

計画を、約束を持っていच्छる方で、お金の都合がつかない場合等是有り得ると思ひますので、そういった方には短期証の交付できますが、ずっと連絡が取れずに何か月も放置されている方が、病気になったので受診をしたいということで申し出た場合は、やはりちょっとそこら辺は難しいかなというふうに考えております。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○10番（服部久子君） もう1点お聞きします。

短期保険証の方の中で18歳までの子供さんがいる場合、お医者さんにかかる場合は未交付の方や短期保険証の期限が切れた場合なんかは、18歳の子供さんが医療費は一応無料になっていますけれども、自己負担金を払えばいいんですが、それも払えない場合というのはどんなふうになるんでしょうか。

○議長（横澤はま君） 住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） 資格証明書というのがございますので、資格の確認はそれで医療機関のほうで取っていただくようになりまして、医療費の実費相当を負担していただくということになります。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 池田町は資格証明書を発行していないことを聞いたことがあるんですが、発行しているんですか。

○議長（横澤はま君） 住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） ただいまのケースは一般的なお話になりますので、保険証をお持ちでない方が、先ほど申し上げましたけれども、連絡等ずっと取っていない方、突然何か月か後に突然来られた場合に、納税もできないと。ただ医療機関にはかかるということであれば、短期証のほうもなかなか発行は難しいものですから、資格の証明ということになってしまいます。これは一般的な形ですけれども、そういったことです。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） そうじゃなくて、短期保険証の期限が切れた場合の18歳の子供さんの医療費は短期保険証の資格でできますかということです、診療が受けられますかということです。

○議長（横澤はま君） 住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） 18歳以下のお子さんと一般の方と分けてということによろしいんですか。18歳以下で仮に保険証が世帯主さんは出ない場合ですか。そのケースについては対応できます。

○議長（横澤はま君） 服部議員、整理してください。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） ありがとうございました。

次に進みます。

子供の国保の均等割の減免を求めます。国保の均等割は生まれたばかりのゼロ歳児から家族一人一人にかかるため、子供が多い家庭は国保料の負担が大きくなります。国は2022年度から国保料の子供の均等割を未就学児まで公費で半額を軽減していますが、軽減の対象が未就学児まででは、子育て世帯の支援としては十分とは言えません。子供が大きくなるほど学費などの負担が大きくなります。子供の均等割の減免を求めてお聞きいたします。

町の令和5年度の子供の均等割は医療分、支援分合わせて2万8,000円ですが、令和6年度の町の提案では、子供の均等割は3,000円増の3万1,000円としております。子供が2人だ

と倍、3人だと倍々になっていきます。国の国保加入の18歳までの子供の人数は現在110人ですが、未就学児の均等割、今半額なのでおよそ250万円の負担で18歳までの子供の均等割を無料にすることができると思います。少子化対策として子育て世帯を応援するためにもこの実施を求めてお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えいたします。

御質問の、18歳まで均等割額を町独自で無料、すなわち減免できるかということですが、国民健康保険法では、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができると思いますが、18歳までであることがこの特別な事情に該当するものではありません。また、少子化対策を目的とすることは社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とした国民健康保険事業の目的からして、適当ではないと考えられますので、現在のところ減免の実施を行う予定はございません。減免は行いませんが、制度改正の必要性の観点からは、均等割額軽減の対象年齢の拡大につきましては窓口負担の軽減等も含め、国へ要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 少子化対策として適当ではないというふうに今言われましたけれども、子供さん一人一人に年に3万1,000円かかってくるということは、子育てを子供さんが多い家庭ほど負担が大きくなるということなので、やはり少子化対策にはなるかと思うんです、これを支援することは。だから、具体的にはっきりと1人3万1,000円という金額は出ておりますので、これを幾らか軽減するということは非常に町としてもPRになると思うんです。実際に長野県でやっておられる南のほうの自治体ありますけれども、大北ではないということで、池田町がやることでアピールが大きくなると思うんですが、そういう点を考えませんか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 子育て支援につきましてはいろいろな施策があります。町ではほかの自治体でやっていない、そういう支援策もやっているというふうには考えておりますので、国保税だけを取り上げて、さらにというところはまたこれにつきましては財政問題等にも絡んできますが、今のところこれは先ほどお答えしたとおりというふうに今考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） 今、町長はほかのところがやっていなくて、池田町がやっている子育て支援があるというふうに言われたんですが、ちょっと浮かんでこないんですが、また後で教えてください。

それでは、次に進みます。

子供の医療費の窓口負担の軽減を求めます。

県は2024年度から、子供の通院医療費の助成の対象を小学校3年生から中学校3年生まで拡大する方針を示しました。県は、助成の対象を拡大することで市町村の財政に余裕が生まれると述べ、女性や若者に選ばれる県づくりを進めるとの考えを示しております。子供の医療費の完全無料化を求め、お聞きいたします。

池田町は現在、子供の医療費は18歳まで無料となっておりますが、窓口負担500円を払わなければなりません。令和4年、県が子供の医療費の助成を就学前から小学校3年生前まで延ばし、県の助成増額分は約160万円でした。令和4年度の実績で県の補助額が小学校3年生までで561万円でした、県の補助がです。県の補助を中学校3年生まで延長しますと、補助額が860万円の算定額になり、約300万円増額となります。長野県で完全無料化の自治体は20市町村となっておりますが、県の補助の増額分を活用して子供の医療費の完全無料化の実現を求めてお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（鵜 聖章君） それでは、お答えをいたします。

新聞報道によりますと、長野県は県内市町村とともに助成している子供の通院医療費については、現在は小学3年生以下としている対象を中学3年生以下に拡大する方針であり、市町村が別の子育て施策に財源を充てられるようにするとのこと。このことにより、町の福祉医療費給付事業の県からの補助対象は中学3年生以下の入院・通院となり、町としては大変ありがたいことではありますが、ワンレセプト当たり500円の自己負担分については対象外となっております。

御質問にありました完全無償化、いわゆる自己負担分をゼロ円にするということについてですが、県の補助対象外であること、近隣市町村の状況等を勘案し、現時点では池田町単独での子供の医療費の一部負担金軽減についても考えてはおりません。全国的に各市町村の事

業として医療費の助成を行っている状況であり、国の制度としての実施を要望しているところであります。引き続き、国・県へ働きかけ、子育て施策の充実につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） ちょっとお聞きします。

この500円のレセプト代の補助は県の補助の対象外ということはどういうことなんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 寺嶋住民課長。

○住民課長（寺嶋秀徳君） 500円に対しての補助金というものはもともと県のほうからは出ておりませんので、現在は小学校3年生以下の通院に対する補助、医療費の2分の1、今後は対象範囲を広げて中学生3年生以下の入院、通院に対しての医療費の補助が同じく2分の1に拡大されるという意味ですので、ワンレセプト当たり500円の自己負担に対する補助金というものは、そもそも県のほうから頂いているものではありませんので、そういった意味でそういう説明となっております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） しかし、県から子供さんの医療関係の負担を軽減するという趣旨で、さっき質問に述べたように、中学校3年生までに延長すると860万円という算定額、この間町に出してもらったんですが、この860万円を子供さんの医療費の軽減に使うということはやはり間違いじゃないと思いますので、これをしっかりと生かして今18歳まで池田町は無料としておりますので、完全無料化にするということもやはり子供の県の趣旨とは間違わないと思うんですが、町長、どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（鵜 聖章君） 考え方それぞれでありますけれども、町といたしましては、今、担当課長のお話ししたとおりでありますので、私もそのように今考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） そうしたら、この県の補助が増えたことはこれは目に見えて医療費の負担軽減に使わないということですか。町がこの分だけ、増えた分だけ何かほかに使えますということなんでしょうか。

○ 議長（横澤はま君） 町長。

○ 町長（甕 聖章君） 町は中学生 3 年以下というよりも、それ以上、18 歳まで医療費無料化ということで進めておりますので、その部分に補填をしていければというふうに考えています。

以上です。

○ 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） せっかく県が子供さんの医療費に支援をする。これはもう新聞報道でも大きく報道されております。町の子育て中の人は幾らかよくなるのかなと思っておられます。それを町の負担を少なくするようにこれに充てるということは、住民の期待には応えないということになるんじゃないでしょうか。これは目に見えて、やっぱりよくなったねというふうな、そのほうが池田町としては住民に対してのアピールになるかと思うんですが、お考えを変えることはないでしょうか。

町長、お願いします。

○ 議長（横澤はま君） 町長。

○ 町長（甕 聖章君） 私の任期ももうそろそろ終わりでありますので、また、新たな任期をいただきましたら、またその辺も含めて検討はしていきたいと思います。

以上です。

○ 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

○ 10 番（服部久子君） そんなふうに言われるんだったら、保育園の統合問題とか、それから農業の振興計画なんかはちょっと急ぎ過ぎたんじゃないかと思います。

それで、令和 4 年に県の県民文化部が行った調査なんですけれども、過去 1 年間に子供を医療機関に受診させたほうがよいと思ったが、受診を控えた困窮世帯が 23.8%、それからその周辺家庭が 14.5%、診療を控えたという結果が出ております。その理由に、自己負担金の 500 円が払えないと思ったと回答しております。県の子供の医療費補助の増額を生かしてぜ

ひこの医療補助を充実させてもらいたいと、これは当然ではないかと思ったんですが、何度もお聞きしまして、もうやらないということで次に進みます。

次に、3歳未満児の保育料軽減の具体策をお聞きします。

県が市町村と協力して2024年度から3歳未満児の保育料の軽減を明らかにしました。世帯年収が360万円未満の世帯では第1子が半額、第2子以降を無料とする。年収360万円以上の世帯は第1子は対象外、同時入所関係なく第2子を半額、第3子は無償とすると案となっております。町の未満児保育料は生活保護世帯と住民非課税世帯は無償ですが、第3階層から第8階層までの保育料は月額1万7,000円から7万3,000円となっております。大北地域では特に松川村と比較しますと、第3階層は松川村は半額となっております。

昨年9月の一般質問で、町長の回答は近隣市町村と比べ、確認いたしましたところ確かに高いという認識を確認いたしました。現在、軽減する方向で検討してまいりますと答えております。12月議会では町長は、現在、新年度の査定中で具体的なことはまだ決まっていないと答えました。

県の補助を活用して来年度から未満児保育料の軽減を求め、お聞きいたします。

来年度の未満児保育の申込みは1月末で18人とのことですが、今年度は5月の段階で28人でしたので、この人数で県の未満児保育の補助の増額見込額は幾らぐらいになりますでしょうか。

○議長（横澤はま君） 井口学校保育課長。

〔学校保育課長 井口博貴君 登壇〕

○学校保育課長（井口博貴君） 県の制度を当てはめてみますと、28人中7人が該当となり、合計で月額6万200円、年額72万2,400円の見込額になります。

○議長（横澤はま君） 服部議員。

〔10番 服部久子君 登壇〕

○10番（服部久子君） 来年度からの県の未満児保育料の補助を活用しまして、年収360万円以上の世帯の第1子の保育料も半減にしよう求めます。また、現在、町の未満児保育の同時利用の第2子は半額、第3子以降は無料となっておりますので、県の補助を活用して無償にしよう求めてお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） お答えいたしますが、先ほどお答えいたしましたように、私の任期も3月まででありますので、3期目担当するようでしたら、減免について具体化してまいりた

いと考えております。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

- 10 番（服部久子君） 県からの補助を町の施策としてきちんと生かすということが非常に大事だと思うんです。今、町長にお聞きしても、任期が限られているのでどうのこうのと言われましたけれども、町長が当選されたら、3歳未満児は保育料は無料に近い、無料か半額かということになるということですのでよろしいですか、24年度から。

- 議長（横澤はま君） 町長。

- 町長（甕 聖章君） 額につきましてはまた精査いたしまして検討してまいりたいというように考えております。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 服部議員。

〔 10 番 服部久子君 登壇 〕

- 10 番（服部久子君） 県から政策、医療費とか保育料とか補助が増額されましたので、各市町村、特に池田町は今少子化で悩んでおられるし、それから若い世帯も外に行く方も増えておりますので、ぜひこの県からの補助の増額分をきちんと目に見えるように子育てに使っていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

- 議長（横澤はま君） 以上で、服部久子議員の質問は終了しました。

薄 井 孝 彦 君

- 議長（横澤はま君） 一般質問を続けます。

3 番に、9 番の薄井孝彦議員。

薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

- 9 番（薄井孝彦君） 9 番議員、薄井孝彦です。

初めに、本年 1 月 1 日に起きた能登半島地震で被災された皆様に心からお見舞いを申し上

げます。

今回は２つのテーマでお聞きします。

まず、町の震災対策をお聞きします。

能登半島地震（最大震度７）は地震災害の恐ろしさを改めて示しました。池田町には糸魚川 - 静岡構造線断層帯が走っております。昨年１月の政府地震調査研究推進本部地震調査委員会は、池田町周辺は今後30年以内にマグニチュード7.7程度の大地震が起きる可能性は0.009%から16%とし、我が国の活断層の相対的評価の中でも最高ランクのSランクにあると発表しました。このことは当町でも震度７クラスの地震がいつ起きても不思議でないことを示しております。長野県が行った被害想定によると、当町で最大震度７の地震が起きた場合、建物全壊、焼失1,350戸、半壊1,900戸、建物倒壊による死傷者、負傷者数、重症者数はそれぞれ50人、460人、230人とし、自力脱出困難者は140人としております。非常に大きな被害であり、町としても地震被害の軽減対策が求められます。そこで、今回は次の対策を検討していただきたく、町の考えをお聞きします。

町として住宅の耐震化を促進する取組をお聞きします。池田町耐震計画（令和２年４月改定）によりますと、町の住宅総数4,764戸のうち、昭和56年の新耐震基準以前の住宅で耐震化されていない住宅は2,329戸（49.8%）あるとしております。県の建物被害想定、人的被害想定も併せて考えても、住宅の耐震化は急務であると言えます。町の住宅耐震改修事業補助金交付要綱によると、昭和56年３月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修を行う場合、まず耐震診断、これは無料ですけれども、を行い、改修工事を行うことになります。工事費の２分の１が町から補助されます。最高で50万円であります。町はこれらの２つの補助制度を広報や無線などで町民に知らせ、住宅の耐震診断を行っていただき、耐震化を促進する工事を行っていただくよう取組を強めていただきたいと考えます。どのような取組を行うか、お聞きします。

また、町の住宅改修補助金の最高額は50万円です。表の１はちょっと直したということで、傍聴者には配られていないかもしれませんが、それを見ていただきたいと思いますけれども、50万円という額は県下の中でも池田町が一番低いんです。そういうこともありますので、ぜひ額が上がるように、前は100万円だったんです。これが財政見直しの中で50万円にされてしまったということでありますので、ぜひそれを取りあえず100万円に戻してほしいということです。併せて町の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

〔建設水道課長 山本利彦君 登壇〕

○建設水道課長（山本利彦君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の住宅の耐震化を促進するため、どのような取組を考えるかについてお答えをいたします。

現在、補助制度につきましては、町ホームページへの掲載により周知を図っております。今後、広報いけだなどへの掲載により、耐震改修の促進に向けてさらなる周知を図っていきたいと考えております。

2点目、補助金の限度額を100万円に戻してほしいと考えるについてお答えをさせていただきます。

池田町における耐震改修工事の補助につきましては、議員おっしゃるとおり、耐震改修に係る工事費の2分の1以内で限度額50万円とさせていただいております。能登半島地震を受けまして、長野県では木造住宅の耐震化を促すため、令和6年度より補助額を引き上げるとする報道もございます。今のところ、国・県・町の負担割合など詳細が示されている状況ではございませんので、そちらを見ながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 検討していくということによろしいかと思うんですけれども、ただ、この補助制度を受けるには耐震化アクションプランプログラムというものを町が作成をして、県に提出しないと検討されませんので、まずその作成を来年度ぜひやってもらっていただきたいということと、それから耐震改修の方法なんですけれども、最近低コストで耐震改修ができる方法というものが県のほうも指導しております。その方法によりますと、工期が約半分ぐらいに短縮できますし、工事費も60%から46%ぐらい軽減できるというふうに言われておりますので、ぜひアクションプランをつくるということと、それから安価な耐震改修方法も併せて町のホームページだとか、あるいは広報で知らせていただくようにしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本利彦君） アクションプログラムの関係につきましては現在策定に向けて準備を進めているところでございますので、なるべく早い段階で策定できるよう進めていきたいと考えております。

また、改修工法の関係につきましても、町内にあります建築業者等、アクションプログラムの中でもそういったことも取り組むようなこともございますので、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） よろしくお願いいいたします。

次の質問、農業振興協議会答申に基づく農業振興事業の進め方なんですけれども、この詳細自体が法人化が決まる前に作った資料でありますので、若干変わってまいりますので、その辺を御了承いただきたいと思います。

まず、町の農業振興協議会答申に基づく農業振興事業の進め方を問うということでお聞きします。

町は令和4年8月に池田町農業振興協議会、以降、協議会と申し上げますけれども、を立ち上げ、社口原での農業継続と高齢化に伴う町農業の振興策を協議会に諮問し、昨年の12月4日に協議会の最終答申が町に提出され、町は昨年末に町長名で農業新法人の設立趣意書と新法人の出資を求める文書を全戸配布しました。さらに、町2月定例会において新法人300万円の出資をする議案が上程され、可決されたということは御存じだと思います。このような町の急速な進め方に対して、町農業者有志5人や町民団体や個人の方から慎重な対応を求める陳情書、要望書が町長や議会に提出されました。また、私も今回の町の進め方には大きな問題があるんじゃないかと、将来に大きな問題を生じかねないというふうに考えております。そんなことも法人化は可決されましたけれども、今後の進め方について、町の考え方をお聞きします。

最初に、1番、協議会答申の農業振興方針は農家の皆さんの声を十分に聞いておらず、町民の理解を得ていないことについてお聞きします。

協議会最終答申では、令和18年には新法人が水稻150ヘクタールを耕作することになっております。現在、町の農地は個人、法人、営農組合などによって耕作されており、新法人はこれらの農業者の営農や農地管理に大きな影響を及ぼす可能性があります。しかし、陳情者が述べているとおり、農業関係者からの意見聴取は不十分であり、多くの農業者や町民は答申の事業方針を知らない実態でもあります。このような状態で事業を進めても事業の成功はおぼつかないと思います。町は法律に基づき農業の地域計画、10年後の農地管理を一筆ごと

に明確にする地図作りを令和6年度中に策定することになっております。その結果を見ながら、農業関係者の意見を聞き、答申も参考にしながら1年程度の時間をかけ、池田町に合った農業振興計画を計画策定し、町民の理解を得て進むべきと考えます。

町長の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えをいたします。

地域計画策定についての御質問でありますけれども、令和6年度中に10年後の農地の耕作状況を地図上に落とし込むこととされております。ただいまアンケートを回収中ではありますが、その後、素案を作成し、各地区の農業者とそれぞれ懇談を行って、5年後、10年後の対応について検討することになります。農業者の皆さんとは十分な意見交換が前提となりますので、町が勝手に策定するものではございませんので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 今回の法人化で農業者の中に、この前懇談をしたわけですが、法人に任せればいいんだという、そういう気分が出ているというふうに聞きました。やはり、本当に今まで苦労された農業者の皆さんを励ましていくような、そういうことを話し合いの中でも、ぜひよく聞いてやっていただきたいと思います。それも併せて、農業者の皆さんが気持ちよく農業を続けられるよう、国から町に交付金が来た場合、以前に行っていたような、農業者を支援する給付事業、これをぜひやっていただいたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 当然、今の池田町で農業されている皆さんの力になるというのが原点でありますので、あらゆる補助金制度等ありますので、そういうところを精査しながら、皆さんがやはり農業を継続できるような、先ほどもお話ししましたように、持続可能な農業にするために懇談を深めていくと、そこでもっての課題については町も一緒に考えて解決していくということでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

- 9 番（薄井孝彦君） 給付事業についてはどうでしょうか。
- 議長（横澤はま君） 町長。
- 町長（甕 聖章君） それは必要に応じて、給付事業が必要であれば行っていきたいというようには考えています。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

- 9 番（薄井孝彦君） 今、農業資材の高騰の中で非常に厳しい農家経営になっておりますので、ぜひ農業者を励ます意味でも、今財源がありませんので、国から交付金が来た場合、ぜひ農業者を励ます給付事業を、以前にも行いましたけれども、ぜひやっていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

2 番目、町は協議会最終答申を基に、町の農業振興方針を十分に検討・明文化していないこと、また設立する新法人の採算性の見通しなどについても十分検討しないまま事業を進めようとしていることについて、お聞きします。

振興協議会の最終答申が町に提出された場合、町は答申を基によく検討し、町としての農業振興方針を明文化することが行政の責任と考えます。しかし、十分に検討されたとは思えないし、町の振興策も明文化されず法人化が進められてしまいました。行政の責任を果たしていないと考えますが、町長の考え方をお聞きします。

- 議長（横澤はま君） 町長。
- 町長（甕 聖章君） ただいまの御質問であります。池田町農業振興協議会は県農業関係者、また町、農業委員会代表、農業者代表者、社口原地権者代表、JA 池田支所等の委員構成でありました。その答申は池田町の将来の農業振興に関わる、方向性を示す重要な方針を示しております。町は重く受け止め、基本的な部分において答申に沿った内容を町の方針として推進してまいることといたしました。明文化につきましては、検討すべき要素もありますので、細部について合意形成できた段階でまとめていく考えであります。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

- 9 番（薄井孝彦君） ぜひ明文化をお願いしたいと思います。

私は答申書を見まして、ちょっと問題だなと思った点をお聞きしたいと思います。

すみませんけれども、5ページの(4)の について先に質問させていただきます。ナタネ、ヒマワリの搾油者についての問題ですけれども、答申書の経営試算では、社口原でナタネ、ヒマワリの栽培、搾油を行うことにより、令和10年度から1,950万円の販売額が上がるとしております。大町市美麻の中山高原でのナタネ、ヒマワリ栽培、搾油の経験ではひまわり油の需要はほとんどないので、栽培はやめたと聞いております。菜種油も需要が非常に少なくて注文がある場合のみ採油していると言います。ナタネ、またナタネ、ヒマワリ栽培は栄養分の少ない社口原には適さないと考えられ、到底1,950万円の販売額の確保は難しいと思います。

町長の考え方をお聞きします。

次に、2番目について、併せてお聞きします。

農作業が労力的に回し切れるかについてお聞きします。新法人の栽培品目は9品目と非常に多いです。品目により栽培時期が重なる時期もあり、労力的に回し切れるか、不安であります。その件につきましては6ページの表の3に示してありますので、御覧いただければと思います。

各品目の栽培面積と必要な人員数を私なりに試算したところだと総計で78人となりまして、答申書の経営試算の31人、これはパート職員を含む数でありますけれども、の2.5倍となりました。特にブドウのジベレリン処理や摘粒、ブドウの房を取っていくことや、リンゴ、桃の受粉、それから摘果、袋かけなどの作業、またアスパラの出荷時期が一応6月頃に重なるわけです。また、9月にはいろいろ収穫時期が、稲刈りから始まりまして重なるわけです。とても労力的には回し切れないというふうに私は考えますけれども、その辺の考え方について。

以上、2点について町長の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） それでは、お答えをいたします。

一応答申の中ではこのような試算をされておりますが、J Aが加わっていただきますので、当然その採算性がどうなのか、また地質がどうなのか、これから調査をして、どんな作物を栽培したらいいのか等々について十分、さっきお話ししましたように、採算性を含めて検討を加えていくと。それで最終的にどんなものと。これ町だけではとてもできませんので、専門家を導入いたしましてよくよくそのところで栽培できるもの、また採算の取れるもの、そういったものを選定していくということになるかというふうに考えております。

また、いろいろな栽培の品目につきましては、これも新法人のこともありますので、新法人とも十分検討いたしまして、先ほどお話ししたように、どんなものが合うのかというところは十分考えてまいりたい。また、労力的なことは当然、ぶつかり合うときに、同じ作業がぶつかったときには対応できませんので、その辺も含めて、どんな栽培品目にしたらいいのかは十分検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 十分検討をしていかざるを得ないというふうになると思います。

それでは、3 ページの 質問に移ります。

答申書の経営試算では、令和18年度までの新法人の借入金の総額は4億283万円としております。新法人が耕作する9品目が全て予定どおり生産でき、予定どおりの価格で完売され、初めて受益ができ、1億6,000万円程度の借入金の返済ができるというふうに考えます。農業経営というのは気候、病気、価格変動などで不安定要素が大きく、予定どおりにいかないという要素が、可能性が非常に大きいわけであります。ですので、法人の設立になるわけですが、その辺のところを十分経済的な見通しについて、フィジビリティスタディ（企業化調査）について、法人としてもぜひやっていかなければいけないと思います。

その辺のところについて、町長はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（鵜 聖章君） それでは、お答えをいたします。

新法人の事業計画につきましては、その法人が主体となって利益計画等を組み上げていくものでありますので、答申の中での試算につきましては、協議会の中での具体例の一例と考えていただきたいと思います。当然実施計画を作成するに当たっては、さっきもお話ししましたように、地質や適性作物、ニーズや販路等調査研究を行い、計画を組み上げていくものと思われます。法人は独立したものでありますので、町はその経営に関与するものではありません。これはサッポロワインに出資をしておりますが、同じ考え方であります。ただ、自立するまでは育てるという意味で、相談に乗ったり、時には人的に手伝ったりすることは出てくるかなと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 新法人と町とは確かに違うわけですが、町が30%出資しているということはその中に入っていくということ、出資しているわけですから当然その中にも非常に大きい関与になりますので、これはちゃんとした指導助言というのは私は必要になってくると思います。そういう意味で、これから新法人のほうでいろんなことを検討されていくと思いますけれども、一応ある程度計画ができた段階で、本当にそれが見通しとして採算性が取れるのかということについて、銀行だとか、外部の専門家、そういった人の意見を聞いたフィジビリティスタディ、調査というものは必要になってくると思います。私はその辺について、町としてその辺のところを行うように指導、話をしていくのかどうか、その辺をお聞きします。

○ 議長（横澤はま君） 町長。

○ 町長（甕 聖章君） 当然、町も出資しておりますので、その責任がございます。そういう点では専門家等の意見も十分取り入れまして、皆さん方にも納得のいく説明ができるような、そんなような取組をしたいというふうには考えています。

以上です。

○ 議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） ぜひ外部の方から見ていただくフィジビリティスタディをやっていたきたいということを申し上げます。

それと、やはり町としても30%出資しているわけですから、この法人について、経営が果たして大丈夫なのかという監査を私はやっていく必要があると思うんです。その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 議長（横澤はま君） 町長。

○ 町長（甕 聖章君） 当然監査委員を置いて、監査をしっかりとしてもらう。監査委員の立場についてはどのようにするか、また新法人等とも話合いの中で決めてまいりたいというように考えています。

以上です。

○ 議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 私もその辺が心配になって勉強して初めて知ったんですけれども、

スを得てから県へ概算要求、計画申請すべきであります。

町長の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 中山間地域総合整備事業につきましては、大変補助率の高い有利な事業であります。近年新設された事業であります。町といたしましては、令和6年4月に概算要求を出し、つまり事業導入の意思表示をして3年間かけて計画を組み上げるものであります。その間、農業者の皆さんと十分意見交換をし、どのような事業が必要なのか、吟味した上で正式に申請することになります。決して町が独走して計画申請するものではありませんので、御理解いただきたいと思います。

なお、申請に当たっては当然議会の承認は必要になると考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） 当然、議会にも説明されていくということではありますけれども、やはり町民の皆さんにも直接何でこの事業が必要なのかと、両方の事業が必要なのかということとを直接町民の皆様に説明をしていくと、そういうことが私は、毎年町民に説明会をやっていますよね。それこそ来年度、町長代わるかどうかちょっと分からないという要素はあるんですけれども、もしなった場合、早めにそのことについて町民に説明を行って了解を得ていくという、そういう考え方はございますでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 先ほどもお話ししましたように、十分農業者の皆さんの御希望、いわゆる改善すべき点、その方法を十分話し合いながら、その中から課題を見だし、その課題について町民の皆さんにしっかりと御説明をしながら、その上での事業の申請ということになっていくかなと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） ぜひ、取りあえず4月のあれについては早めに説明会を、議会に対しても町民に対しても説明をしていただきたいと思いますということを申し上げまして、ちょっと5ページの補助事業の関連で、人員的に今の担当課で間に合うのかという質問をしておきますけれ

ども、その辺のことについて、お聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 御指摘のとおり、多くの業務量を抱えることとなりますが、町の体制といたしましては農業全般を担う専門的な分野を立ち上げ、農業者との連携の下、生產品の選定、技術指導、販路の開拓、人材の育成等担う役割を持たせていくこととなります。また、他の分野との連携もありますので、人材配置については十分考慮してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） これは非常に大変な作業になると思います。ですのでその辺のところは十分に担当課の職員の声も聞いていただいて、無理にならないように、ぜひ人的配置も考えていただきたいというふうに思います。

最後に、社口原の関係の 5 ページの についてお聞きいたします。

社口原は食用ブドウ栽培をやめ、環境保全型農業の推進をということですが、新法人は社口原で食用ブドウの栽培を行うとしております。ブドウ栽培では多くの農薬を使わざるを得ないと言われております。社口原の下流では地下水を飲料水として利用している方が 2 名います。ブドウに使用した農薬が土に落ち、地下水に混入する可能性もありますので、農薬を使わない農法が求められていると思います。町内には、社口原で農薬を使わない環境再生型農業、農地の土壌を改善しながら自然環境の回復につなげる農法を実施の希望をしている方もございます。この方法については県に確認したところ、問題ないと言っていますので、ぜひそういったことも進めてほしいと思います。

町長の考え方をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） ただいまの御質問でありますけれども、過去には農薬の危険性がかなり指摘されておりましたが、県の農業試験場長においでいただき、説明会を開催いたしました。その際、農薬の正しい知識として、現在使用されている農薬は一定の時間の経過により分解してしまうとの説明がありました。現在、スーパー等で販売されている農産物はほとんどが農薬を使用して栽培されております。ブドウの例が出ましたが、過去には洗って食べていたという記憶がありますが、現在では洗わずにそのまま食べているのが現状であります。

つまり相当研究され、体に影響のないものに改良されているということでもあります。さらに、全国各地でブドウの栽培が行われ、当該地域から問題視されるという話はほとんど聞かれないところでもあります。社口原につきましては、近隣住民への影響がないよう、緩衝帯を設けたり、地下水の調査をしたり、十分対策を取りながら、事業推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） 農薬については土壌分解されていく可能性もありますけれども、100%分解してしまうという保証は私はないと思いますので、私もいろいろ調べましたところ、農薬を全く使わないブドウ栽培というのもあるんです。埼玉県の小川町の武蔵ワイナリーというところで小公子という、これはヤマブドウを交配したブドウでして、非常に病気に強くて、それでいろんな工夫をすれば、ボルドー液を使用しなくても完全無農薬でブドウ栽培ができるということで1人でもう2ヘクタールも栽培できるという、そういう手のかからないブドウということでもありますので、このブドウを小公子を導入すれば、住民の問題とかそういったことは一挙に解決できますので、ぜひそういったことを検討してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） いろいろな作物があります。また、農薬を使わないでという御提案がありますが、そういったものも含めまして総合的に判断してどんな作物が適しているのか、十分その点につきましては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 薄井議員。

〔 9 番 薄井孝彦君 登壇 〕

○ 9 番（薄井孝彦君） この新しい小公子についてもぜひ検討していただきたいということを申し上げたいと思います。

それから、最後にもう時間がありませんので、やはり十分に町民の意見、農家の声を聞いてやはり慎重に進めていただきたい。町としても十分精査をして、そしてちゃんと指導もしていただきたいということを申し上げまして質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（横澤はま君） 以上で、薄井孝彦議員の質問は終了しました。

この際、暫時休憩とします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（横澤はま君） 休憩を閉じ、再開いたします。

矢 口 結 以 君

○議長（横澤はま君） 一般質問を続けます。

4 番に、1 番の矢口結以議員。

矢口議員。

〔 1 番 矢口結以君 登壇 〕

○1 番（矢口結以君） 4 番に、1 番の矢口結以、一般質問を始めさせていただきます。

お手元の資料なんですが、月を間違えてしまいましたので、3 月議会定例会ということで訂正をお願いいたします。

香害と化学物質過敏症について、今回は質問をさせていただきます。

過去にも同様の質問があったことを認識しておりますが、町民の皆さんへのさらなる周知と、今現在、化学物質過敏症や香害に苦しんでいる方だけでなく、池田町を含む地域の課題として考えていきたいということから、このテーマを取り上げさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

化学物質過敏症は、農薬や殺虫剤をはじめとする多くの化学物質を原因とし、頭痛やせき、吐き気などの体調不良が慢性化し、時に重症化する病気です。一方、新築・リフォーム建材・資材に使われる化学物質で体調不良を起こすのがシックハウス症候群です。いずれも 1990 年代から問題になり、2010 年代からは柔軟剤、合成洗剤、除菌・消臭剤、強過ぎる人工香料を使った香水などから化学物質過敏症を発症してしまう健康被害、香害が問題となっています。

香害とは、香りや芳香剤などによって引き起こされる健康被害のことを言います。香り自体がその人にとっては好ましい香りである場合でも、他人にとっては不快に感じられることがあり、それが社会的な問題となっています。化学物質過敏症もシックハウス症候群も病気として位置づけられますが、香害は健康被害であり、共通の原因物質は種類の多いVOC（揮発性有機化合物）という化学物質で、揮発成分を呼吸により吸い込むことで、化学物質が運動をつかさどる中枢神経などに悪影響を及ぼします。揮発性ですので、その香りや有害成分が脳に直接影響を及ぼしていることを知る人々はまだまだ少ないと感じますし、化学物質からの影響は個人差があり、同じ環境下の家族であっても発症する人としらない人がいて、気のせいなど一蹴され、なかなか理解されず、その人の苦しみが解決されないままになってしまいます。

よかれと思って使っている方が多くいる一方で、現在、香害で健康被害を訴える患者数は日本全国で100万人を超えと言われており、化学物質過敏症の予備軍を含めた人々は約1,000万人、10人に1人に上ると言われております。香害はシックハウス症候群同様、化学物質過敏症の入り口と言われています。

以下の図を御覧ください。これら5つの問題に対処するためには、町民一人一人の意識と配慮が必要です。公共の場や職場でもほかの人々の健康や快適さを考慮し、強い香りの製品を使用しないようにする。また、適切な使用量を守ることが重要だと考えます。昨年12月には、池田町において香害についての文書が各自治会で回覧がされました。また2020年にはホームページで健康福祉課から香害について配慮をお願いする文書が載っています。

質問に移ります。現在、池田町においての香害の認識や取組について教えてください。

○議長（横澤はま君） 宮本健康福祉課長。

〔健康福祉課長 宮本瑞枝君 登壇〕

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） ただいまの矢口結以議員の御質問にお答えいたします。

現在、香害につきましては先ほど議員おっしゃるように、ホームページ回覧、施設でのポスターなどで周知をしてきております。町民の方に香害について周知が浸透するように、今後も継続して対応していかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口結以議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 引き続き継続して浸透するように啓発をしていただけるということで、

よろしくお願いいたします。

今、厚労省などでもポスターが出ておりまして、5省庁共通のポスターなんですけれども、これがまた昨年の夏に新しく一新されたところがございます。公共の施設などでも掲示されているかと思うんですが、ぜひ引き続き啓発をお願いしたいと思います。

次なんですけれども、香害の影響を特に大きく受けるのは子供と言われています。香りは脳神経系で大脳辺縁系であったり、視床下部などに直接作用するので、子供の発達にも大きく影響して、近年の発達障害急増の原因としても注視されております。また、そのような強い香りの環境下の子供たちにとっては嗅覚や味覚にも影響があると言われています。池田町の学校など教育施設において、香りに対して体調が悪くなったお子さんがいらっしゃるのか、また実態調査が行われているのか、お尋ねをいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

〔教育長 山崎 晃君 登壇〕

○教育長（山崎 晃君） お答えをいたします。

小・中学校において香りに対して体調が悪くなった子供がいたという報告は受けておりません。また香に特化した調査は行っておりません。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 特に香りで体調不良になっているお子さんがいらっしゃるということで答弁いただきましたが、お子さん自身ではなかなか気づけないためにこのような答弁である現状であると考えます。化学物質過敏症の初期症状なんですけれども、化学物質に対して敏感な目だったり、耳、喉、皮膚などの粘膜に現れることが多いとも言われています。風邪や花粉症などのアレルギーに似ておりますので、初期症状で化学物質過敏症だと気づかない人も多いようで、特定に至るのも困難である。そして実態が分からないから、調査も難しいというふうに言われています。しかしまた、この化学物質過敏症に対する特效薬は今のところありません。それを踏まえまして、今後予防的な策が必要なのではないかと思います。今後新学期に向けて、子供たちや保護者への調査、化学物質過敏症の予防を含めた啓発などの対策をしていく必要があると考えますが、教育委員会のお考えをお聞きいたします。

○議長（横澤はま君） 山崎教育長。

○教育長（山崎 晃君） どのような予防ができるのか、また、どのような啓発ができるのか、

調査も含めて、各校の校長、教頭、それから養護教諭等を交えながら相談をしながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 各校の校長先生、教頭先生、養護教諭の皆さんと相談をされるということなんですけれども、実はお隣の安曇野市のほうでは、教育長が市内の全保護者に対しまして香害の配慮をお願いする文書を配布しております。具体的にそういった対策を教育委員会のほうでも主体的に行っていただくことも一つ必要ではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 私自身も治験がどのようになっているのか、また状況がどのようになっているのかということを研修、また学習させていただいて、必要であればそのような措置を取るということになるかと思いますが、少し検討させていただきたいと思います。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 同じ安曇野市なんですけれども、明北小学校の教頭先生が先月講演会、勉強会などの企画をされて、実施をされたということがあります。こちらはオンラインを含めて100名以上の皆さんが御参加をされて、意識の一つとして勉強されたということですが、もし対応が必要なお子さんがいらっしゃる場合には直ちに対応をお願いしたいと思いますし、今現在、保育園のほうでお聞きしたんですが、保育園で汚れ物を洗っていただく機会があった際に、丁寧に洗っていただいたのはよかったんですけれども、ありがたいということだったんですが、使用している洗剤が合成洗剤であったために、それを持ち帰った家庭で香りが取れずに苦労したというお話を伺っております。保育園においても環境配慮型の石けんを使用していくなどの配慮も必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 教育長。

○教育長（山崎 晃君） 実態等、現場から聞きながらどのような対応ができるか、考えてまいりたいと思います。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○ 1 番（矢口結以君） よろしくお願いいいたします。

先ほどの質問と関連するんですけれども、ぜひ先生方への周知もお願いをしたいと思います。

次ですが、今までの話に加えて、マイクロカプセルについて少しお話をさせていただきます。

主に柔軟剤においてマイクロカプセルが使用されておるとお聞きします。カプセルがはじけることで香りが広がったり、香りが長く続くと言われていています。実はこのような製品にはイソシアネートという発がん性のある有毒成分が入っていることが分かっております。

以下の画像を御参照ください。こちらの画像は洗濯排水から見つかったマイクロカプセルです。カプセルの中には香料の成分が入っていて、はじけることで香りが長く続くと言われていています。柔軟仕上げ剤のキャップ 1 杯に、マイクロカプセルが約 1 億個含まれると言われており、洗濯物を干すときにも大量に飛散し、乾燥後には繊維に固着し、その後も周囲に飛散、香料を放出後も洗ってもなかなか取れないといわれています。

このようなことは、自分で調べない限り、情報が得られません。インターネット、SNS で間違った使い方がライフハックとして流れてくるなど、健康リスクとなるような情報もあります。消費する市民が正しい知識を持てるのがこれからは必要不可欠になってくると考えます。また、こういったことに関しても子供たちが情報を得られる機会というのはとても少ないです。香害の一番の原因は使用者自身が知らず知らずのうちに健康リスクを負うことに加え、他人の使用により被害を受けるという点では、たばこでいう受動喫煙と同じと言っても過言ではありません。香りについては、嫌だと声を上げにくいのが現状でございます。

先月になりますけれども、全国の被害者らの団体がストップマイクロカプセル香害と題し、集めた署名が 3 つの企業に提出をされました。今、これだけ社会問題化している以上、市民の健康のために町として積極的な情報発信がなされるべきと考えます。周知啓発はもちろんのこと、柔軟剤を使わない効果的な洗濯方法など、回避策についても併せて伝えていくことが大切だと考えます。

以下、環境省から出ている文書を添付いたしましたので御参照ください。

化学繊維を使った衣類というのは今や私たちの身の周りにあふれています。それらを排除するということも難しい現代ではありますが、細くなったマイクロプラスチックやマイクロカプセルというのは、下水道施設でも処理し切れずにそのまま川や海に流れ込んでいくのだそうで、衣服からマイクロプラスチックを海に流さないために、洗濯ネットを使用したり

フィルターを小まめに清掃することでかなり抑制ができるのだそうです。

次の質問に移ってまいります。香害の啓発に加えて、このような環境に配慮する啓発、勉強会も必要と考えます。町の考えをお聞かせください。

○議長（横澤はま君） 宮本健康福祉課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 町としましては現段階では勉強会については考えておりませんが、今後5省庁で作成したパンフレットを保健指導員さん等に配布をし、理解を深めていくというところからスタートをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） ありがとうございます。

ぜひ積極的に活用をしていただきたいと思います。

実は、今回の能登半島沖地震でも、化学物質過敏症のせいで症状が出てしまうために、指定避難所に避難ができないというような事例も起こっているとお聞きしています。できれば、福祉避難所になっている場所がそういった方の避難所として利用できるといいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 宮本課長。

○健康福祉課長（宮本瑞枝君） 現在、福祉避難所について香害、化学反応物質の対応という形にはなってございません。対象者として含まれておりませんので、現段階のところそのようなことができるということは言及はできません。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） そのようなことから、やはり町民一人一人の意識の中に少しでも入っていくことが必要、知識の中に一つ入っていることが必要なかなというふうに感じます。

町民のさらなる意識向上のために、多くの人々が訪れる公共施設においても利用者に向けた啓発ですとか、具体的な対策を取っていくことも大切だと思いますが、公共施設においてはどのようなことができるのか、お尋ねいたします。

○議長（横澤はま君） 総務課長。

〔総務課長 宮澤 達君 登壇〕

- 総務課長（宮澤 達君） 公共施設を複数の課で管理しておりますので、私からお答えさせていただきます。

現状、特に香害に関して苦情などはございませんけれども、生涯学習課関連施設では、先ほど健康福祉課長の答弁内容の中にありました啓発チラシを掲示しておりますので、各施設でもそのような啓発はできるのではないかなと思っております。ちょっと具体的な対策につきましては、そこに書いてはいないんですけども、なかなか公共施設は配慮しろと先ほど議員の資料にもありましたけれども、具体的にどのような配慮ができるかということは、またいろんな市町村等のものを参考にしながら、また検討、研究していきたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔１番 矢口結以君 登壇〕

- １番（矢口結以君） 公共施設のほうでも、先ほど御覧いただきましたポスターの掲示などができると思うんですが、ほかのものに結構紛れてしまって気がつけなかったりとか、あまり目立たなかったりするものですから、池田町としてちょっと注目ができるようなポップをつくって貼っていただくとか、そういう工夫だけでも、池田町結構ここを意識しているんだというのが分かると思いますので、ぜひそういったことも検討に入れていただきたいと思います。お願いいたします。

私からちょっと一つ追加で質問させていただきたいんですが、資料にもつけさせていただいておりまして、人工芝のことです。マイクロプラスチックのところ、ちょっとお話をさせていただきます。

手入れも要らない、一見便利そうな人工芝なんですけれども、こちらも経年劣化してやがてプラスチックがボロボロになって、そのままにしていると、土壌を汚染していくということがあります。マイクロカプセルとかマイクロプラスチックと関連して質問をさせていただいたわけなんですけれども、私も今回をきっかけに香害は環境問題であるということが分かってまいりました。ほかの自治体に取り組んでいない、また今被害者の報告がないということで、ほかの自治体も取り組んでいないし、池田町はそういう報告もないし、対応はしなくてもいいのだという、そういうことにはならないのではないかなと思います。池田町には大切な自然であったり、原風景が広がっています。まずは行政としてこういった行動に移していただきたいと思います。町長、いかがでしょうか。

○議長（横澤はま君） 町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

○町長（甕 聖章君） 実際には、人工芝等は町ではあまり使われていないと思いますが、これも石油製品でできておりますので、劣化あるいは破損した場合には速やかに対応していくということでは考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 町の公共施設でも人工芝とか、そういったものは今のところ池田町ではあまりないかなというふうに思っています。こういったリスクもぜひ町として持っていていただきたいというふうに思います。

化学物質に関連してもう1点、質問をさせていただきます。

先日、農業振興協議会の説明会傍聴に行きました。農薬の使用を大変危惧されていたりしゃる住民の方がいらっしゃいました。農薬も化学物質過敏症の原因の一つと言われております。前はネオニコチノイド系の農薬を社口原では使わないと、町長もおっしゃいました。しかし、それ以外の農薬についての説明や資料は今のところございません。作付品目によって農薬が異なるからだという御答弁でございました。町全体で農業を考えていくのであれば、環境に配慮した農業の在り方も積極的に取り入れるべきではないでしょうか。

町長にお尋ねをいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） 今、環境問題は世界的な問題でありますので、十分考慮して、その安全性については資料等、あるいは実際に使われているところ等調査いたしまして環境汚染のないような、そういったようなものの使い方をしていきたいというように考えています。

以上です。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 今のところ社口原の計画ではオーガニックファームという計画が一部ございました。しかし、それ以外の町全体としての農業振興、有機だったり無農薬だったり、減農薬であったり、農業の方向性がこの農業振興協議会の答申書からは見られません。化学物質過敏症は農薬の一つの要因で、町長は観光農法を行う場所とのすみ分けが必要だとその

場でおっしゃいました。今現在、社口原以外に池田町としてのそういったオーガニックのすみ分けの計画があるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（横澤はま君） 町長。

○町長（甕 聖章君） これから、そういったところのゾーニングというのがこれから始まってくるかなと思いますが、現在はございません。

○議長（横澤はま君） 矢口議員。

〔1番 矢口結以君 登壇〕

○1番（矢口結以君） 現在ないということなんですけれども、本当にオーガニック宣言をしたけれども、なかなか難しいということはこの間おっしゃってありましたが、これからの持続可能な農業のためにということで、先ほども御答弁ありましたけれども、何が本当に持続可能なのかというところをもう一回考えていただきたいというふうに感じます。

最後、質問ではないんですけれども、一つの提案としてお話をさせていただきます。

先進的な事例として北海道の厚岸町では、生分解される石けんを購入することで町から25%の助成が受けられるという制度があり、そういった取組をしているところがございます。資料のほうにリンクを張りつけておりますので、そちら開いていただきますと出てくるかと思うんですけれども、私たちの住む長野県池田町には海がありません。長野県には海がありませんけれども、川や湖があって、その水がやがて海に流れていくというところを考えますと、下水道処理施設で処理し切れなかったマイクロカプセルなどのプラスチックは川から海へ注ぎ込まれ、ずっと漂い続けます。香害から環境問題につながっていくことがお分かりいただけたのかなと思いますので、ぜひ積極的な啓発と、あとは情報収集をお願いするとともに、子供たちや大人、そして高齢者が生き生きと安心して暮らせるまちを目指していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（横澤はま君） 以上で、矢口結以議員の質問は終了しました。

散会の宣告

○議長（横澤はま君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

散会 午後 1時25分

令和 6 年 3 月 定例 町 議 会

(第 3 号)

令和6年3月池田町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年2月27日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑
- 日程第 2 議案第2号について、討論、採決
- 日程第 3 議案第3号について、討論、採決
- 日程第 4 議案第4号について、討論、採決
- 日程第 5 議案第5号について、討論、採決
- 日程第 6 議案第6号について、討論、採決
- 日程第 7 議案第7号について、討論、採決
- 日程第 8 議案第8号について、討論、採決
- 日程第 9 議案第9号、第10号について、討論、採決
- 日程第10 議案第13号について、討論、採決
- 日程第11 議案第14号より第19号について、討論、採決
- 日程第12 請願・陳情書について、討論、採決

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで議事日程に同じ

- 追加日程第 1 議案第20号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 2 発議第 1号について、上程、説明、質疑、討論、採決
- 追加日程第 3 池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 追加日程第 4 和澤忠志議員に対する処分要求の件について
- 追加日程第 5 総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 追加日程第 6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件
- 追加日程第 7 議員派遣の件

出席議員（10名）

1 番 矢 口 結 以 君

2 番 三 枝 三七子 君

3 番 山 崎 正 治 君

5 番 中 山 眞 君

8 番 和 澤 忠 志 君

1 0 番 服 部 久 子 君

4 番 大 厩 美 秋 君

7 番 大 出 美 晴 君

9 番 薄 井 孝 彦 君

1 1 番 横 澤 は ま 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 麿 聖 章 君 教 育 長 山 崎 晃 君

総 務 課 長 宮 澤 達 君 住 民 課 長 寺 嶋 秀 徳 君

健康福祉課長 宮 本 瑞 枝 君 振 興 課 長 大 澤 孔 君

建設水道課長 山 本 利 彦 君 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 丸 山 光 一 君

学校保育課長 井 口 博 貴 君 生 涯 学 習 課 長 下 條 浩 久 君

総務課長補佐
兼 総 務 係 長 滝 沢 健 彦 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 山 岸 寛 君 事 務 局 書 記 矢 口 富 代 君

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

○議長（横澤はま君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

町長並びに 8 番、和澤忠志議員、 3 番、山崎正治議員、 9 番、薄井孝彦議員より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

初めに、甕町長。

○町長（甕 聖章君） おはようございます。

2 月 9 日の議案の中の12号に関する質疑の中で、薄井議員から質問されました社口原の開発につきまして、10億円以上かけて開発した農地でありますというお答えをいたしました但、これは、6,700万円の間違いでありましたので、ここに訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（横澤はま君） 続きまして、和澤忠志議員。

和澤議員。

自席にて。

○ 8 番（和澤忠志君） 和澤忠志です。

2 月 9 日、 3 月議会本会議において、三枝議員に対する侮辱発言の件について申し上げます。

私は農業者であり、現状の池田町の農業者の最大の課題は後継者づくりだと考えており、今すぐ新法人を設立し、担い手を確保していかないといけないと考えております。

三枝議員の、もう 7 年から 8 年かけて、じっくり考えていく必要があるとの発言内容に対しての批判でした。

議員としての立場を心得ず、言葉足らずの不用意な侮辱的な発言となり、また、神聖な議場でのやじを飛ばす行動は、絶対あってはならないことを反省し、心からおわび申し上げます。

私としては、副議長を辞任したい心情であります。

誠に、申し訳ありませんでした。

また、2月8日議員協議会の折、農業者として町民の発言中、議長の許可もなく町民の発言を阻止したことにつき、議員としてあるまじき行為と認識し、今後このような行為を二度としないことを決意しました。深く反省し、おわび申し上げます。

誠に、申し訳ありませんでした。

以上。

○議長（横澤はま君）　続きまして、山崎正治議員。

山崎議員。

○3番（山崎正治君）　山崎です。

去る令和6年2月9日の定例会の、議案第12号　令和5年度一般会計補正予算（第11号）の私の賛成討論で、池田鉄道を例えて発言しましたが、事実誤認の部分がありましたので、池田鉄道の箇所を削除訂正し、謹んで、おわび申し上げます。

○議長（横澤はま君）　続きまして、薄井孝彦議員。

○9番（薄井孝彦君）　2月13日の私の一般質問の中での私の発言の中で、正確さを欠く部分がありましたので、おわび、訂正を申し上げます。

農業新法人への監査が必要なのではないかという私の発言の中で、地方自治法第199条第7項の中で、出資比率50%以上の法人については、町が監査をしなければならない。25%以上出資している場合は、自治体から要請があれば、監査委員会は監査をしなければならないと発言をしました。

正しくは、ちょっと長くなりますけれども、出資比率50%以上の法人については、地方自治法第199条第7項ではなく、地方自治法221条第3項、同法施行令第152条により、町長は、新法人の収入及び支出の実績、見込みについて報告を徴し、予算の執行状況を調査し、必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

また、地方自治法第243条の3第2項、同法施行令第173条により、町長は毎年度、経営状況を説明する書類を作成し、議会に報告しなければならないに、御訂正をいただきたいと思います。

また、25%出資している場合は、地方自治法第199条第7項の中で、自治体から監査委員会に要請があれば、監査しなければならないとしましたが、監査することができるに、御訂正をお願いしたいと思います。大変失礼いたしました。

各担当委員会に付託した案件について、委員長報告、質疑

- 議長（横澤はま君） 日程 1、各担当委員会に付託した案件についてを議題といたします。

これより各委員長の報告を求めます。

報告の順序は予算決算特別委員長、総務福祉委員長、振興文教委員長の順とします。

初めに、中山眞予算決算特別委員長。

中山委員長。

〔予算決算特別委員長 中山 眞君 登壇〕

- 予算決算特別委員長（中山 眞君） 令和 6 年 3 月池田町議会定例会予算決算特別委員会、総合審議の内容を会議規則第 77 条の規定により報告します。

開催日時、令和 6 年 2 月 22 日 9 時半より、議会協議会室にて、出席者議員 10 名であります。

協議事項、議案第 13 号 令和 5 年度池田町一般会計補正予算（第 12 号）について。

意見はありませんでした。全員賛成で可決されました。

次に、議案第 14 号 令和 6 年度池田町一般会計予算について。

意見簡略して述べます。ふるさと納税寄附金予算がほぼ前年並みである。目標をもっと高くしてやる気を促し、活動を活発化させるべきだ。

意見、ふるさと納税の返礼品を増やす努力が必要。

意見、保育士募集の派遣業務委託に疑問を感じる。保育料等の保全が大事である。

意見、アンケート結果が、バス等運行事業費に生かされていないのではないか。デマンド導入のための施策推進を図るべきである。

意見、県の子育て支援事業を有効に使っていないのでは。

意見、未満児保育は、今後国と連動した行政施策を。

意見、農業法人のつくり方プロセスに問題がある。町の法人への出資、十分に農業者の意見を聞くべきである。

意見、本来、新年度予算は骨格予算であるべきだ。

意見、行革審答申に基づいた財政運営を。人件費、物件費等の削減を図るべき。

意見は、以上であります。

表決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第 15 号 令和 6 年度池田町工場誘致等特別会計予算について。

意見はありません。全員賛成で、可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計予算について。

意見、保険料が上がっているにもかかわらず、繰入額減少は、おかしいのではないか。

表決の結果、賛成多数で可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について。

意見はありません。全員賛成で可決されました。

次に、議案第18号 令和6年度池田町水道事業会計予算について。

意見なし。全員賛成で可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度池田町下水道事業会計予算について。

意見、一般会計等からの借入金の返済計画を明確にすべきだ。

全員賛成で可決されました。

その他全般として。

保育園運営事業で保育士募集は、他自治体の経験者等広く募集するべきだ。

報告は以上であります。

他の委員に補足の説明がありましたらお願いします。

以上。

- 議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

総務福祉委員会関係の審議報告を求めます。

大厩美秋総務福祉委員長。

大厩委員長。

〔総務福祉委員長 大厩美秋君 登壇〕

- 総務福祉委員長（大厩美秋君） これより予算決算特別委員会、総務福祉委員会関係、委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和6年2月16日午前9時30分より、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、予算決算特別委員、議会事務局、行政側、町長、教育長並びに総務課、住民課、健康福祉課、会計課の課長及び課長補佐、係長。

2月16日に審議した事件は、議案4件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告いたします。

なお、言い回しにつきましては、簡潔にするため文章上変えてある場合があります。御了承ください。

令和6年3月池田町議会定例会予算決算特別委員会における総務福祉関係の審査報告。

協議事項、1、税務関係について。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について。

問、町税歳入が軒並み減少しているが、所得金額が減っているのか、人口が減っているのか、今後の見通しは。

答、3,600万円ほどの減額である。定額減税が行われることも鑑みて、住民税からは1万円の減税となる。所得の関係は、コロナ禍に比べて徐々に回復し、特段下がっているわけではない。

2、議会事務局関係について。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について。

問、議会報印刷製本費で、議員が要望を言うところがないため、落札時点で議員を1人入れてもらえないか。内容もよく分からないが。

答、単価契約になっているため、財政のほうで入札している。9社から見積りを取り、決まっている。

3、会計課関係について。

議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第12号）について。

質疑なし。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について。

問、メガバンクは入って来ないのか。手数料の関係の比較検討はできないのか。

答、メガバンクは特にない。振込手数料など金融機関の労力に似合っていないのでは、と国から指導があり、総務省から通知が出て、適正な事務手数料の見直しが各自治体にも流れている。八十二銀行が本年10月より上がる。農協は今のところ話は出ていない。遅かれ早かれ通知を基に、適正価格に引き上げられていくと思う。他自治体との比較は契約上公表できない。

4、総務課関係について。

議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第12号）については、質疑ありませんでした。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について。

問、役場駐車が満車状態になり、一般の方が止めにくいときがある。職員や議員が止める場所の移転等の考えは。

答、職員が駐車場代の半額程度を負担協力している。他の施設の駐車場を使うかどうかは考えていく。

問、役場駐車場の職員負担について、現状と今後の計画は。

答、駐車場は管理職以上月1,000円、一般職500円くらいを負担し、年間60万5,000円程度であり、令和8年12月まで徴収する。職員も近くに止めたいという声もあり、返却か更新か、これから話をしていく必要があると考えている。

問、元気なまちづくり事業補助金について、現時点で申請の話はあるのか。

答、何度か相談を受けたことがあるが、現時点ではまだである。

問、要請時期などスケジュールを教えてほしい。

答、4月に自治会長会議で話をし、応募を募っている。10月くらいを締切りにしている。今年もそのように考えているが、枠を設定していくかは考えている。

問、ふるさと納税の業務委託料が200万円程増えているが、なぜか。

答、返礼品の額も入っており、寄附金額の3割以内の額も入っている。

問、町財政の経常経費に充てる一般財源で、人件費が10億円を超えている。経常経費を抑えるべきではないか。行革委員会の意見が反映されているように感じられないが。

答、経常経費は抑えるように考えている。人件費は、人事院勧告で上がっていく方向で国も動いている。それに伴い、前年度より多い予算になっている。

問、行財政の見直しを最低でも年1回はやるようにしてほしい。

答、状況を見ながら検討していく。

問、ネットと情報管理状況が複雑になってきている。概略図を作り、当町がどこにどのように支払っているのか把握したいが。

答、電算委託料は株式会社電算だけではない。強靱化というところで、SCVXというLGWANネットワーク上でネットを見るという仕組みをやっていたが、エリコムシールドはキッセイコムテックに依頼を考えている。国全体の動きとして、標準化し、全国で同じシステムで行うことから費用がかかってきている現状がある。

問、債務負担行為をするということは、町が借金をして備えるということか。

答、債務負担行為自体は借金ではなく、複数年にわたる契約である。債務負担行為によっ

て、次年度の支出の確保ができる。

要望、システム委託料について、総務課と横のつながりを持って、比較できる一覧表などを作ってほしい。

問、中間サーバーブリッジシステム負担金が前年度比、倍以上増えているが。

答、機器更新が入っているため予算が増えた。

問、会計年度任用職員に期末手当、勤勉手当を支給することができることになったが、新年度予算はどうなっているか。

答、勤勉手当は近隣自治体の様子を見ているが、当初予算では見込んでいない。期末手当については池田町では、人勧より僅かに低い位置で固定している。

問、来年度も同じとなれば、近隣市町村並みにやっていかないと、保育士等人が来ないのではないか。

答、当面、会計年度任用職員は一般職と同じに、夏季休暇・療養休暇を増やすなどの対応を考えている。一時金については、近隣自治体の状況を見ながら行う。

問、令和5年度職員福利厚生費33万円が今回5万円であるがなぜか。

答、昨年は仕事納め式に、懇親会約30万円であった。今回は庁舎の備蓄薬で約2万円、庁舎の清掃年2回の飲物代として3万円で計上している。

要望、職員の福利厚生として必要なものは予算を取ってもよいと思うので、検討をしてほしい。

問、ふるさと応援基金1,000万円増額であるが、どのような計画か。

答、実績を見て計画している。令和4年度は約1億2,300万円であった。来年度は新しい業者を探し、業者の委託先を増やすことも考えている。

問、既存のもので寄附行為をする人に求めていくだけでは、飽きたから減るということも考えられる。どういう形で増やしていくか、考えないといけないと思うが。

答、総合計画で、令和10年は2億円という目標もあるが、予算は実績ベースで設定していくのがよいと思っている。

問、内容も精査して、どうしたら具体的に寄附行為が上がってくるのかを考えていってほしいが。

答、ポータルサイト2つで、イオン・ＪＲ等も増やし、宣伝もいろんな方法を考えている。新たな業者も探し取り入れるが、納税につながる難しさも感じている。

5、住民課関係について。

議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第12号）について。

問、子供の医療費が増えたとのことだが、どのような理由からか。

答、把握する部署ではないため、病名の把握はしていないが、昨年に比べ、入院が3か月で20件、1か月当たり6から7件である。外来も含め10月から増えてきている。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について。

問、後期高齢医療費給付負担金の対象者は。

答、2,260名から2,310名程度に増えている。

問、消費者行政活性化事業補助金について、どの程度相談があるのか。

答、大北広域のほうから実績として、令和4年度池田町は20件、全体で120件である。

問、バス運行費6,023万7,000円のうち委託料5,207万9,000円についての内訳は。

答、明科線717万900円、安曇野線673万2,000円、松川線681万4,500円、広津線650万340円、巡回線（右回り）609万5,100円、巡回線（左回り）697万3,560円、高校生増車対応1,179万2,000円である。

要望、町営バスのアンケートをどのように反映されているのかが不明。公共交通地域計画がないと、手を挙げていられないので計画立てをお願いします。

問、マイナンバーカードの健康保険証は使われているか。

答、マイナンバーカードを保険証と一体化して使っている。来年度12月から保険証の新規発行をしないことになる。

問、紙の国民健康保険証の代わりのものは発行されるのか。

答、資格確認書が発行される。全被保険者にお送りする。

議案第16号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計予算について。

問、保健補導員活動交付金が出ているが一律での交付か。また具体的な活動は。

答、一律の交付である。活動の経費の一部で充てられており、町と県の負担である。コロナウイルス蔓延前は30万円以上の活動をしている。

問、実績に応じて支払うべきではないか。

答、保健補導員の活動については、30万円以上の実績がある。地区での活動ではなく、講師を呼んで体操講習などを行う場合に支出している。補導員の学習会の交通費や研修費の経費となっている。

問、国民健康保険の繰入金で1,600万円であるが、基金残高は幾らか。

答、11月末残高で1億8,095万1,000円である。

議案第17号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について。

問、後期高齢者の国保料は、どのくらい増えるのか。

答、所得割がかからない方は3,400円である。所得割1.02%増により、100万円の所得のある方では約1万円増となる。

6、健康福祉課関係について。

議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第12号）について。

問、やすらぎの郷のボイラー老朽化が心配されるが、総合計画では何年度に改修となるのか。

答、同等の内容で更新する場合、9,000万円クラスになる。内容を検討し、令和7年度改修を考えてはいる。

問、ボイラーの安全性に問題はないか。

答、現時点では問題ない。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について。

問、特別養護老人ホーム鹿島荘の利用者数は。

答、現在4名である。

問、鹿島荘の負担金が前年度に比べて約3倍になっているが。

答、利用者の収入の関係と、光熱費、維持管理費増額や車両購入の影響もある。

問、がん検診推進事業は、どのくらいの方が受診しているか。

答、20歳と40歳の方が対象である。通知を出して集団検診を受けていただくが、会社でも受ける方もいるため受診率は高くはない。

問、軽度・中等度難聴児補聴器の補助はどのくらいか。

答、池田町は経済的な理由は関係なく、9割補助で考えている。

問、上限はあるか。

答、上限はある。基準額の範囲内で9割補助である。

問、福祉事務所未設置町村による相談事業委託料500万円の内容は。

答、生活困窮者の相談や支援等、本来福祉事務所が行う業務を町が、町社協に委託して行っている。

問、地域子育て支援拠点の具体的な場所は。

答、やすらぎの郷館内のつどいの広場である。職員が常駐していないため、今回、地域おこし協力隊の配置を考えている。

問、地域おこし協力隊が増えたと思うが、持ち出しの話はないのか。

答、国で認められた経費の範囲内でやるというのが原則であるため、持ち出し等は考えていない。

問、奈義町視察から、池田町でできる子育て支援、就職支援など予算に入っているか。

答、地域おこし協力隊を募る背景に、奈義町視察がある。砕けた関係性の中から新たに発展していくことや、池田町独自の子育ての関わりやネットワークができていくことを望んでいる。自主グループの活動等で行政とつながる等、ソフト面のフォロー体制に重点を置いた。

問、資格を持った経験のある人を採用するのか。

答、保育士、社会福祉士などの各種資格や児童養護施設勤務、児童センター勤務経験等の一定の資格を設けて募集している。

問、医療介護総合確保基金事業3,960万円であるが、内訳は。

答、金額の積算はこれからだが、標準的には工事費1,200万円掛ける3件、設計監理費120万円が3件、補助金は1件につき上限971万円であり、超えた分は自治会負担である。

問、福祉企業センター授産事業経費について999万8,000円であるが、作業員人数は何名か。

答、二十数名で行っている。

問、今後どうなっていくのか。

答、高齢化、障害で毎日定期的な作業ができないなど、人材確保が課題である。

議案第16号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計予算について。

質疑なし。

以上、総務福祉関係の質疑を申し上げました。

他の委員に補足があればお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

引き続き、振興文教委員会関係の審議報告を求めます。

大出美晴振興文教委員長。

大出美晴委員長。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

○振興文教委員長（大出美晴君） おはようございます。

予算決算特別委員会、振興文教委員会関係についての委員会審査報告を申し上げます。

日時、令和6年2月19日午前9時30分より、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、予算決算特別委員会委員10名、議会事務局、行政側、町長、教育長並びに振興課、建設水道課、学校保育課、生涯学習課の課長及び課長補佐、係長。

2月19日に審議した事件は、議案5件であります。

以下、説明を省略し、質疑について報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合がありますので、御了承ください。

振興課農業委員会関係について。

議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第12号）について。

問、産地パワーアップ事業補助金の減額は農業農村整備事業への事業変更をしたことによるものか。

答、産地パワーアップ事業より、個人負担が減る見込みがあるので取組を変えた。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について。

問、地域計画の策定について、町の関わり方を聞く。

答、基本的に町が行う事務である。ただ、農業委員会、土地改良区、ＪＡ、中間管理機構等の連携は実現性の高い地域計画を作成するのに必要である。

問、あぜの草刈り等は、田畑の保全に欠かすことはできないはず、この点を町としてどう考えるのか。

答、検討課題とする。

問、地域計画作成業務委託料と、農業委員会サポートシステム最新化業務委託料について、内容と委託先は。

答、地域計画の作成業務委託は、朝日工業株式会社に、アンケートの集計結果に基づいた目標地図を委託する予定、また農業委員会サポートシステム最新化業務委託料は、農地台帳の作成及び公表事務等を実現するシステムで、今回国との絡みもあるので、株式会社ＳＯＬＡに委託する予定である。

問、農業振興支援職員負担金は1,000万円必要なのか。

答、既存の農業法人も必要になってくるはず、また新法人についてもサポートしていく必要があると考える。

問、農業の担い手の確保はどうなっているのか。

答、確保に向けて努力していくが、現在はなかなか苦慮している。

問、農業次世代人材投資資金は、どのような方に充てるのか。

答、農業関係者で、水稻が中心でプラス高収益野菜を考えている。

議案第15号 令和6年度池田町工業誘致等特別会計予算について。

質疑なし。

建設水道課関係について。

議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第12号）について。

質疑なし。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について。

問、急傾斜地崩壊対策事業負担金について、事業内容は。

答、水路設置をするのではなく、地下浸透ますで行うこととなった。自治会には、回覧文書を渡した。

問、住宅・建築物安全ストック形成事業委託料と、同じく補助金の内容は。

答、耐震の委託料は2件分、また補助金については1件分である。

問、圃場整備書類作成委託料について、どう進めていくのか。

答、地権者の意向の確認をし、事業の種類も説明しながら判断していく。

問、ブロック塀等、除去事業補助金について、耐震等の関係はどうなっているのか。

答、建築係で、鉄筋探查機を2台所有しており、貸出し可能である。

議案第18号 令和6年度池田町水道事業会計予算について。

質疑なし。

議案第19号 令和6年度池田町下水道事業会計予算について。

質疑なし。

学校保育課関係について。

議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第12号）について。

質疑なし。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について。

問、民生費の関係で県からの保育料の補助があると聞いたが。

答、補助した場合に申請することによって発生する。

問、1人1台端末ソフトウェア使用料の関係でリース料が池田小しか載っていない理由は。

答、パソコンとサーバーのリースが終了になるため、新たにサーバーのみのリースになることで、2校分一括して計上してある。

問、二十歳のつどい催しもの委託料の内容について聞く。

答、二十歳のつどいで当時を思い、振り返ってもらうようなものを制作するため、委託する予定。

問、池田松川施設組合負担金の給食費補助分の関係で、ふるさと応援基金でなく、地方創生交付金を充てることはできないのか。

答、今のところ、ふるさと応援基金を充当させる予定である。

問、派遣業務委託料の件で、派遣会社を使う必要があるのか。

答、予算内で雇用していく、また、賃金待遇面でも検討し働きやすい環境づくりを考えていく。

問、児童虐待、DV対策等総合支援事業費国庫補助金についての内容は。

答、スクールカウンセラー4人、合わせて150時間である。

問、講師謝礼等、予算が増減しているが。

答、新学習指導要領の方針に沿って授業改善をする中で、予算を増減している。

問、就学援助費の減額に疑問を呈す。

答、変えられる部分は変えていく。

問、英語指導助手委託料の増額の理由は。

答、英語指導助手の時間数も増えていることもあり、単価を上げた。

生涯学習課関係について。

議案第13号 令和5年度池田町一般会計補正予算（第12号）について。

質疑なし。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について。

問、入場券購入費は、松本山雅の小学生向けチケット購入費か。

答、そのとおり。

問、クラフトパークの看板設置状況は。

答、美術館、クラフトパーク運営協議会で検討し設置を進めていく。

以上で、令和6年3月定例会における予算決算特別委員会、振興文教関係についての報告

を終わります。

他の委員に補足があればお願いいたします。

- 議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

服部議員。

- 10番（服部久子君） すみません。補足というか、学校保育課関係の一番下から2問目なんですけれども、就学援助費のことですが、これ私が尋ねたんですけれども、実質生活保護1.5倍以下の対応しているというふうに言われましたので、じゃそれで今後よろしいですかと聞いたら、町長は、うなずかれたんです。

だから、ここのところは、変えられる部分は変えていくじゃなくて、町長が承諾したいうことで、変えていただければと思いますが。

その問いも、就学援助の減額に疑問を呈すじゃなくて、就学援助費の生活保護費1.2から1.5にしたらどうかというふうに尋ねたんですが、その答えが町長がうなずいたということです。どうでしょうか。

- 議長（横澤はま君） 大出議員。

- 振興文教委員長（大出美晴君） 質問者がそのとおりというので、そのとおり訂正してください。

以上。

- 議長（横澤はま君） 訂正をいたします。

ほかに質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって予算決算特別委員会の報告を終了します。

続いて、総務福祉委員会の報告を求めます。

大厩美秋総務福祉委員長。

大厩委員長。

〔総務福祉委員長 大厩美秋君 登壇〕

○総務福祉委員長（大厩美秋君） これより総務福祉委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

日時、令和6年2月16日、予算決算特別委員会終了後、午後3時20分から、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、総務福祉委員、議会事務局、行政側、町長、教育長、総務福祉委員会に関係する各課長、係長。

今定例会において本委員会に付託された事件は、議案6件、陳情3件であります。陳情3件につきましては、共通した陳情であり総務課担当係より補足説明を受け協議いたしました。

以下、説明を省略し、質疑及び審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合があります。御了承ください。

令和6年3月池田町議会定例会の総務福祉委員会の審査報告。

協議事項、1、議案第2号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

問、定年延長について、対象者はいつから該当するのか。

答、今年度60歳を迎える方は退職としていないので61歳までとなる。今年度対象者はいない。

問、定年を迎えてから課長職を延長することはあるのか。

答、制度的にはできないことはないが、組織の新陳代謝のためにも、60歳で入れ替わるのが重要と考える。

表決の結果、全員の賛成で、委員会として可決されております。

2、議案第3号 池田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なく、表決の結果、全員の賛成で、委員会として可決されております。

3、議案第4号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について。

問、小学生が乗ることも考えてられるが、学校や保護者との協議は。

答、小学生の料金も無料となるが、利用の方向については教育委員会に内容を伝え、理解を求めていく。

問、高校生の証明書はどのような形になるのか。

答、高校生については、学生証を提示していただく。中学生以下は提示の必要はない。

問、高校生でなくても同じ年頃の方は、資格など証明書があれば乗れるということでしょう。

のか。

答、そのとおりである。

表決の結果、全員の賛成で、委員会として可決されました。

4、議案第5号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なく、表決の結果、賛成多数で委員会として可決されました。

5、議案第9号 池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。

問、築年数により該当しないなどの規定は。

答、新しい、古いは特に関係はない。補助金の適応は確認が必要であるが、今回バリアフリー化がメインの改修であり、1回に限り活用可能である。

問、手すりなども対象であるか。

答、対象である。

表決の結果、全員の賛成で、委員会として可決されました。

6、議案第10号 半在家地区高齢者支えあい拠点施設の指定管理者の指定について。

問、公民館は、既に町の指定管理になっているのでは。

答、支えあい拠点施設となり、この工事を機に、町の指定管理となる。

表決の結果、全員の賛成で、委員会として可決となりました。

7番、陳情第1号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書。

意見、国の方針に沿った適正な算定が今後は必要となってくると考える。

意見、常駐という形でなくても、専門の職員の方に算定してもらう体制は今後必要と考える。

表決の結果、全員の賛成で、委員会として採択となりました。

8、陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書。

問、池田町の建設、設計において最低制限価格の設定は。

答、建設関係は設けているが、設計監理について設定はない。

表決の結果、賛成多数で、委員会として採択となりました。

9、陳情第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書。

意見、能登半島地震や各地で地震が続いている。公共施設ではない部分ではあるが、高齢化も進み、高齢者の独り暮らしの方も耐震診断しても、耐震補強にお金がかかるから、そのままの方がいい。今後、国・県の支援も必要と考える。

表決の結果、全員の賛成で、委員会として採択となっております。

10、閉会中の継続調査について。

デマンド交通について、視察を兼ねながら、運営状況や実績を伺いたいと考えているが、実施できていない。今後、近隣自治体へお願いしていく。

また、町の福祉輸送など現状の取組も調査していくこととしたい。その他に企業が運営する事業の研究も視野に入れていきたい。

以上から、デマンド交通に重点を置いた調査を引き続き行い、3件の継続調査はそのままとする。

異議なしにより、閉会中の継続調査は以下の3項目とする。

1、池田町の町づくりと住民福祉の向上について、2、デマンド交通を含めた公共交通の在り方について、3、ゼロカーボン社会の推進に関する調査研究について。

以上で、総務福祉委員会に付託された事件の報告を終わります。

他の委員に補足があればお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務福祉委員会の報告を終了します。

続いて、振興文教委員会の報告を求めます。

大出美晴振興文教委員長。

大出委員長。

〔振興文教委員長 大出美晴君 登壇〕

○振興文教委員長（大出美晴君） 振興文教委員会の審査報告を申し上げます。

日時、令和6年2月19日、予算決算特別委員会終了後、場所、池田町役場協議会室、出席者、議会側、振興文教委員6名、議会事務局、行政側、町長、教育長、振興文教委員会に係る各課長、係長。

今定例会において本委員会に付託された事件は、議案3件及び陳情1件であります。

以下、説明を省略し、質疑、意見及び審査の結果を報告いたします。

なお、言い回しについては、簡潔にするため文章上変えてある場合がありますので、御了承ください。

議案第 6 号 池田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。採決の結果、全員の賛成で、委員会として可決です。

議案第 7 号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。採決の結果、全員の賛成で、委員会として可決です。

議案第 8 号 池田町給水条例の一部を改正する条例の制定について。

質疑なし。採決の結果、全員の賛成で、委員会として可決。

陳情第 4 号 池田町農業振興協議会答申に基づく新法人設立についての陳情。

意見、農業関係者の意見を十分聞き、町の方針を明文化し、検討を重ね、理解を得て事業を進めること。陳情に挙げた 3 項目は、法人が成立したとしても必要なことである。

よって、採択すべきである。

300万円の出資については、既に議決している案件なので、趣旨採択でよい。

採決の結果、賛成多数により委員会として採択。

その他、閉会中の継続調査について、地域で育む保小中の在り方、地酒・地ワインの振興について。

意見、地酒・地ワインの振興の件で、3月21日の商工会館の検討会に、観光協会も参加してもらう方向でお願いしたい。

以上、2 項目の内容に変更なし。

以上で、振興文教委員会に付託された案件の報告を終わります。

他の委員に補足があればお願いいたします。

○議長（横澤はま君） 他の委員に補足がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 補足なしと認めます。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって振興文教委員会の報告を終了します。

以上で各委員会の報告を終了します。

議案第２号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程２、議案第２号 池田町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第２号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第３号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程３、議案第３号 池田町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第 3 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第 4 号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程 4、議案第 4 号 池田町営バス設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第 4 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第 5 号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程 5、議案第 5 号 池田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

薄井議員。

- 9 番（薄井孝彦君） 本議案は、国保税の税率で、総額で 0.4%、それから均等割で総額で

5,000円、平等割で総額で5,500円を値上げする議案であります。

値上げする理由としては、平成30年から税率を据え置いたため、税収の不足は基金からの繰入れで対応してきたけれども、加入者数の減少などの理由により、繰入金が増加しているためだとしております。

その辺の理由は、理解できますけれども、今度の試算でいきますと、所得300万円の子供2人の夫婦は、年額43万4,060円、所得比率14.5%が、3万1,780円増の46万5,840円、所得比率としますと15.5%とさらに高くなるということになります。

現在、物価高騰により、町民生活も非常に苦しくなっております。これを解決していくためには、基本的には、国の全国知事会でも要求しているとおり、国の1兆円の公費投入が必要だと思いますけれども、根本的解決には、それが必要だと思いますけれども、今回の状況を見ていますと、基金から昨年は1,200万円投入したんですが、今回は1,600万円、その半額の1,600万円を繰り入れたと、それに、もう基金を763万円増の2,363万円繰り入れれば、平等割の5,500円は増やさなくても済むという計算になりますので、町民生活を考慮して、この点については、考えてほしかったなということで、今回の議案に対しては、反対いたします。

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

服部議員。

○10番（服部久子君） 薄井議員と重ならないように反対討論いたします。

町は、国保の会計は国保加入者の負担で賄うようにしていましたが、今現役世代でも、退職されれば国保の加入者となります。住民全ての方に関係する保険であります。今収入が増えず、物価高騰で生活が非常に厳しい折です。基金や一般会計からの繰入れをして保険料の引き上げを軽減すべきであると思います。

よって、この議案には反対いたします。

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第５号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第６号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程６、議案第６号 池田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第６号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第７号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程７、議案第７号 池田町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第 7 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第 8 号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程 8、議案第 8 号 池田町給水条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第 8 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第 9 号、第 10 号について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程 9、議案第 9 号、第 10 号について、各議案ごとに討論、採決を行

います。

議案第 9 号 池田町高齢者地域支えあい拠点施設設置条例の一部を改正する条例の制定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第 9 号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 半在家地区高齢者地域支えあい拠点施設の指定管理者の指定について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第10号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号について、討論、採決

○議長（横澤はま君） 日程10、議案第13号 令和 5 年度池田町一般会計補正予算（第12号）

について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第13号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第14号より第19号について、討論、採決

○議長（横澤はま君） 日程11、議案第14号より議案第19号について、各議案ごとに討論、採決を行います。

議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

服部議員。

○10番（服部久子君） 議案第14号について、反対討論をいたします。

令和6年度一般会計予算は、骨格予算としながら、新しく農業法人立ち上げの予算が組みられました。

地域計画策定委託料501万円、農業振興支援員1,000万円は財政が厳しい中、予算化されております。農業者の理解を十分得たとは言えず、町の農業政策は農業者と住民の理解と協力を得て進めることが町の将来にとって重要と考えます。

また、少子化対策が急がれる重要課題でありながら、それに対する積極的な予算が組みられておりません。若い世代を呼び込むための住宅が不足していることを町は認識していながら、積極的な住宅政策は示されず、人口減少につながっております。古い町営住宅の計画的建て替えを急ぐべきであります。

また、前から住民要望が多い、交通弱者の足の確保の具体策を一向に示さず先送りがされております。住民要望を早急に進めていかないと、少子化、人口減少は止まらないと考え、この令和6年度の一般会計予算には反対いたします。

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

薄井議員。

○9番（薄井孝彦君） 私は、次の3点により反対いたします。

1点目は、骨格予算になっていないのではないかということであります。3月には町長選挙があり、首長さんが替わる可能性があります。そのような場合は、骨格予算といい、町運営に必要な人件費など、最低必要な経費で予算を組み、首長が替わったとき、首長の施策で予算づけができるように財源を残しておくというのが原則というふうに聞いております。

今回の予算を見ると、高収益作物の栽培転換事業の8,010万円、農業振興事業職員負担金1,000万円など、新規事業が盛り込まれており、首長が替わったとき首長の考え方で、肉づけをする予算財源がないのではないかとというふうに考えます。

したがって、今回の予算については、骨格予算になっていないので反対いたします。

次に、2番目に町財政の健全化を目指す予算になっていないのではないかとという点であります。

町行財政改革推進委員会の答申では、令和8年度までは緊急対応期間と位置づけ、町財政の健全化措置を取るように要請しております。健全化の最大の眼目は、経常経費の削減、特に人件費の削減であります。今回予算の人件費は約11億円であり、前年度より約5,600万円増えており、緊急対応期間中の財政健全化を目指す予算になってはいないのではないかとというふうに考えます。

今後、予想される町公共施設などのインフラ施設の改修などには多額の経費、年平均しますと4.9億円から17.6億円かかるというふうに言われておりますので、そういう点から見ても、今回の予算はちょっと問題があるんじゃないかということで反対します。

3番目に、予算項目の中でちょっと問題点があるんじゃないかなという点について、ちょっと言いますけれども、1つは、農業振興支援金負担金1,000万円の予算についてですけれども、この支援金は、当初、農業新法人の業務を行うとしておりましたけれども、職員として、町農業を支援する職員に変更され、JAグループから在籍出向になるとの説明がありま

した。在籍出向であるならば、人件費を全額、町が持つというのには違和感があります。当然、在籍のところからも求めてもよかったのではないかと。その辺が一つの問題点ではないかと。

2番目は、第2期の町行財政改革推進委員会の予算が、全く計上されていないことであります。町財政のほうは、恒常的な問題点、経常経費に比べ、投資的経費が極端に少ない問題点については解決されておられません。

さらに、答申検証の第2期町行財政改革推進委員会は立ち上がったにもかかわらず、その予算が全くないことは、財政問題を解決したというふうを考える異状な予算立てではないかと考えます。

以上の3つの理由から本予算には反対いたします。

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

矢口議員。

○1番（矢口結以君） 議案第14号 令和6年度池田町一般会計予算について反対の立場から討論させていただきます。

来年度の一般会計予算は、総額47億700万円ということで、今年度の当初予算と比較すると1,000万円の増額となりました。子育て支援策について、産後ケア事業の通所型の拡充、地域おこし協力隊を活用した子育て支援拠点の設置が予算計上され、その点については、評価をさせていただきます。

反対する点は3点です。

1点目は、農業振興について、これまでの説明会は全町民に向けてではなく、一部地域と農業者に対してのみ行われている現状があります。補助事業に手を挙げなければならない、一歩進まなければならないという見切り発車とも取れるお考えではなく、農業者や町民とのコンセンサスをしっかりと取ってから進めるべき事業であります。

新農業法人設立まで、プロセスにも疑問が残ったままです。補助金申請までの期間も大変タイトなスケジュールとなっており、役場職員への負担は計り知れません。

さらにはJAから池田町に職員が1名出向していただくということで、1,000万円の予算が計上されてきておりますが、人件費ではなく、農業振興支援職員負担金であるとの説明にとどまり、また、町の指定管理施設において、急に進められているバナラビーンズの試験栽

培については、町の施設を使用させることについて、契約がどのようなになっているのか依然不明であります。

株式会社裕源や大北農振協へ試験栽培所として貸し出すということであれば、しかるべき契約をし、貸出し料や人件費を町として請求すべきではないでしょうか。

このままでは、議員としても町民の皆さんへ、説明責任を果たすことができません。

2点目は、財政面からです。

財政状況が回復の兆しであることを広報などで知らされています。しかしながら、経常収支比率は令和4年度85.1%で、令和3年度より3.4ポイント上昇しています。80%を切ったのは過去15年間で平成22年から平成24年と平成27年のみで、依然、高止まりの状態です。実質公債費比率も令和4年度12.1%、令和5年度12.9%、来年度以降は13%を超えるとシミュレーションされており、財政力指数も低下傾向であります。

限られた財源の中で、優先順位をはっきりさせていく必要があります。

その上で、3点目は、総合体育館のバスケットゴール2基新規購入についてです。

予算計上には835万1,000円が計上されています。こちらは移動式のバスケットゴールとのことですが、池田町の現状から、今ではないと感じますし、来年度分は終了してしまっておりますが、スポーツ振興の助成に申請する等の方法もあるのではないかと考えます。

池田町の第6次総合計画のアンケートから、子ども・子育て支援、防災面での対策を求める声が多く上がっております。これは第5次総合計画からずっと変わらない声です。公共交通についても、改善を求める声が多く寄せられている現状です。

現状維持を続けたまま加算負担するだけでなく、お金がかかっている分、町民の皆さんからの声を取り入れ、もっと財政に負担がなくなるように分析し、実行していくということが、今の池田町には必要だと考えます。長期的な目線でお金の使い方を考えるべきで、特に短期間で決めなければならないときこそ、本当に町民のためになるお金の使い方なのかを改めて問い直す必要があると考えます。

人口減少が著しい昨今、将来を生きる子供たちに負担がないよう、予算を組むべきです。

よって、議案第14号に反対いたします。

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

三枝議員。

- 2 番（三枝三七子君） 令和 6 年度池田町一般会計予算について私は、反対の根拠を述べさせていただきます。

町長は、今をもっても、住み続けたい町、持続可能な町を目指すとされていますが、この 8 年の財政の内訳を見ると、どの分野に投資をし、何を切り捨てるのか全く見えません。今年の予算書から、私が問題を感じた点を 3 点上げます。

1 つ目、町営バスの予算が去年度 4,582 万 9,000 円から 1,000 万円以上増額し、6,023 万 7,000 円となっています。これは、デマンドの導入の検証するとか、公共交通データを収集するためといった予算ではございません。運行委託している事業者への委託金が 1,179 万 2,000 円の増額となったためです。

その理由は、朝、夕の JR の駅までのバス便 4 便について、車両の数を 1 台ずつ増加させたということでした。去年の 12 月にせっきく、公共交通についてのアンケートを取られた結果は、反映されたとは言い難い状況です。

長野県内において、人口、予算が類似している自治体のデマンド交通をしている内訳では、4,500 万円程度でも成立しているところも南信のほうにはございます。この町が今、人口流出が止まらない理由の 1 つに、住みにくさがあり、その中に公共交通の不便さもあると感じます。

また、医療福祉分野の歳出の部分にもこれは関わりますが、高齢者が自由に出かけられることは、健康の保持、脳の活性に何よりも重要であるということは、コロナ禍において痴呆などが進んでしまった高齢者数の増加を見ても明らかです。

一日でも早く、これだけの高額予算を町営バスに投入するのであれば、今、町内周回バスを根本的に改善すべきと考えます。しかし、その考えに至らない池田町の町政の停滞は、非常に深刻です。現在、公共交通地域計画すらなく、国交省が募集しているデマンド交通のためのデータ収集補助金にすら、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会がないために、申請できないという現状です。

大北周囲の自治体は皆、もっと前から真剣にこれに取り組み、デマンドの試験的運行を試し、ボランティアタクシー、ライドシェアの勉強会などを開いています。町政のほうでも、公共交通アンケートを 65 歳以上の人 1,000 名に郵送され、回収率は 65% ととても高く、そのほとんどの 91% の方が、町内バスを使っていない現実が明らかになりました。この使っていない半数以上の方々が、デマンド交通、タクシー券を希望している結果です。今、これに応えるべきではないでしょうか、行政は。町政の声を反映させない行政は何のためにあるので

しょう。

2つ目、次に、陸郷の登波離橋陸郷の管理費についてです。陸郷の方々から何度も管理費の増額を要請されているようです。年間の管理費は5万円です。陸郷の登波離橋から続く、道の除草も全て含み、本当にいつもきれいに管理されています。ですが、この金額は20年前から変わっていないということです。あらゆるものの物価が高騰し、燃料代で消えてしまうとされています。早急に補正で、この増額をしていただきたい。

そして、もう一つ広津の旧体育館の撤去も、地区要望で複数年、10回以上出されていますが、これも今年の予算書にはございません。財政が厳しいということを言われていますが、町長は、財政は持ち直したと至るところで、話されています。現実、持ち直したのであれば地区要望で、ずっと待たれ、願われている方々にこそ、目を向けるべきではないでしょうか。

3つ目、最後に農業振興です。

本議会初日に議決された300万円の補正予算は、新しい農業法人設立のための資金でした。それに関連した予算がこの中に含まれています。農協から在籍出向で、町役場において働かれる方の人件費が農協への負担金という名目となり、1,000万円の計上となっています。

この人件費は、農業振興協議会答申では、新規農業法人株式会社で働かれるという説明でしたが、ここに至り大きく変わりました。その納得できる理由がございません。

この人件費は、農業法人が負担すべきものではないのだろうか。そして地域計画をサポートすると言われるのであれば、農業法人へのサポートもすると、実に都合のいい雇用を想定されているようです。

さらに、その職員に期待されることは、販売流通経路を確保するそういう経験と見識を持った方だという説明をされていますが、今に至ってもその方のお名前、経験、経歴が、職歴も分かりません。その人物に、人件費1,000万円の予算を組むというのは、いかなるものでしょうか。

在籍出向では、出向元が金銭的メリットを享受しないということは、法律で決まっています。また、在籍出向で、出向元、出向先、社会保障、福利厚生、給料の割合もその人物を含めて、話し合いがあって決まるものだと言理士から説明を受けました。

こうした点から見ても、重要なことが公開されず、不明なままの予算計上と言えます。

最後にしますが、農振の最終答申にいきなり出てきた、バナラビーンズの試験栽培を去年12月に、指定管理事業者ポラリスアクトの方々に試験栽培の実働されるということを聞きました。これは、町の財産であるガラス温室の1棟の半分を貸し出すということです。

その話が、いつ決まったのか、誰が持ってきた話なのか、明確に明文化、報告はございません。大北農業振興協議会が株式会社裕源から技術指導を得て、実働がボラリスだということを聞きました。実働に対しての予算は、この予算書には記載がございません。指定管理としての契約書1,160万円のみです。せめて、指定管理の事業者の運営状況と環境を守ってこそ、町の財産を託し、運営してもらおうというのが指定管理契約ではないでしょうか。

この予算書に膨大な時間と労力を尽くされたことに、職員の皆様には感謝申し上げます。しかしながら、町の未来の姿、目指すべき方向などが長より力強く示されない中で、町の方性の焦点が定まらない状態で、作成されたのではないかと見えます。

以上の3点から見て、令和6年度の一般会計予算には見直しを要求する点が多く、強く反対を表明いたします。

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第14号を起立により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（横澤はま君） 起立多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和6年度池田町工場誘致等特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第15号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和6年度池田町国民健康保険特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

服部議員。

- 10番（服部久子君） 議案第16号に反対討論いたします。

国保加入者は、比較的低所得の方が多く、しかし保険料は協会けんぽの約2倍の負担になっております。

令和6年度の予算では、繰入金が前年度より1,478万円減少しています。基金残高が11月現在1億8,000万円となっておりますが、令和6年度の基金繰入額は、前年度より1,600万円も減少しております。加入者の負担を軽くするためには、基金と一般会計の繰入れを増額すべきと考え、この予算案には反対いたします。

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

薄井議員。

- 9番（薄井孝彦君） 私も、先ほど述べましたと同じ理由ですけれども、国保基金からの繰入金をね、もう少し増やしていただいて、町民の負担を軽減すべきであったんじゃないかと、そういう意味で反対いたします。

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第16号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手多数であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和6年度池田町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第17号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和6年度池田町水道事業会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第18号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和6年度池田町下水道事業会計予算について、討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第19号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

請願・陳情書について、討論、採決

- 議長（横澤はま君） 日程12、請願・陳情書について、討論、採決を行います。

陳情第1号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

陳情第1号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情第2号 最低制限価格の設定に関する陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

薄井議員。

- 9番（薄井孝彦君） 本陳情は、建築物の設計、工事管理業務入札の際、最低制限価格を90%以上に設定してほしいという陳情であります。

最低制限価格制度は、地方自治法第234条と同法施行令第167条10項第2項に基づく、自治体独自の制度であります。一般競争入札や指名競争入札で、最低制限価格を設けることにより、入札の質を保つため自治体が工事ごとに設定をしております。

長野県の最低制限価格実施要綱によりますと、予算執行者は、予定価格の10分の6から10分の8までの範囲となるよう最低制限価格を策定するとしております。

今回の90%以上は、明らかに県の実施要綱よりも高く、高く設定することは、安価で質のよいサービスを提供しようとする業者の活動を排除することにつながり、また、町民、自治

体は、高い価格を買わされることにつながる可能性があります。

よって、本陳情の採択には反対いたします。

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

陳情第2号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手多数であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

陳情第3号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

陳情第3号を挙手により採決します。

この陳情に対する総務福祉委員長の報告は採択です。

この陳情を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、本陳情は採択と決定しました。

地方自治法第117条の規定により、中山眞議員の退席を求めます。

〔5番 中山 眞君 退席〕

- 議長（横澤はま君） 陳情第4号 池田町農業振興協議会答申に基づく新法人設立についての陳情について、討論を行います。

まず、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

三枝議員。

- 2番（三枝三七子君） 陳情第4号について、賛成討論を行います。

池田町農業振興協議会答申に基づく新法人設立についての陳情に私は賛成いたします。

これまで、池田町において農業を力強く牽引され、日々この池田町の土地とともに苦労と工夫を重ねてこられた方々が、名前を連ねておられます。この声は、町として見過ごしてはなりません。

また、池田町の担い手、後継者問題についても重く捉えられているので、新農業法人をつくるなどとは言っていない。十分な時間をかけ、現在の農業者の意見を聞く真摯な姿勢を町に求めています。

今まで開かれてきた、農業振興協議会は、当初社口原の担い手をどうするかから始まり、いつの間にか、この町全体の農業者の担い手、受け皿づくりと変化、転換したため、ほかの集落の農業者は関心を寄せず、深く知ることもありませんでした。

町は、こういうことに対して、既存の農業者に対して、声を聴く努力を本当にされてこられたのでしょうか。新法人には人手も資金も出資するが、既存の農業者には、どんなことをされてこられたのでしょうか。町長は、農業が池田町の基幹産業と言われながら、自ら出かけて行き、膝を交え、農業者の声に耳を傾けるべきだったと思います。

しかし、今となっては既に遅く、本議会初日に、会社法にも抵触したまま、法人を設立する議決がなされた現実、議会にとっても責任が重く、この町の未来に大きな影となります。農業者の分断を生み、町民の心はさらに行政から離れるのではないのでしょうか。

今、勇気を持って、行政が立ち止まられることを真に願い、この陳情に私は賛成いたします。

以上です。

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

薄井議員。

- 9番（薄井孝彦君） 農業新法人への町出資300万円が可決され、農業新法人設立に動くと思われますけれども、農業者、町民の意見聴取、理解はいまだ不十分であります。

今後の町農業を発展させていくためにも、本陳情に書かれてあるとおり、農業者、町民の意見を十分に聞き、それを生かした農業政策を確立する必要があるということで賛成いたします。

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 次に、この陳情に対して賛成討論がありますか。

〔発言する人なし〕

- 議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

〔「議長」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 和澤議員。

- 8番（和澤忠志君） 動議を提出します。

陳情第4号の採決に趣旨採択を追加していただきたく、動議を提出いたします。

- 議長（横澤はま君） ただいま和澤議員より、採決の採り方に趣旨採択を追加する動議が提出されました。

この動議に賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） この動議は1人以上の賛成がありますので、成立いたしました。

趣旨採択を追加する動議を議題として採決いたします。

趣旨採択を追加することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

- 議長（横澤はま君） 挙手多数です。

したがって、趣旨採択を追加する動議は可決されました。

〔「議長、動議」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 大出議員。

- 7番（大出美晴君） ちょっと、内容が困惑しているので、先ほど、趣旨採択を案件に取り上げるかということで、多数で趣旨採択を取り上げるということで決まったはずです。

ですので、ここは、採択か趣旨採択で、決を採っていただかなければいけないのではないのでしょうか。

- 議長（横澤はま君） ただいま、陳情第4号を趣旨採択にすることに賛成の方の挙手ということで、同数でありました。

〔「違う、違う、議長動議」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 大出議員。

○7番（大出美晴君） 先ほど、趣旨採択を取り上げるかということで、6人の議員の方の賛成があったはずですよ。もう一度、そのところを検証してください。

○議長（横澤はま君） 先ほどの、趣旨採択の動議、この動議について賛成の方ということで趣旨採択。

〔「議長、動議」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 大出議員。

○7番（大出美晴君） これで、最後になっちゃいますので、3回目の動議です。

先ほど、趣旨採択が、採択が趣旨採択ということで決まったはずなので、ここは、陳情第4号について、採択に賛成の方と、それから、趣旨採択に賛成の方で、採るんじゃないですか。

○議長（横澤はま君） 趣旨採択で、賛成を採りますので。

○7番（大出美晴君） 分かりました。

〔「趣旨採択のを採るんです」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時44分

○議長（横澤はま君） 再開いたします。

陳情第4号を趣旨採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手同数であります。

採決の結果、賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して採決します。

陳情第4号の趣旨採択に私は賛成です。

したがって、挙手多数であります。

本陳情は、趣旨採択と決定いたしました。

中山眞議員の復席を求めます。

〔 5 番 中山 眞君 復席 〕

○議長（横澤はま君） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 6 分

再開 午後 零時 0 3 分

○議長（横澤はま君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程の追加

○議長（横澤はま君） お諮りします。

追加案件として、議案 1 件、発議 1 件が提出されました。これを日程に追加して議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」の声あり 〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案第 2 0 号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程 1、議案第20号 池田町まちなかの賑わい拠点施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

甕町長。

〔 町長 甕 聖章君 登壇 〕

○町長（甕 聖章君） 議案第20号 池田町まちなかの賑わい拠点施設の指定管理者の指定について提案理由の説明を申し上げます。

指定期間満了に伴う、本施設の指定管理者更新に当たり、現在の指定管理者である、株式会社にぎわい創造社を指名により選定し、選定審査会での審査の結果、指定管理候補者を選定いたしました。

候補者として選定された同社を、池田町まちなかの賑わい拠点施設の指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び池田町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等、条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（横澤はま君） これをもって提案理由の説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部議員。

○10番（服部久子君） 指定管理料が、今年度より次年度が120万円約増えているんですが、その理由をお聞きします。

○議長（横澤はま君） 大澤振興課長。

○振興課長（大澤 孔君） 当初、374万円で募集したわけでございますけれども、なかなかその金額に見合った、その金額を理解していただいて、なかなか申込みがなかったということもございます。

その後、今、指定管理を行っていただいているにぎわい創造社といろんな話をして、協議をしていったわけでございますけれども、やはり、人件費も本当にぎりぎりでやっている、ということもございます。そして、あと指定管理料として本来計上すべき、例えばコピー機のリース料とか、そういうものについては、指定管理料で本来見るべきだと、そのような形でいろいろ精査した中で、私どもも要望を伝えながら、最終的には110万円の増額になったということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（横澤はま君） 他に質疑ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

議案第20号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

発議第1号について、上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（横澤はま君） 追加日程2、発議第1号 町政に関する決議について、議題とします。

提出者から趣旨説明を求めます。

薄井孝彦議員。

〔9番 薄井孝彦君 登壇〕

○9番（薄井孝彦君） それでは、発議第1号について趣旨説明いたします。

発議第1号 町政に関する決議について。

町政に関する決議を別紙のとおり提出する。

令和6年2月27日提出。

提出者、池田町議会議員、薄井孝彦。

賛成者、池田町議会議員、矢口結以、賛成者、池田町議会議員、三枝三七子、賛成者、池田町議会議員、山崎正治、賛成者、池田町議会議員、大厩美秋、賛成者、池田町議会議員、中山眞、賛成者、池田町議会議員、大出美晴君、賛成者、池田町議会議員、和澤忠志、賛成者、池田町議会議員、服部久子。

町政に関する決議。

1、農業振興を目指して、池田町農業振興協議会の答申に基づく新農業法人への町出資議

案が可決され、新農業法人は、設立に向け動き出そうとしています。

新農業法人の設立趣旨は、町農業の継続のために農業諸問題を解決し、池田町らしい農業振興をいかに図っていくかであります。

町は、農業者の声をこれまで以上に耳を傾け、農業者、町民の協力を得て、持続可能な農業を実現し、さらなる農業振興となるよう努力されたい。

2つ目、健全な町財政を目指して、町財政は、改善傾向にあるものの、経常収支比率の高止まりなど、町財政の再建は道半ばであります。今後、物価高騰やインフラ施設の整備などで、多額の経費がかかると予想され、経常経費の削減などの町財政の再建は急務であります。

以上の点を十分に考慮し、今後の町財政の執行に当たっては、健全な町財政運営を目指し、さらなる努力を望むものであります。

以上のとおり決議する。

令和6年2月27日。

長野県池田町議会。

以上です。

○議長（横澤はま君） これをもって趣旨説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

討論を行います。

まず、この議案に対して反対討論がありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 次に、この議案に対して賛成討論がありますか。

〔「省略」の声あり〕

○議長（横澤はま君） これをもって討論を終了します。

発議第1号を挙手により採決します。

この議案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

○議長（横澤はま君） 挙手全員であります。

したがって、この議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

- 議長（横澤はま君） お諮りします。

池田町選挙管理委員長から、地方自治法第182条第8項の規定により、令和6年4月7日をもって、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了する旨の通知がありました。

よって、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

- 議長（横澤はま君） 追加日程3、池田町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、この選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

指名員に大厩美秋総務福祉委員長を指名します。

池田町選挙管理委員会委員及び補充員の指名を行います。

大厩美秋総務福祉委員長。

〔総務福祉委員長 大厩美秋君 登壇〕

○総務福祉委員長（大厩美秋君） これより池田町選挙管理委員会の委員を朗読させていただきます。

桑澤久明氏、生年月日、昭和30年 1 月25日。

住所、池田町大字池田614番地の 1、無所属でございます。

矢口 衛氏、生年月日、昭和33年 4 月22日。

住所、池田町大字会染245番地、無所属でございます。

小瀬やよい氏、生年月日、昭和29年 3 月 5 日。

住所、池田町大字中鵜604番地の 1、無所属でございます。

福田恵子氏、生年月日、昭和31年5月16日。

住所、池田町大字池田2204番地の 1、無所属でございます。

続いて、池田町選挙管理委員会の補充員を朗読いたします。

補充の順序 1 番、吉井恵子氏、生年月日、昭和25年 8 月 3 日。

住所、池田町大字池田3170番地の 1、無所属でございます。

2 番、北原千文氏、生年月日、昭和38年 4 月 9 日。

住所、池田町大字池田2440番地の 3、無所属でございます。

3 番、西山淑枝氏、生年月日、昭和29年 3 月 7 日。

住所、池田町大字池田977番地、無所属でございます。

4 番、勝野愛子氏、生年月日、昭和35年 4 月 3 日。

住所、池田町大字中鵜2701番地 3、無所属でございます。

以上となります。

任期は、令和 6 年 4 月 8 日から、4 年間でございます。

以上、朗読を申し上げました。

○議長（横澤はま君） ただいま、大厩美秋総務福祉委員長が指名しました方を当選人と定め

ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方が、池田町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

日程の追加

- 議長（横澤はま君） お諮りします。

令和6年2月10日、三枝三七子議員から、地方自治法第133条の規定により、和澤忠志議員に対する処分要求が提出されています。

和澤忠志議員に対する処分要求の件を議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、和澤忠志議員の退席を求めます。

〔8番 和澤忠志君 退席〕

和澤忠志議員に対する処分要求の件について

- 議長（横澤はま君） 追加日程4、和澤忠志議員に対する処分要求の件についてを議題とします。

提出者から説明を求めます。

2番、三枝三七子議員。

〔2番 三枝三七子君 登壇〕

- 2番（三枝三七子君） 三枝です。

和澤忠志議員に対する処分要求について説明いたします。

令和6年2月9日、3月議会初日、池田町議会本会議において、議案第12号 令和5年度

池田町一般会計補正予算（第11号）について、新農業法人への町からの出資300万円について質疑をしているときでした。私が質疑中に、後部座席の和澤議員より「ばか」という言葉を発せされました。これは私と、私の考えに対する軽視と侮辱であると考えます。

よって、地方自治法第133条により、処分要求書を提出いたします。

以上です。

○議長（横澤はま君） これをもって説明を終了します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 以上で、質疑を終了します。

お諮りします。

本件は、委員会条例第6条の規定により、6人の議員で構成する懲罰特別委員会が設置されましたので、これに付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、懲罰特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

委員の指名を職員をして朗読させます。

山岸議会事務局長。

〔議会事務局長 朗読〕

○議長（横澤はま君） 懲罰特別委員会委員は、ただいまの朗読のとおり、指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、懲罰特別委員会委員は、ただいま朗読のとおり選任することに決定しました。
続いて、お諮りします。

懲罰特別委員会は、その目的達成のため閉会中の継続調査を認めることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

和澤忠志議員の復席を求めます。

〔 8 番 和澤忠志君 復席 〕

日程の追加

○議長（横澤はま君） お諮りします。

各常任委員会の閉会中の継続調査の申出書が提出されました。

これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件

○議長（横澤はま君） 追加日程 5、総務福祉委員会、振興文教委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から、所管事務のうち、池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

総務福祉委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、総務福祉委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続いて、お諮りします。

振興文教委員会について、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、振興文教委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

- 議長（横澤はま君） お諮りします。

議会運営委員会より、閉会中の所掌事務の調査の申出が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

- 議長（横澤はま君） 追加日程 6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、池田町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程の追加

- 議長（横澤はま君） お諮りします。

議員派遣の件について日程に追加し、議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、日程に追加、議題とすることに決定しました。

議員派遣の件

- 議長（横澤はま君） 追加日程 7、議員派遣の件を議題とします。

この件については、池田町議会会議規則第128条の規定により、お手元に配付した資料のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（横澤はま君） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した資料のとおり決定しました。

なお、次期定例会までに急を要する場合は、池田町議会会議規則第128条の規定により、議長において議員の派遣を決定しますので、申し添えます。

町長あいさつ

- 議長（横澤はま君） 甕町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

甕町長。

〔町長 甕 聖章君 登壇〕

- 町長（甕 聖章君） 3月定例会閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9日から本日までの19日間にわたる定例議会、大変御苦労さまでございました。

提案いたしましたそれぞれの案件につきまして、慎重に御審議、御決定をいただき、誠にありがとうございました。

審議の中でいただきました御意見、御指摘につきましては、今後の行政執行の中で生かしていくよう努めてまいります。

私の任期も、残すところあと僅かとなってまいりました。議員の皆様には何かとお世話になり、誠にありがとうございました。

3期目、町長としての、3期目への挑戦をさせていただきますが、議員の皆様にも町政発展のため、御尽力いただくことをお願い申し上げます。

まだ、まだ、寒さの厳しい日が続いておりますが、議員各位には、健康に十分御留意されますよう御祈念申し上げ、本定例会の閉会に当たってのごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

閉議の宣告

- 議長（横澤はま君） 以上で、本日の日程と本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

議長あいさつ

- 議長（横澤はま君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、2月9日より本日まで19日間にわたり、令和6年度の町政執行に係る重要な案件について、慎重かつ熱心に御審議をいただき、議員各位の御協力によりまして順調な議会運営ができましたことを厚く御礼申し上げます。

また、理事者並びに職員各位には、丁寧な説明をいただき、御苦労さまでございました。

本定例会において議決されました事業執行につきましては、審議中にありました意見、要望等に十分配慮され、適切な事務事業の執行により、町政の執行に当たられますよう希望いたします。

理事者並びに職員各位には、今後ともますます町政の発展のため、格段の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

閉会の宣告

○議長（横澤はま君） これをもって令和6年3月池田町議会定例会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 零時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年2月27日

議 長 横 澤 は ま

署 名 議 員 矢 口 結 以

署 名 議 員 三 枝 三 七 子